

防災地域建設委員会資料

1 条例案

- (1) 島根県営住宅条例の一部を改正する条例 ……P 1
- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……P 3

2 一般事件案

- (1) 宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について ……P 4
- (2) 契約の締結について ……P 5
《 国道431号（森山西工区）防安交付金（改築）
（仮称）森山トンネル工事 》

3 予算案

- (1) 令和8年度土木部当初予算案について ……P 6
・ 浜山公園整備事業 ……P 18
・ グリーンステップ基盤整備事業【新規】 ……P 20
- (2) 令和7年度土木部2月補正予算案(初日提案分)について ……P 21
- (3) 令和7年度土木部2月補正予算案(中日提案分)について ……P 27

4 報告事項

- (1) 山陰道 三隅・益田道路の開通について ……P 34
- (2) 第2回 境港出雲道路整備計画検討会について ……P 35
- (3) 第6回 出雲空港利用者利便向上協議会
交通・駐車場部会の結果について（R8.1.27開催） ……P 37
- (4) 1月6日島根県東部を震源とする地震に係る被害状況について
（公共土木施設） ……P 43
- (5) 島根県建築物耐震改修促進計画（第3次）の策定について ……P 47

令和8年3月5日・6日
土木部

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

子育て世帯等の居住の安定を確保するため、及び県営住宅の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

(1) 子育て世帯の入居について次のとおりとする。

ア 一般の世帯よりも高い収入基準において裁量的に入居を可能とする世帯（裁量世帯）を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居する世帯とすること。（「中学生以下の子」を「高校生以下の子」に拡充）

イ 優先的な入居を図る世帯（優先入居世帯）を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と生計を一にする世帯とすること。（「多子世帯」を「子育て世帯」に拡充）

(2) 配偶者からの暴力を受けた者の入居に係る規定の整備

ア 入居資格を有する配偶者からの暴力を受けた者の要件に、支援機関又は民間団体から配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等の発行を受けた者を追加

イ 既存の定義規定の整備

(3) 県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除する。

団地の名称	所在地
上島団地	出雲市

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

4 参考

(1) 裁量世帯及び優先入居世帯

① 裁量世帯

入居資格（収入要件）において、一般世帯の収入基準（158 千円以下）よりも高い収入基準（214 千円以下）での入居を認める世帯

② 優先入居世帯

入居者の公募において、当選率の優遇を行う世帯

(2) 子育て世帯の入居に係る改正

【改正前】

①裁量世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・高齡者世帯 ・以下のいずれかを含む世帯 障がい者、戦傷病者等、原子爆弾被爆者、引揚者、ハンセン病療養所入所者等、<u>中学生以下の子</u>
②優先入居世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・高齡者世帯 ・障がい者世帯 ・ひとり親世帯 ・<u>多子世帯</u> ・DV被害者 ・犯罪被害者等 ・生活保護世帯 ・引揚者 ・炭鉱離職者 ・ハンセン病療養所入所者等

【改正後】

①裁量世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・高齡者世帯 ・以下のいずれかを含む世帯 障がい者、戦傷病者等、原子爆弾被爆者、引揚者、ハンセン病療養所入所者等、<u>高校生以下の子</u>
②優先入居世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・高齡者世帯 ・障がい者世帯 ・ひとり親世帯 ・<u>子育て世帯</u> ・DV被害者 ・犯罪被害者等 ・生活保護世帯 ・引揚者 ・炭鉱離職者 ・ハンセン病療養所入所者等

(3) 上島団地について

① 用途廃止の理由

老朽化の進行、居住性能の劣化が進む中、今後も入居希望者が見込めないため（入居者の退去は完了）

② 団地の概要

建設年 昭和40年
所在地 出雲市上島町2013
敷地面積 1筆 660.43㎡
建物 2棟 5戸 計250㎡ (50㎡/戸)

③ 位置図



知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1. 提案理由

建築基準法施行令の改正に伴い、引用する条文において項ずれが生じたため、所要の改正を行う必要がある。

【建築基準法施行令の改正の概要】

2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す我が国の目標達成に向け、温室効果ガスの吸収効果や貯蔵効果を有する木材の建築物での利用を促進するため、建築基準法に基づく建築規制（内装制限、排煙口の設置、防煙壁の設置義務等、防火関係規制等）の見直しが行われ、新たな基準等が追加された。

- ・公布：令和7年 9月3日
- ・施行：令和7年11月1日

2. 条例の概要

上記政令の改正に伴い、第2条の表第25号左欄の(61)中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同欄の(62)中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

(第2条の表第25号)

知事の権限に属する事務	処理する市町村
(61) 政令第137条の12第11項の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定に係る申請の受理	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町（これらの市又は町の長が法第2条第35号に規定する特定行政庁として行うべき事務にあつては、当該市又は町を除く。）
(62) 政令第137条の12第12項の規定による建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定に係る申請の受理	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町（これらの市又は町の長が法第2条第35号に規定する特定行政庁として行うべき事務にあつては、当該市又は町を除く。）

3. 施行期日

公布の日から施行する。

宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について

1 提案理由

宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の流域市（松江市、出雲市、安来市）負担について、下水道法第31条の2第2項の規定により、流域市の意見を聞いたうえ、議会の議決を経て定める必要がある。

なお、流域市からは、同規定により意見を聞き同意を得ている。

2 維持管理費負担金の概要

維持管理費負担金	二次処理費	汚水中の生物化学的酸素要求量(BOD)の低減、浮遊物質(SS)の除去処理に必要な経費(運転管理費、維持修繕費など)	単価 (円/m ³) = $\frac{\text{二次処理経費 (円)}}{\text{流入見込量 (m}^3\text{)}}$
	高度処理費	窒素やリンの除去処理に必要な経費(東部処理区のみ)	単価 (円/m ³) = $\frac{\text{高度処理経費 (円)}}{\text{流入見込量 (m}^3\text{)}}$
	資本費	過去の建設事業に要した経費(減価償却費などから、見合いの国庫補助金、建設負担金などを除いたもの)や企業債利息	負担金額 = $\frac{\text{減価償却費} + \text{除却損} + \text{県債利息}}{\text{一般会計繰入金} - \text{長期前受金戻入額}}$ ※単価計算はしない

※二次処理費、高度処理費単価は3年ごとに改定

※資本費負担金額は毎年度改定(算定基礎となる減価償却費等が工事等の進捗に影響を受けるため)

3 単価・負担金額案(税抜)

(1) 東部処理区(松江市・安来市)

区分	現行 (a)	改定案 (b)	比較 (b-a)	比率(%) (b)/(a)	負担期間
二次処理費	50.63円/m ³	63.73円/m³	+13.10円/m ³	125.9%	令和8年度 ～令和10年度
高度処理費	4.27円/m ³	4.94円/m³	+0.67円/m ³	115.7%	
資本費	131,319千円	101,980千円	▲29,339千円	77.7%	令和8年度

【主な増減理由】

- ・二次処理費及び高度処理費：労務費、汚泥処分費などの高騰による
- ・資本費：令和7年度事業実績等を反映したことなどによる

(2) 西部処理区(松江市・出雲市)

区分	現行 (a)	改定案 (b)	比較 (b-a)	比率(%) (b)/(a)	負担期間
二次処理費	70.70円/m ³	83.04円/m³	+12.34円/m ³	117.5%	令和8年度 ～令和10年度
資本費	89,091千円	99,685千円	+10,594千円	111.9%	

【主な増減理由】

- ・二次処理費：労務費、汚泥処分費などの高騰による
- ・資本費：令和7年度事業実績等を反映したことなどによる

第51号議案

令和8年3月5日・6日
 防災地域建設委員会資料
 土木部道路建設課

契約の締結について

議案その四

番号	工 事 名	位 置	工事の概要	工 期		
第51号 P 7	国道431号（森山西工区） 防安交付金（改築） （仮称）森山トンネル工事	松江市美保関町森山	工事延長：L = 375m （うちトンネル延長363m） 幅員：9.0m （0.75×2+3.00×2+0.75×2） 内空断面積：48.7㎡ 掘削工法：NATM（機械掘削）	島根県議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付したことを確認した日の翌日 から 起算して641日目にあたる日		
				契 約 の 概 要		備 考
				契約の方法・金額	契約の相手方等	
	一般競争入札 2,274,800,000円	カナツ・松江土建・豊洋特別共同企業体 代表者 松江市春日町 636 番地 カナツ技建工業株式会社 代表取締役 金津 式彦 構成員 松江市学園南二丁目 3 番 5 号 松江土建株式会社 代表取締役社長 平塚 智朗 構成員 松江市西川津町 2108 番地 3 株式会社豊洋 代表取締役 木村 直樹 （R 7 . 1 2 . 2 2 日仮契約）				

第3号議案（関係分）、第15号議案、第16号議案、第22号議案

令和8年度土木部当初予算案について

1. 国土交通省当初予算案

(1) 基本方針

【令和8年度予算の基本的な考え方】

- 我が国は、名目GDPが600兆円を超え、力強い賃上げが実現しつつあるなど、成長と分配の好循環が動き始める一方で、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震、老朽化したインフラの保全等の課題に直面している。こうした中、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、「強い経済」を実現するためには、「危機管理投資」と「成長投資」を強力に進めていくことが必要である。
- このためには、能登半島地震からの復旧・復興に全力を尽くすとともに、埼玉県八潮市の道路陥没事故等を踏まえたインフラ老朽化対策の加速化等、防災・減災、国土強靱化の着実な推進、交通の安全・安心の確保、海上保安能力の強化等により、「危機管理投資」等を進めながら、国民の生命・財産・暮らしを守り抜く必要がある。また、持続的な経済成長に向けて、成長分野への国内投資の持続的な拡大、賃上げにつながる人への投資、生産性の向上等に寄与する戦略的な社会資本整備、インフラシステム海外展開、観光立国・物流革新・造船能力の抜本的強化に向けた取組、DX・GXを推進する。加えて、地方創生や国土計画の実現に資する地域活性化・まちづくりの推進、「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開等に取り組む必要がある。これらの施策を実現するため、令和8年度予算では、
 - ・国民の安全・安心の確保
 - ・持続的な経済成長の実現
 - ・個性をいかした地域づくりと持続可能で活力ある国づくりを3本柱に、主要課題をはじめとして、令和7年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進める。
- その際、国土強靱化については、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を着実に推進する。また、物価上昇が継続する中、長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないように、見直しを進める。

【公共事業の適確な推進】

- 社会資本整備は未来への投資であり、ストック効果の最大化に取り組む必要がある。予防保全型メンテナンスへの本格転換等既存施設の計画的な維持管理・更新・利活用を図りながら、上記の3本柱の実現に資する波及効果の大きなプロジェクトを戦略的かつ計画的に展開することが不可欠であり、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図る。その際、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で、今後にも必要な事業量を確保する。
- また、公共事業の効率的かつ円滑な実施・順調な執行のため、第三次・担い手3法等も踏まえ、施工時期等の平準化や適正価格・工期での契約、国庫債務負担行為の積極的な活用、地域企業の活用に配慮した適正規模での発注等を推進するとともに、新技術の導入や i-Construction2.0 の推進、災害に備えた防災体制の拡充・強化にも取り組む。あわせて、建設資材価格の変動への対応、建設産業における賃上げ等の処遇改善、働き方改革の推進、外国人材の受入れ・育成等を通じた中長期的な担い手の確保に取り組む。

(2) 公共事業関係費（国費）

当初予算案 5兆2,950億円（対前年度比：1.00） （単位：億円）

	R6 補正＋ R7 当初 (A)	R7 補正＋ R8 政府予算案 (B)	対前年度比 (B/A)
公共事業関係費	71,879	73,824	1.03
前年度補正予算	19,126	20,873	1.09
当初予算	52,753	52,950	1.00

※金額については、それぞれ四捨五入によっているため、合計と一致しないものがある（以下同じ）。

2. 土木部当初予算案

(1) 考え方

- 第2期島根創生計画でも掲げる「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を実現するため、将来を見据えた成果目標を定め、その達成に向け限られた財源の中で取り組むべき事業を精査した上で、補助・交付金事業を最大限活用し、計画的な事業実施に努める。
- 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を着実に進める。
（予算は令和7年度11月補正・2月補正予算で措置）

(2) 令和8年度歳出予算額（公共事業・非公共事業）

(注) 流域下水道事業会計を除く

831億円（対前年度比：1.05）

(単位：億円)

	R6 補正 + R7 当初 (A)	R7 補正 + R8 当初 (B)	対前年度比 (B/A)
総額ベース	993	1,027	1.03
前年度補正予算（国補正分）	204	196	0.96
当初予算	789	831	1.05

(3) 公共事業

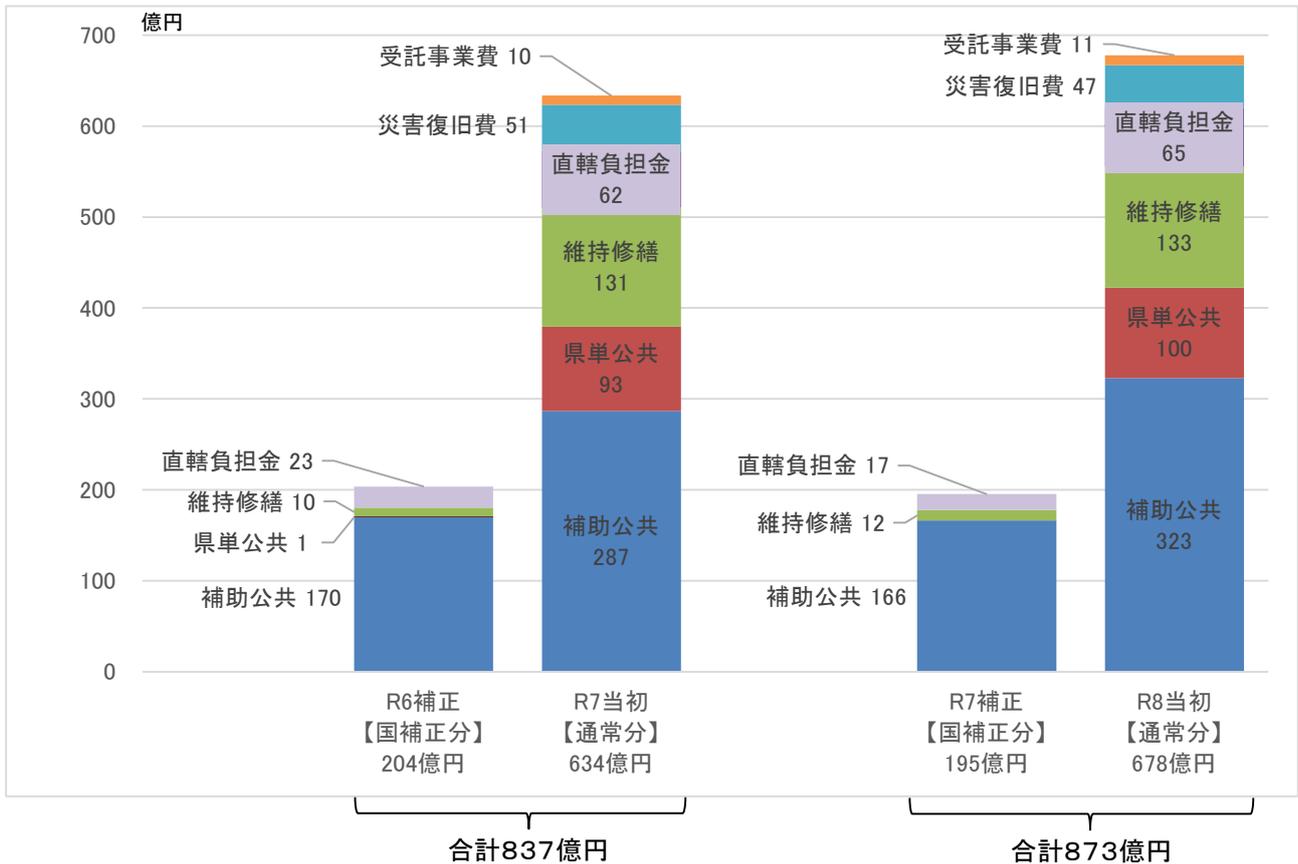
1) 令和8年度当初予算額

678億円（対前年度比：1.07）

(単位：億円)

	R6 補正 + R7 当初 (A)	R7 補正 + R8 当初 (B)	対前年度比 (B/A)
総額ベース	837	873	1.04
前年度補正予算（国補正分）	204	195	0.96
当初予算	634	678	1.07

【公共事業費の比較】



2) 主な事業

- ① 産業活動や観光、地域間交流等の地域振興を支えるインフラとして、高規格道路・骨格幹線道路網や空港・港湾の機能の維持・向上のための整備の推進

R 8 年度当初予算額 8,703 百万円 (▲1,810 百万円)

(参考) R 8 当初+前年度補正(国補正)の合計 11,487 百万円 (▲2,248 百万円)

- ② 道路防災対策、治水対策、土砂災害対策など災害に強い県土づくりの推進

R 8 年度当初予算額 19,339 百万円 (+765 百万円)

(参考) R 8 当初+前年度補正(国補正)の合計 31,351 百万円 (+1,836 百万円)

- ③ 計画的な都市づくり、魅力ある公園づくり、快適な住宅の提供などの快適な居住環境づくりの推進

R 8 年度当初予算額 8,161 百万円 (+4,287 百万円)

(参考) R 8 当初+前年度補正(国補正)の合計 8,292 百万円 (+3,659 百万円)

- ④ 公共土木施設の定期的な点検と計画的な修繕等による長寿命化の推進

R 8 年度当初予算額 7,165 百万円 (▲318 百万円)【一部再掲】

(参考) R 8 当初+前年度補正(国補正)の合計 9,372 百万円 (+153 百万円)【一部再掲】

(4) 非公共事業(主なもの) ※R 8 年度当初予算額

- ① しまねの建設担い手確保・育成事業費 46 百万円 (▲60 百万円)

- 建設産業の担い手を確保・育成するため、建設産業団体等が行う就職促進等の取組の支援や、若年層を含む幅広い層に向けて建設産業の魅力を伝える事業、女性や外国人等多様な人材の入職を促進するための事業等に取り組む

[令和8年度エネルギー価格・物価高騰対策(R7年度2月補正(初日)で計上)]

- 生産性向上のためのICT設備の導入を支援(ICT活用工事加速化事業) 100 百万円

(参考) R 8 当初+前年度補正(2月初日)の合計 146 百万円 (+40 百万円)

- ② しまね定住推進住宅整備支援事業費 128 百万円 (▲5 百万円)

- 中山間地域・離島等で移住・定住者を受け入れるための賃貸住宅等の整備や空き家の改修への支援

- ③ しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業費 172 百万円 (+1 百万円)

- バリアフリー改修、子育て改修及び部分的耐震改修のために行う住宅改修への支援

(5) 債務負担行為の設定 21,708 百万円 (注) 流域下水道事業会計を除く
うち一般会計 21,454 百万円
特別会計 254 百万円

・翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為の設定

(6) 流域下水道事業会計

1) 収益的収支〔費用〕 5,457 百万円

2) 資本的収支〔支出〕 3,050 百万円

3) 主な事業

① 宍道湖流域下水道の運転管理 2,551 百万円

② 施設の老朽化に伴う改築更新工事 2,447 百万円

4) 債務負担行為の設定 6,357 百万円

・翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為の設定

**令和8年度当初予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)**

単位:百万円

予算区分 事業区分		R7年度ベース			R8年度ベース					増減		
		R6補正 + R7当初 (A=B+C)	R6年度 補正 [国補正] (B)	R7年度 当初 [通常] (C)	R7補正 + R8当初 (D=E+F)	R7年度 補正 [国補正] (E)	11補中日	2補初日	R8年度 当初 [通常] (F)	計 (D-A)	国補正 (E-B)	通常 (F-C)
公共 (改良系)	道 路	23,309	7,245	16,064	22,362	7,510	4,669	2,841	14,852	▲ 947	265	▲ 1,212
	河川・ダム	8,127	5,380	2,747	8,530	5,664	5,001	663	2,866	403	284	119
	砂 防	4,927	2,863	2,064	5,019	2,649	2,166	483	2,370	92	▲ 214	306
	港湾・空港	3,427	795	2,632	2,690	589	461	128	2,101	▲ 737	▲ 206	▲ 531
	街路・公園	3,234	709	2,525	3,844	131	68	63	3,713	610	▲ 578	1,188
	下 水 道	470	35	435	1,041	75	-	75	966	571	40	531
	住 宅	761	-	761	3,978	-	-	-	3,978	3,217	-	3,217
	文化財調査	26	-	26	23	-	-	-	23	▲ 3	-	▲ 3
	災害関連	1,411	-	1,411	1,411	-	-	-	1,411	-	-	-
	補助公共計	45,692	17,027	28,665	48,898	16,618	12,365	4,253	32,280	3,206	▲ 409	3,615
	うち国土強靱化	15,648	15,648	-	15,042	15,042	12,365	2,677	-	▲ 606	▲ 606	-
	道 路	1,322	-	1,322	2,292	-	-	-	2,292	970	-	970
	河川・ダム	1,781	-	1,781	1,675	-	-	-	1,675	▲ 106	-	▲ 106
	砂 防	466	-	466	430	-	-	-	430	▲ 36	-	▲ 36
	港湾・空港	1,292	-	1,292	1,350	-	-	-	1,350	58	-	58
	街路・公園	495	50	445	474	-	-	-	474	▲ 21	▲ 50	29
	下 水 道	1,647	-	1,647	1,480	-	-	-	1,480	▲ 167	-	▲ 167
	住 宅	194	-	194	51	-	-	-	51	▲ 143	-	▲ 143
	地域整備促進等	530	-	530	650	-	-	-	650	120	-	120
災害関連	1,596	-	1,596	1,556	-	-	-	1,556	▲ 40	-	▲ 40	
県単公共計	9,323	50	9,273	9,958	-	-	-	9,958	635	▲ 50	685	
うち国土強靱化	50	50	-	-	-	-	-	-	▲ 50	▲ 50	-	
公共計	55,015	17,077	37,938	58,856	16,618	12,365	4,253	42,238	3,841	▲ 459	4,300	
維持修繕費	補助維持修繕											
	道 路	3,606	975	2,631	3,905	1,177	426	751	2,728	299	202	97
	補助維持修繕計	3,606	975	2,631	3,905	1,177	426	751	2,728	299	202	97
	うち国土強靱化	794	794	-	1,177	1,177	426	751	-	383	383	-
	道 路	6,940	-	6,940	6,839	-	-	-	6,839	▲ 101	-	▲ 101
	河川・ダム	1,820	-	1,820	1,983	-	-	-	1,983	163	-	163
	砂 防	575	-	575	525	-	-	-	525	▲ 50	-	▲ 50
	港湾・空港	118	-	118	102	-	-	-	102	▲ 16	-	▲ 16
	地域整備促進	1,000	-	1,000	1,100	-	-	-	1,100	100	-	100
	県単維持修繕計	10,453	-	10,453	10,549	-	-	-	10,549	96	-	96
維持修繕費計	14,059	975	13,084	14,454	1,177	426	751	13,277	395	202	193	
公共+維持修繕費	69,074	18,052	51,022	73,310	17,795	12,791	5,004	55,515	4,236	▲ 257	4,493	
直轄負担金	8,527	2,315	6,212	8,221	1,744	-	1,744	6,477	▲ 306	▲ 571	265	
うち国土強靱化	2,085	2,085	-	1,680	1,680	-	1,680	-	▲ 405	▲ 405	-	
災害復旧費	5,105	-	5,105	4,716	-	-	-	4,716	▲ 389	-	▲ 389	
うち国土強靱化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
受託事業費	1,013	-	1,013	1,076	-	-	-	1,076	63	-	63	
総 合 計	83,719	20,367	63,352	87,323	19,539	12,791	6,748	67,784	3,604	▲ 828	4,432	
うち国土強靱化	18,577	18,577	-	17,899	17,899	12,791	5,108	-	▲ 678	▲ 678	-	

- 注 1) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
2) 港湾・住宅には、特別会計計上分を含む。
3) 下水道には、流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
4) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和8年度当初予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	R7年度 当初予算 (A)	R8年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B-A)	比率 (B/A)
土木総務課	2,943,588	3,197,235	253,647	109%
技術管理課	467,874	500,050	32,176	107%
用地対策課	4,124,077	4,011,174	▲ 112,903	97%
道路維持課	14,189,338	14,879,044	689,706	105%
道路建設課	15,289,906	14,763,556	▲ 526,350	97%
高速道路推進課	4,705,774	4,395,810	▲ 309,964	93%
河川課	10,970,792	11,561,062	590,270	105%
斐伊川神戸川対策課	240,170	328,118	87,948	137%
港湾空港課	6,259,527	5,918,776	▲ 340,751	95%
砂防課 ※	9,198,200	9,011,287	▲ 186,913	98%
都市計画課	4,074,673	4,969,411	894,738	122%
下水道推進課	794,439	854,250	59,811	108%
建築住宅課	1,206,643	1,102,566	▲ 104,077	91%
一般会計合計	74,465,001	75,492,339	1,027,338	101%

※砂防課予算額：災害復旧費を含む

財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
20,876,550	1,114,266	901,101	24,946,100	4,743,325	22,910,997	75,492,339

2. 特別会計

(単位：千円)

課名	R7年度 当初予算 (A)	R8年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B-A)	比率 (B/A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,182,759	1,262,782	80,023	107%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,281,179	6,311,201	3,030,022	192%
特別会計合計	4,463,938	7,573,983	3,110,045	170%

財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
989,573	1,253,268	10	4,304,956	801,741	224,435	7,573,983

令和8年度当初予算案 債務負担行為（土木部）

（流域下水道事業会計を除く）

債務負担行為の設定 21,707,771千円

（一般会計 21,453,640千円、特別会計 254,131千円）

〔一般会計〕

事項(事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	内容	
			箇所・概要	位置
建設工事事務管理システム更新事業費	9～10	7,954	事務管理システムの保守運用業務 7,954千円	—
特別資材調査業務委託費	8～9	48,000	建設工事に使用する特別資材の価格調査業務 48,000千円	—
建設資材価格実態調査業務委託費	9	5,159	公共工事の適正な建設資材単価を定めるための単価の動向調査業務 5,159千円	—
島根県土木部単独用地先行取得費	9～12	496,375	島根県土地開発公社に委託し先行取得した用地を、後年度に買い戻すための経費 496,375千円	—
社会資本整備総合交付金事業費	8～9	1,295,000	(国)184号外 現場技術業務 100,000千円	全県
			(主)出雲三刀屋線 上島1-2工区 道路改良工 100,000千円	出雲市
			益田港 高津地区 現場技術業務 25,000千円	益田市
			(都)松江熊野線外 現場技術業務 60,000千円	全県
			ほか4件	
社会資本整備総合交付金事業費	9	5,395,000	(一)十六島直江停車場線 西代橋 橋梁耐震工 48,000千円	出雲市
			(国)375号 湯抱2工区 橋梁上部工 100,000千円	美郷町
			蛇喰川 樋門工、取付護岸工 330,000千円	安来市
			益田港 高津地区 防波堤上部工、消波ブロック据付 200,000千円	益田市
			玉造西1地区 掘削工、吹付砕工、鉄筋挿入工 65,000千円	松江市
			(都)揖屋馬潟線 道路改良工事(第7期) 矢板工 250,000千円	松江市
			ほか46件	
社会資本整備総合交付金事業費	9～10	2,059,000	浜山公園 陸上競技場電光掲示板更新工事 1,337,000千円	出雲市
			ほか1件	
道路メンテナンス事業費	8～9	127,000	(国)184号外 現場技術業務 100,000千円	全県
			ほか1件	
道路メンテナンス事業費	9	355,000	(主)斐川一畑大社線 灘橋 橋梁修繕工 120,000千円	出雲市
			ほか3件	

土砂災害対策道路事業費	8～9	100,000	(国)184号外 現場技術業務 100,000千円	全県
道路橋梁維持修繕費	8～9	1,525,500	(国)184号外 道路維持修繕 900,000千円 ほか5件	全県
道路橋梁維持修繕費	9	334,000	(国)184号外 道路パトロール業務 134,000千円 ほか1件	全県
道路橋梁維持修繕費	8～10	424,000	(国)184号外 道路パトロール業務 424,000千円	全県
道路環境整備費	8～9	719,000	(国)184号外 植樹帯管理 219,000千円 ほか1件	全県
道路橋梁照明維持費	8～9	153,000	(国)184号外 道路橋梁照明維持業務 153,000千円	全県
道路維持管理業務委託費	8～9	196,000	(国)184号外 道路管理業務 196,000千円	全県
県単道路整備事業費	9～13	125,000	道路情報システム保守業務 125,000千円	-
国庫国道道路改良事業費	8～9	150,000	(国)431号 松江北道路 現場技術業務 30,000千円 ほか1件	松江市
国庫国道道路改良事業費	9	140,000	(国)431号 国富工区 河川付替工 80,000千円 ほか1件	出雲市
国庫国道道路改良事業費	8～12	700,000	(国)431号 松江北道路 用地・物件補償 700,000千円	松江市
大規模特定河川事業費	9	315,000	湯谷川 京塚橋 橋梁上部工 100,000千円 ほか3件	出雲市
受託事業費	9	216,000	矢原川ダム 補強土壁工 150,000千円 ほか3件	益田市
安全な暮らしを守る県単河川 緊急整備事業費	9	21,000	四十間堀川 補償移転 21,000千円	松江市
県単河川災害関連事業費	9	75,000	八戸川 盛土工、大型ブロック積工 75,000千円	江津市
河川総合開発事業費	9	680,000	矢原川ダム 補強土壁工、鉄筋挿入工 160,000千円 ほか4件	益田市
河川総合開発事業費	9～10	3,000,000	矢原川ダム 付替県道トンネルその2工事 3,000,000千円	浜田市
ダムメンテナンス事業費	9	409,000	御部ダム 多重無線更新 外 194,000千円 ほか2件	浜田市

ダムメンテナンス事業費	9～10	250,000	三瓶ダム ダム管理用制御設備更新 250,000千円	大田市
事業間連携河川事業費	9	150,000	矢谷川 橋梁下部工 150,000千円	川本町
港湾メンテナンス事業費	9	60,000	西郷港 小田地区 ペトララム被覆工 60,000千円	隠岐の島町
国庫空港事業費	9	44,200	出雲空港 航空灯火更新LED化工事 44,200千円	出雲市
県単空港事業費	8～9	43,405	石見空港 空港維持管理業務 30,000千円	益田市
			ほか2件	
県単空港事業費	8～13	254,000	隠岐空港 空港除雪車庫整備 254,000千円	隠岐の島町
空港管理事業費	8～9	49,862	出雲空港 有害鳥類防除等業務 22,000千円	出雲市
			ほか5件	
空港管理事業費	8～11	425,400	出雲空港外 空港消防業務 425,400千円	出雲市、益田市、隠岐の島町
出雲空港ターミナルビル改修整備事業費	9～10	945,785	出雲空港 ターミナルビル改修工事 945,785千円	出雲市
志津見ダム・尾原ダム事業促進事業費	8～9	10,000	尾原ダム湖 周辺施設維持管理業務 10,000千円	雲南市
特定土砂災害対策推進事業費	9	50,000	新田川 砂防堰堤工 50,000千円	雲南市
県単急傾斜地崩壊対策事業費	9	100,000	佐波4地区 掘削工 100,000千円	松江市

〔臨港地域整備特別会計〕

事項(事業)	期間(年度)	限度額(千円)	内容	
			箇所・概要	位置
港湾管理事業費	8～9	6,888	西郷港 旅客上屋清掃業務 6,888千円	隠岐の島町

〔県営住宅特別会計〕

事項(事業)	期間(年度)	限度額(千円)	内容	
			箇所・概要	位置
社会資本整備総合交付金事業費	9	247,243	汐入団地 法面対策工事 70,000千円	浜田市
			ほか3件	

令和8年度当初予算案 流域下水道事業会計

1. 予算案

(1) 業務の予定量

年間総処理水量 30,102,098 m³ (1日平均処理水量 82,472 m³)

(2) 予算額

① 収益的収入及び支出

[収 益] 5,370 百万円 [費 用] 5,457 百万円

② 資本的収入及び支出

[収 入] 2,853 百万円 [支 出] 3,050 百万円

2. 主な事業

(1) 流域下水道の運転管理

- ・ 終末処理場等維持管理業務 (包括民間委託) 1,732 百万円
- ・ 機器・管渠等の点検、修繕 286 百万円
- ・ 発生汚泥等の処理 425 百万円

(2) 建設改良費 2,447 百万円

- ・ 東部処理区 処理場設備改築工事、マンホール更生工事
- ・ 西部処理区 処理場設備改築工事、マンホール更生工事、管渠布設替工事 等

3. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科 目 等		R 7 当初 (A)	R 8 当初 (B)	増 減 (B)-(A)	概 要 等 (単位：百万円)	
収益的収支	流域下水道 事業収益	営業収益	2,303,772	2,752,401	448,629	維持管理費負担金 うち二次処理費 2,531 資本費 222
		営業外収益	2,540,641	2,617,781	77,140	長期前受金戻入益 2,322 一般会計からの補助金 176 消化ガス売却、土地貸付料 ほか
		収益計(a)	4,844,413	5,370,182	525,769	
	流域下水道 事業費用	営業費用	4,960,190	5,244,218	284,028	減価償却費 2,467 終末処理場等維持管理業務、機器・管渠 等の点検、修繕、汚泥等の処理 ほか
		営業外費用	181,961	210,600	28,639	企業債償還利息 111 消費税等 100
		予備費	2,000	2,000	0	
		費用計(b)	5,144,151	5,456,818	312,667	
	収 支(a-b)		▲ 299,738	▲ 86,636	213,102	
(当期損益)		(▲ 134,561)	(▲ 146,176)	(▲ 11,615)	()は税抜き	

(単位：千円、税込み)

科目等		R 7 当初 (A)	R 8 当初 (B)	増 減 (B) - (A)	概 要 等 (単位：百万円)	
資本的収支	資本的収入	企業債	955,734	1,004,134	48,400	
		国庫補助金	260,500	551,750	291,250	
		他会計補助金	381,204	384,951	3,747	一般会計からの補助金
		建設費負担金	865,450	896,875	31,425	
		その他資本的収入	0	15,000	15,000	支障移転に伴う補償費
		収入計(c)	2,462,888	2,852,710	389,822	
	資本的支出	建設改良費	2,085,533	2,446,619	361,086	交付金事業 963 県単事業 1,480 固定資産購入費 4
		企業債償還金	574,336	598,046	23,710	
		予備費	5,000	5,000	0	
		支出計(d)	2,664,869	3,049,665	384,796	
	補 填(e)		201,981	196,955	▲ 5,026	損益勘定留保資金 ほか
	収 支(c-d+e)		0	0	0	

4. 債務負担行為

債務負担行為の設定額 6,357 百万円

(内 訳)

事 項	期間 (年度)	限度額 (千円)	備 考
宍道湖流域下水道施設台帳データベースシステム運用保守業務	R9~R10	12,540	
東部浄化センターNo. 1 遠心脱水機定期修繕工事	R9	18,000	
東部浄化センターNo. 4 遠心脱水機定期修繕工事	R9	15,000	
終末処理場維持管理業務委託	R8~R9	2,050,000	
東部処理区幹線管渠点検調査巡視業務委託	R8~R9	70,000	
東部処理区幹線管渠修繕工事	R8~R9	60,000	
西部処理区幹線管渠点検調査巡視業務委託	R8~R9	70,000	
汚泥処分業務	R8~R10	986,700	東部、西部
東部浄化センター2-2系水処理施設改築工事(機械・電気)	R9~R10	810,000	
東部浄化センター2系次亜塩素素注入ポンプ他更新工事(機械・電気)	R9~R10	100,000	
西部浄化センター不具合施設更新工事	R9	45,000	
西部浄化センター電気設備(監視制御)更新工事	R9	376,000	
西部浄化センターNo. 2 ターボブロワ電動機修繕工事	R9	20,000	
西部浄化センターNo. 1-3 最初沈殿池汚泥掻寄機修繕工事	R9	84,000	
西部浄化センター消化ガス発電機増設工事	R9	240,000	
東部処理区マンホール更生工事(M1-2)	R9	300,000	
東部処理区マンホール更生工事(M2-3)	R9	150,000	
東部処理区管更生工事(処理場からM1-1まで)	R8~R9	600,000	
西部処理区管渠布設替工事	R9	150,000	
西部処理区管渠布設替工事(その2)	R9	150,000	
西部処理区管渠修繕工事	R9	50,000	

浜山公園整備事業

1. 島根かみあり国スポ・全スポに向けた施設整備

(1) 事業概要

・令和 12 年度に本県で開催予定の「第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会」に向けて、開閉会式及び陸上競技の会場となる県立浜山公園陸上競技場において、中央競技団体の指摘等を踏まえ大会開催に必要な施設整備（第 1 種公認）を実施するもの。

(2) 整備スケジュール（予定）

事業期間：令和 6 年度～令和 10 年度

整備内容	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
設計業務						第 1 種公認検定 リハール大会	国スポ・全スポ開催
照明設備新設							
スタンド増設・改修 [※]							
電光掲示板更新							
走路改修							
補助競技場芝生改修							

※エレベーター設置含む



(3) 総事業費

60 億円程度

※今後の労務単価や資材単価の上昇は織り込んでいない。

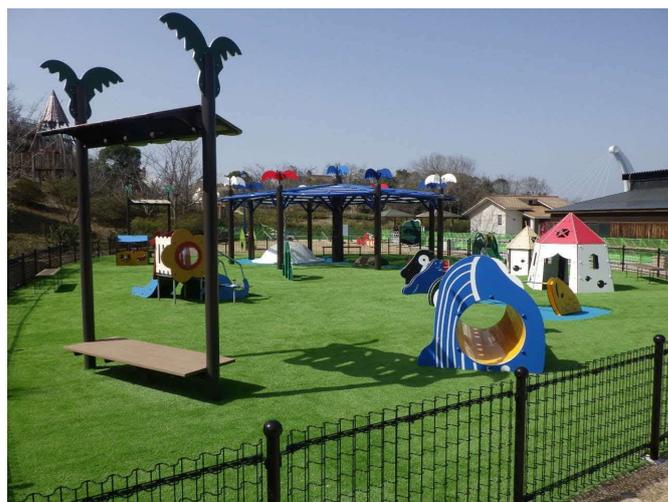
2. 幼児用遊具広場新設【新規】

(1) 事業概要

・公園や遊具などの充実を求める多くの声を受け、島根創生計画第2期における「魅力ある公園づくり」として、浜山公園林間こども広場に1～3歳用の遊具広場の新設を行うもの。

(2) 整備スケジュール（予定）

事業期間：令和8年度



イメージ：石見海浜公園あそぼっこ広場

3. 予算額（令和8年度当初予算）

1, 742, 100千円

（陸上競技場：1, 648, 500千円、幼児用遊具広場：93, 600千円）

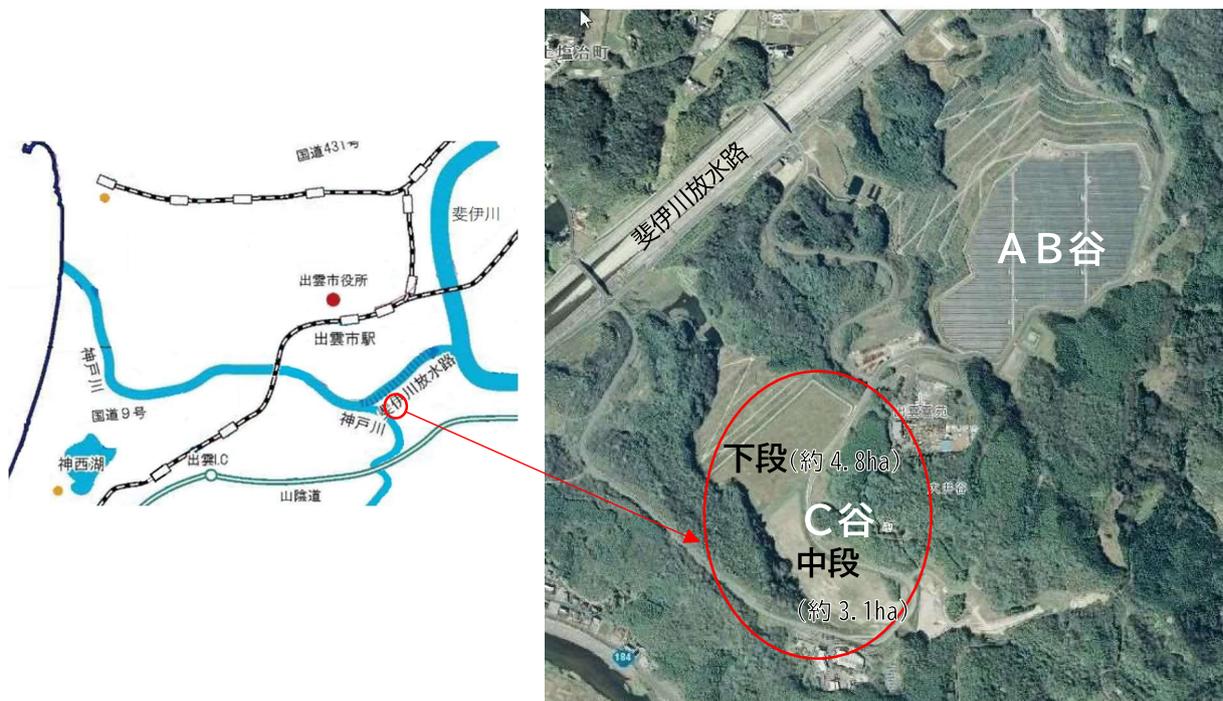
グリーンステップ基盤整備事業【新規】

1. 概要

斐伊川放水路事業残土処理場跡地（通称：グリーンステップ）C谷は、先行取得した県土地開発公社から、県が令和6年3月に買い戻し、土木部において管理している。

C谷の中・下段は、「島根かみあり国スポ・全スポ」の「アーチェリー競技」の会場に選定され、仮設により競技施設を設けるほか、大型バス待機所等としても利用予定である。

国スポ・全スポ終了後も残置する基盤施設である進入口新設や整地、排水処理、部分的な舗装などについて、土地を管理する土木部で整備するもの。



2. スケジュール

令和8年度：設計他

令和9年度：工事（進入口新設・整地・排水処理）

令和10年度：工事（整地・一部舗装・付帯施設工事）

※令和11年度：国スポ リハーサル大会、令和12年度：国スポ・全スポ 本大会

※国スポ・全スポ後のC谷の利活用について、出雲市等との協議を継続

3. 総事業費

約223百万円

うち令和8年度当初予算 14,472 千円（皆増）

令和7年度土木部2月補正予算案(初日提案分)について

1. 補正の概要

- (1) 国の経済対策のうち、防災・減災、国土強靱化等を推進するために必要な補正
- (2) 令和8年度エネルギー価格・物価高騰対策に必要な補正
- (3) 翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る繰越明許費の設定

2. 歳出補正額 6,892 百万円

うち一般会計 6,817 百万円

流域下水道事業会計 75 百万円

3. 補正内容

(1) 歳出事業 6,892 百万円

1) 公共事業

【補正項目】

- ① 補助公共事業費 4,253 百万円
- ② 維持修繕費 751 百万円
- ③ 直轄事業負担金 1,744 百万円

・防災・減災、国土強靱化等を推進するために必要な補正

2) その他の事業

【補正項目】

- ① しまねの建設担い手確保・育成事業費 100 百万円

・令和8年度のICT活用工事加速化事業を早期に実施するために必要な補正
(エネルギー価格・物価高騰対策)

- ② 地籍調査事業費 44 百万円

・地籍調査事業を実施する市町村に対する補助金の補正

(2) 繰越明許費 5,073 百万円

(注) 流域下水道事業会計を除く

・国の経済対策等に伴い補正することとした事業に係る繰越明許費の設定

(3) 流域下水道事業会計

- 資本的収支〔支出〕 75 百万円 ※ (1) 1) の一部を再掲

・防災・減災、国土強靱化を推進するために必要な補正

**令和7年度2月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)**

単位:百万円

事業区分	予算区分	補正前の額		補正額		補正後		比較 (C/A)	
		(A)	うち国土 強靱化	(B)	うち国土 強靱化	(C=A+B)	うち国土 強靱化		
公共 (改良系)	補助公共	道 路	20,418	4,669	2,841	1,281	23,259	5,950	114%
		河川・ダム	8,134	5,001	663	663	8,797	5,664	108%
		砂 防	4,513	2,166	483	483	4,996	2,649	111%
		港湾・空港	3,118	461	128	128	3,246	589	104%
		街路・公園	3,091	68	63	47	3,154	115	102%
		下 水 道	631	-	75	75	706	75	112%
		住 宅	731	-	-	-	731	-	100%
		文化財調査	26	-	-	-	26	-	100%
		災 害 関 連	1,411	-	-	-	1,411	-	100%
	補助公共計	42,073	12,365	4,253	2,677	46,326	15,042	110%	
	県単公共	道 路	1,474	-	-	-	1,474	-	100%
		河川・ダム	1,662	-	-	-	1,662	-	100%
		砂 防	466	-	-	-	466	-	100%
		港湾・空港	1,288	-	-	-	1,288	-	100%
		街路・公園	369	-	-	-	369	-	100%
		下 水 道	1,557	-	-	-	1,557	-	100%
		住 宅	194	-	-	-	194	-	100%
		地域整備促進等	530	-	-	-	530	-	100%
		災 害 関 連	1,596	-	-	-	1,596	-	100%
県単公共計	9,136	-	-	-	9,136	-	100%		
公共計	51,209	12,365	4,253	2,677	55,462	15,042	108%		
維持修繕費	持補 修助 繕維	道 路	3,217	426	751	751	3,968	1,177	123%
		補助維持修繕計	3,217	426	751	751	3,968	1,177	123%
	県単 維持 修繕	道 路	7,285	-	-	-	7,285	-	100%
		河川・ダム	1,815	-	-	-	1,815	-	100%
		砂 防	527	-	-	-	527	-	100%
		港湾・空港	123	-	-	-	123	-	100%
		地域整備促進	1,000	-	-	-	1,000	-	100%
		県単維持修繕計	10,750	-	-	-	10,750	-	100%
	維持修繕費計	13,967	426	751	751	14,718	1,177	105%	
公共+維持修繕費	65,176	12,791	5,004	3,428	70,180	16,219	108%		
直轄負担金	6,212	-	1,744	1,680	7,956	1,680	128%		
災害復旧費	5,105	-	-	-	5,105	-	100%		
受託事業費	1,076	-	-	-	1,076	-	100%		
総合計	77,569	12,791	6,748	5,108	84,317	17,899	109%		

- 注 1) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
 2) 港湾・住宅には、特別会計計上分を含む。
 3) 下水道には、流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
 4) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和7年度2月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後 (C = A + B)
土木総務課	2,989,753	100,000	3,089,753
技術管理課	496,783	0	496,783
用地対策課	4,122,879	44,007	4,166,886
道路維持課	17,952,098	1,576,057	19,528,155
道路建設課	17,070,644	2,015,992	19,086,636
高速道路推進課	4,704,405	590,068	5,294,473
河川課	16,299,056	1,778,432	18,077,488
斐伊川神戸川対策課	253,163	0	253,163
港湾空港課	6,760,532	166,450	6,926,982
砂防課	11,587,359	482,884	12,070,243
都市計画課	4,563,790	62,750	4,626,540
下水道推進課	796,183	0	796,183
建築住宅課	1,211,508	0	1,211,508
一般会計合計	88,808,153	6,816,640	95,624,793

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
2,892,800	0	24,125	3,771,500	0	128,215	6,816,640

2. 特別会計

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後 (C = A + B)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,185,379	0	1,185,379
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,313,476	0	3,313,476
特別会計合計	4,498,855	0	4,498,855

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
0	0	0	0	0	0	0

繰越明許費の状況（その1：補正額）

【一般会計】

（単位：千円）

事業名	予算額	繰越限度額				計	繰越率		
		11月補正後		2月補正 (初日/国補正)					
補助公共	道路	23,258,147	244	14,431,075	47	2,841,003	291	17,272,078	74.3%
	河川・ダム	8,798,000	59	7,179,710	—	663,600	59	7,843,310	89.1%
	砂防	4,995,575	140	4,030,438	—	482,884	140	4,513,322	90.3%
	港湾・空港	3,245,870	17	1,692,400	—	127,700	17	1,820,100	56.1%
	街路・公園	3,154,276	15	2,079,088	2	62,750	17	2,141,838	67.9%
	下水道	3,000							
	住宅	8,000							
	文化財調査	26,479							
	災害関連	1,410,800	2	556,000			2	556,000	39.4%
補助公共計	44,900,147	477	29,968,711	49	4,177,937	526	34,146,648	76.1%	
県単公共	道路	1,474,409	29	692,900			29	692,900	47.0%
	河川・ダム	1,662,257	27	1,284,700			27	1,284,700	77.3%
	砂防	465,960	26	333,580			26	333,580	71.6%
	港湾・空港	924,438	9	201,166			9	201,166	21.8%
	街路・公園	369,260	7	167,700			7	167,700	45.4%
	住宅	42,654							
	地域整備促進等	529,973							
	災害関連	1,595,600	18	1,247,640			18	1,247,640	78.2%
県単公共計	7,064,551	116	3,927,686			116	3,927,686	55.6%	
維持修繕	道路	11,252,936	126	2,060,323	30	751,046	156	2,811,369	25.0%
	河川	1,815,243	30	475,312			30	475,312	26.2%
	砂防	527,498	26	276,440			26	276,440	52.4%
	港湾・空港	122,701							
	地域整備促進	1,000,000	2	30,000			2	30,000	3.0%
維持修繕計	14,718,378	184	2,842,075	30	751,046	214	3,593,121	24.4%	
直轄事業負担金	7,955,480								
災害復旧	5,104,844	97	1,373,509			97	1,373,509	26.9%	
受託	道路	62,830	2	30,200			2	30,200	48.1%
	河川	591,250	8	471,765			8	471,765	79.8%
	砂防	21,000	1	21,000			1	21,000	100.0%
	街路	401,050	2	374,950			2	374,950	93.5%
受託事業計	1,076,130	13	897,915			13	897,915	83.4%	
その他	14,805,263	1	50,000	58	144,007	59	194,007	1.3%	
合計	95,624,793	888	39,059,896	137	5,072,990	1,025	44,132,886	46.2%	

【特別会計】

事業名	予算額	繰越限度額				計	繰越率	
		11月補正後		2月補正 (初日/国補正)				
臨港地域整備特別会計	1,185,379	2	171,672			2	171,672	14.5%
県営住宅特別会計	3,313,476							

繰越明許費の状況（その2：理由別内訳）

【一般会計】

（単位：千円）

事業名	繰越限度額計		繰越額の理由別内訳										
			補助決定遅延		用地買収遅延 (補償処理困難)		資材入手 困難		関連事業 遅延		計画変更 設計変更		
補助公共	道路	291	17,272,078	97	7,509,685	41	2,419,123	5	297,605			148	7,045,665
	河川・ダム	59	7,843,310	36	5,664,750	4	203,400	2	167,200	2	227,700	15	1,580,260
	砂防	140	4,513,322	53	2,648,422	14	312,800	2	55,200			71	1,496,900
	港湾・空港	17	1,820,100	4	588,600			5	756,700			8	474,800
	街路・公園	17	2,141,838	3	131,000	1	70,000					13	1,940,838
	下水道												
	住宅												
	文化財調査												
	災害関連	2	556,000									2	556,000
	補助公共計	526	34,146,648	193	16,542,457	60	3,005,323	14	1,276,705	2	227,700	257	13,094,463
県単公共	道路	29	692,900			2	66,000					27	626,900
	河川・ダム	27	1,284,700			5	666,500	1	50,100			21	568,100
	砂防	26	333,580			2	11,960					24	321,620
	港湾・空港	9	201,166					3	64,666			6	136,500
	街路・公園	7	167,700			1	25,100	2	97,200			4	45,400
	住宅												
	地域整備促進等												
	災害関連	18	1,247,640			3	28,080					15	1,219,560
県単公共計	116	3,927,686			13	797,640	6	211,966			97	2,918,080	
維持修繕	道路	156	2,811,369	44	1,176,833			4	20,900			108	1,613,636
	河川	30	475,312					3	97,000	2	5,000	25	373,312
	砂防	26	276,440									26	276,440
	港湾・空港												
	地域整備促進	2	30,000									2	30,000
	維持修繕計	214	3,593,121	44	1,176,833			7	117,900	2	5,000	161	2,293,388
直轄事業負担金													
災害復旧		97	1,373,509			4	101,911					93	1,271,598
受託	道路	2	30,200									2	30,200
	河川	8	471,765			4	242,918			2	195,772	2	33,075
	砂防	1	21,000									1	21,000
	街路	2	374,950			1	370,000					1	4,950
	受託事業計	13	897,915			5	612,918			2	195,772	6	89,225
その他	59	194,007	1	44,007			1	50,000			57	100,000	
合計		1,025	44,132,886	238	17,763,297	82	4,517,792	28	1,656,571	6	428,472	671	19,766,754

【特別会計】

事業名	繰越限度額計		繰越額の理由別内訳										
			補助決定遅延		用地買収遅延 (補償処理困難)		資材入手 困難		関連事業 遅延		計画変更 設計変更		
臨港地域整備特別会計	2	171,672					1	103,850				1	67,822
県営住宅特別会計													

第2号議案

令和7年度2月補正予算案(初日提案分) 流域下水道事業会計

1. 主な補正内容

- ・ 資本的収支

建設改良費 75百万円

国の経済対策のうち、防災・減災、国土強靱化を推進するために必要な補正

2. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 【R7.2補(初日)後】 (C=A+B)	概要等	
収益的収支	流域下水道事業収益	営業収益	2,303,772	0	2,303,772	
		営業外収益	2,586,241	0	2,586,241	
		収益計(a)	4,890,013	0	4,890,013	
	流域下水道事業費用	営業費用	4,995,076	0	4,995,076	
		営業外費用	181,961	0	181,961	
		予備費	2,000	0	2,000	
		費用計(b)	5,179,037	0	5,179,037	
	収支(a-b) (当期損益)		▲ 289,024 (▲ 186,908)	0 (0)	▲ 289,024 (▲ 186,908)	() は税抜き

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 【R7.2補(初日)後】 (C=A+B)	概要等	
資本的収支	資本的収入	企業債	957,434	17,000	974,434	
		国庫補助金	371,090	37,500	408,590	防災・安全交付金
		他会計補助金	380,804	0	380,804	
		建設費負担金	862,810	18,750	881,560	
		収入計(c)	2,572,138	73,250	2,645,388	
	資本的支出	建設改良費	2,190,843	75,000	2,265,843	交付金事業
		企業債償還金	574,336	0	574,336	
		予備費	5,000	0	5,000	
		支出計(d)	2,770,179	75,000	2,845,179	
	補填(e)		198,041	1,750	199,791	損益勘定留保資金 ほか
収支(c-d+e)		0	0	0		

第53号議案（関係分）、第64号議案、第65号議案、第71号議案

令和7年度土木部2月補正予算案（中日提案分）について

1. 補正の概要

- (1) 事業実績見込み等に伴う補正
- (2) 今年度の災害対応の状況を踏まえ、災害復旧事業費等の災害関係経費の補正
- (3) 今年度の積雪の状況を踏まえ、道路と空港の除雪費を増額補正
- (4) 河下港臨海工業団地の土地の買戻しに伴う補正
- (5) 翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る繰越明許費の設定

2. 歳出補正額 ▲5,561 百万円 ※流域下水道事業会計を除く
 うち一般会計 ▲5,295 百万円
 特別会計 ▲266 百万円

3. 補正内容

(1) 歳出事業

1) 公共事業

【主な補正項目】

- ① 補助公共事業費 ▲500 百万円
- ② 県単公共事業費 ▲989 百万円
- ③ 維持修繕費 1,914 百万円
(うち道路除雪費 1,146 百万円、災害関係経費 730 百万円)
- ④ 直轄事業負担金 ▲921 百万円
- ⑤ 災害復旧事業費 ▲2,570 百万円

2) その他の事業

【主な補正項目】

① 県単用地先行取得事務費	▲2,501 百万円
② 地籍調査事業費	▲353 百万円
③ 空港除雪費	34 百万円
④ 臨海工業団地購入代金返却費	30 百万円
⑤ 県営住宅施設改善事業費	▲133 百万円

(2) 繰越明許費 8,754 百万円 ※流域下水道事業会計を除く

- ・設計変更などにより年度内に完了しない見込みであることが既に明らかな事業に係る繰越明許費の設定

(3) 流域下水道事業会計

- ・事業実績見込み等に伴う補正

1) 収益的収支〔費用〕	▲155 百万円
2) 資本的収支〔支出〕	▲885 百万円

令和7年度2月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)

単位:百万円

事業区分	予算区分	補正前の額 A	補正額		補正後 E(A+D)		
			初日(国補正) B	中日(通常) C			
公共(改良系)	補助公共	道 路	20,418	2,841	▲ 133	2,708	23,126
		河川・ダム	8,134	663	▲ 198	465	8,599
		砂 防	4,513	483	▲ 50	433	4,946
		港湾・空港	3,118	128	▲ 10	118	3,236
		街路・公園	3,091	63	-	63	3,154
		下 水 道	631	75	▲ 43	32	663
		住 宅	731	-	▲ 53	▲ 53	678
		文化財調査	26	-	▲ 13	▲ 13	13
		災害関連	1,411	-	-	-	1,411
		補助公共計	42,073	4,253	▲ 500	3,753	45,826
	うち国土強靱化	12,365	2,677	-	2,677	15,042	
	県単公共	道 路	1,474	-	47	47	1,521
		河川・ダム	1,662	-	92	92	1,754
		砂 防	466	-	1	1	467
		港湾・空港	1,288	-	-	-	1,288
		街路・公園	369	-	-	-	369
		下 水 道	1,557	-	▲ 839	▲ 839	718
		住 宅	194	-	▲ 97	▲ 97	97
		地域整備促進等	530	-	69	69	599
		災害関連	1,596	-	▲ 262	▲ 262	1,334
		県単公共計	9,136	-	▲ 989	▲ 989	8,147
	うち国土強靱化	-	-	-	-	-	
公共計	51,209	4,253	▲ 1,489	2,764	53,973		
維持修繕費	持補助修繕	道 路	3,217	751	112	863	4,080
		補助維持修繕計	3,217	751	112	863	4,080
		うち国土強靱化	426	751	-	751	1,177
	県単維持修繕	道 路	7,285	-	1,316	1,316	8,601
		河川・ダム	1,815	-	409	409	2,224
		砂 防	527	-	37	37	564
		港湾・空港	123	-	121	121	244
		地域整備促進	1,000	-	▲ 81	▲ 81	919
	県単維持修繕計	10,750	-	1,802	1,802	12,552	
	維持修繕費計	13,967	751	1,914	2,665	16,632	
	公共+維持修繕費	65,176	5,004	425	5,429	70,605	
	直轄負担金	6,212	1,744	▲ 921	823	7,035	
うち国土強靱化	-	1,680	-	1,680	1,680		
災害復旧費	5,105	-	▲ 2,570	▲ 2,570	2,535		
受託事業費	1,076	-	▲ 92	▲ 92	984		
総 合 計	77,569	6,748	▲ 3,158	3,590	81,159		
うち国土強靱化	12,791	5,108	-	5,108	17,899		

- 注 1)砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
 2)港湾・住宅には、特別会計計上分を含む。
 3)下水道には、流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
 4)災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和7年度2月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額		補正後 (E = A + D)
		初日(国補正) (B)	中日(通常) (C)	
土木総務課	2,989,753	100,000	▲ 57,254	3,032,499
技術管理課	496,783	-	▲ 16,217	480,566
用地対策課	4,122,879	44,007	▲ 2,859,340	1,307,546
道路維持課	17,952,098	1,576,057	1,353,647	20,881,802
道路建設課	17,070,644	2,015,992	▲ 32,536	19,054,100
高速道路推進課	4,704,405	590,068	▲ 488,012	4,806,461
河川課	16,299,056	1,778,432	▲ 185,127	17,892,361
斐伊川神戸川対策課	253,163	-	▲ 41,797	211,366
港湾空港課	6,760,532	166,450	▲ 39,757	6,887,225
砂防課 ※	11,587,359	482,884	▲ 2,739,826	9,330,417
都市計画課	4,563,790	62,750	1,610	4,628,150
下水道推進課	796,183	-	▲ 13,049	783,134
建築住宅課	1,211,508	-	▲ 177,714	1,033,794
一般会計合計	88,808,153	6,816,640	▲ 5,295,372	90,329,421

※砂防課予算額：災害復旧費を含む

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
▲ 2,168,134	51,001	▲ 12,082	▲ 2,079,200	▲ 2,621,009	1,534,052	▲ 5,295,372

2. 特別会計

課名	補正前の額 (A)	補正額		補正後 (E = A + D)
		初日(国補正) (B)	中日(通常) (C)	
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,185,379	-	29,041	1,214,420
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,313,476	-	▲ 294,766	3,018,710
特別会計合計	4,498,855	-	▲ 265,725	4,233,130

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
5,951	▲ 44,001	4,467	▲ 202,600	▲ 60,948	31,406	▲ 265,725

繰越明許費の状況（その1：補正額）

【一般会計】

（単位：千円）

事業名	予算額	繰越限度額							計	繰越率	
		11月補正後		2月補正 (初日/国補正)		2月補正 (中日/通常)					
補助公共	道路	23,124,936	244	14,431,075	47	2,841,003	39	1,206,933	330	18,479,011	79.9%
	河川・ダム	8,599,980	59	7,179,710	—	663,600	1	71,010	60	7,914,320	92.0%
	砂防	4,946,386	140	4,030,438	—	482,884	4	281,400	144	4,794,722	96.9%
	港湾・空港	3,235,512	17	1,692,400	—	127,700	10	955,979	27	2,776,079	85.8%
	街路・公園	3,154,276	15	2,079,088	2	62,750	1	6,500	18	2,148,338	68.1%
	下水道	3,288									
	住宅	15,000									
	文化財調査	13,161									
	災害関連	1,410,800	2	556,000					2	556,000	39.4%
	補助公共計	44,503,339	477	29,968,711	49	4,177,937	55	2,521,822	581	36,668,470	82.4%
県単公共	道路	1,521,880	29	692,900			12	527,200	41	1,220,100	80.2%
	河川・ダム	1,754,363	27	1,284,700			9	226,130	36	1,510,830	86.1%
	砂防	467,159	26	333,580			3	42,130	29	375,710	80.4%
	港湾・空港	924,438	9	201,166			24	430,122	33	631,288	68.3%
	街路・公園	369,260	7	167,700			2	32,174	9	199,874	54.1%
	住宅	4,316									
	地域整備促進等	599,309					71	205,457	71	205,457	34.3%
	災害関連	1,332,905	18	1,247,640			4	▲ 109,456	22	1,138,184	85.4%
県単公共計	6,973,630	116	3,927,686			125	1,353,757	241	5,281,443	75.7%	
維持修繕	道路	12,680,806	126	2,060,323	30	751,046	101	1,642,162	257	4,453,531	35.1%
	河川	2,223,812	30	475,312			127	1,029,316	157	1,504,628	67.7%
	砂防	564,340	26	276,440			29	267,420	55	543,860	96.4%
	港湾・空港	244,101					5	158,400	5	158,400	64.9%
	地域整備促進	919,298	2	30,000			46	393,217	48	423,217	46.0%
	維持修繕計	16,632,357	184	2,842,075	30	751,046	308	3,490,515	522	7,083,636	42.6%
直轄事業負担金	7,034,102										
災害復旧	2,535,388	97	1,373,509			43	508,046	140	1,881,555	74.2%	
受託	道路	23,684	2	30,200			—	▲ 9,300	2	20,900	88.2%
	河川	528,350	8	471,765			—	42,000	8	513,765	97.2%
	砂防	21,000	1	21,000					1	21,000	100.0%
	街路	411,050	2	374,950			—	10,000	2	384,950	93.7%
	受託事業計	984,084	13	897,915			—	42,700	13	940,615	95.6%
その他	11,666,521	1	50,000	58	144,007	4	41,323	63	235,330	2.0%	
合計	90,329,421	888	39,059,896	137	5,072,990	535	7,958,163	1,560	52,091,049	57.7%	

【特別会計】

事業名	予算額	繰越限度額							計	繰越率
		11月補正後		2月補正 (初日/国補正)		2月補正 (中日/通常)				
臨港地域整備特別会計	1,214,420	2	171,672	—	135,123	2	306,795	2	306,795	25.3%
県営住宅特別会計	3,018,710			7	660,412	7	660,412	7	660,412	21.9%

繰越明許費の状況（その2：理由別内訳）

【一般会計】

（単位：千円）

事業名	繰越限度額計		繰越額の理由別内訳										
			補助決定遅延		用地買収遅延 (補償処理困難)		資材入手 困難		関連事業 遅延		計画変更 設計変更		
補助公共	道路	330	18,479,011	97	7,509,685	43	2,474,323	14	448,250			176	8,046,753
	河川・ダム	60	7,914,320	36	5,664,750	4	205,900	2	167,200	2	227,700	16	1,648,770
	砂防	144	4,794,722	53	2,648,422	14	376,800	2	55,200			75	1,714,300
	港湾・空港	27	2,776,079	4	588,600			4	627,151			19	1,560,328
	街路・公園	18	2,148,338	3	131,000	1	70,100					14	1,947,238
	下水道												
	住宅												
	文化財調査												
	災害関連	2	556,000									2	556,000
補助公共計	581	36,668,470	193	16,542,457	62	3,127,123	22	1,297,801	2	227,700	302	15,473,389	
県単公共	道路	41	1,220,100			2	66,000			1	13,000	38	1,141,100
	河川・ダム	36	1,510,830			7	836,600	2	70,200			27	604,030
	砂防	29	375,710			2	11,960					27	363,750
	港湾・空港	33	631,288					12	258,414			21	372,874
	街路・公園	9	199,874			1	25,100	2	97,200			6	77,574
	住宅												
	地域整備促進等	71	205,457			1	3,000	1	5,000	11	20,891	58	176,566
	災害関連	22	1,138,184			4	37,440					18	1,100,744
県単公共計	241	5,281,443			17	980,100	17	430,814	12	33,891	195	3,836,638	
維持修繕	道路	257	4,453,531	44	1,176,833			40	493,686			173	2,783,012
	河川	157	1,504,628					41	246,601	2	5,000	114	1,253,027
	砂防	55	543,860									55	543,860
	港湾・空港	5	158,400									5	158,400
	地域整備促進	48	423,217					1	5,000	6	43,470	41	374,747
	維持修繕計	522	7,083,636	44	1,176,833			82	745,287	8	48,470	388	5,113,046
直轄事業負担金													
災害復旧	140	1,881,555			4	101,911						136	1,779,644
受託	道路	2	20,900									2	20,900
	河川	8	513,765			4	242,918			2	237,772	2	33,075
	砂防	1	21,000									1	21,000
	街路	2	384,950			1	380,000					1	4,950
	受託事業計	13	940,615			5	622,918			2	237,772	6	79,925
その他	63	235,330	1	44,007			2	66,000	1	2,323	59	123,000	
合計	1,560	52,091,049	238	17,763,297	88	4,832,052	123	2,539,902	25	550,156	1,086	26,405,642	

【特別会計】

事業名	繰越限度額計		繰越額の理由別内訳										
			補助決定遅延		用地買収遅延 (補償処理困難)		資材入手 困難		関連事業 遅延		計画変更 設計変更		
臨港地域整備特別会計	2	306,795										2	306,795
県営住宅特別会計	7	660,412										7	660,412

第71号議案

令和7年度2月補正予算案(中日提案分) 流域下水道事業会計

1. 主な補正内容

(1) 収益的収支

- ・ 営業収益 ▲ 117 百万円
- ・ 営業費用 ▲ 55 百万円
- ・ 営業外費用 ▲ 100 百万円

事業実績見込み等に伴う補正

(2) 資本的収支

- ・ 建設改良費 ▲ 885 百万円

事業実績見込み等に伴う補正

2. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科目等	補正前の額 【R7.11補後】 (A)	補正額		補正後額 【R7.2補後】 (E=A+D)	概要等 (単位：百万円)		
		初日<国補正> (B)	中日<通常> (C)				
収益的収支	流域下水道事業収益						
	営業収益	2,303,772	0	▲ 116,555	▲ 116,555	2,187,217	
	営業外収益	2,586,241	0	5,338	5,338	2,591,579	他会計補助金 3 ほか
	特別利益	0	0	5,965	5,965	5,965	過年度損益修正益 6
	収益計(a)	4,890,013	0	▲ 105,252	▲ 105,252	4,784,761	
	流域下水道事業費用						
	営業費用	4,995,076	0	▲ 55,271	▲ 55,271	4,939,805	運転管理費 ▲55 ほか
営業外費用	181,961	0	▲ 99,972	▲ 99,972	81,989	消費税等 ▲100	
予備費	2,000	0	0	0	2,000		
費用計(b)	5,179,037	0	▲ 155,243	▲ 155,243	5,023,794		
収支(a-b) (当期損益)	▲ 289,024 (▲ 186,908)	0 (0)	49,991 (▲ 44,875)	49,991 (▲ 44,875)	▲ 239,033 (▲ 231,783)	()は税抜き	

科目等	補正前の額 【R7.11補後】 (A)	補正額		補正後額 【R7.2補後】 (E=A+D)	概要等 (単位：百万円)		
		初日<国補正> (B)	中日<通常> (C)				
資本的収支	資本的収入						
	企業債	957,434	17,000	▲ 407,500	▲ 390,500	566,934	
	国庫補助金	371,090	37,500	▲ 22,595	14,905	385,995	防災・安全交付金
	他会計補助金	380,804	0	▲ 170	▲ 170	380,634	
	建設費負担金	862,810	18,750	▲ 421,819	▲ 403,069	459,741	
	収入計(c)	2,572,138	73,250	▲ 852,084	▲ 778,834	1,793,304	
	資本的支出						
	建設改良費	2,190,843	75,000	▲ 884,645	▲ 809,645	1,381,198	交付金事業 32 県単事業 ▲840 ほか
	企業債償還金	574,336	0	0	0	574,336	
	予備費	5,000	0	0	0	5,000	
支出計(d)	2,770,179	75,000	▲ 884,645	▲ 809,645	1,960,534		
補填(e)	198,041	1,750	▲ 32,561	▲ 30,811	167,230	損益勘定留保資金 ほか	
収支(c-d+e)	0	0	0	0	0		

第2回境港出雲道路整備計画検討会について

境港・出雲間の高規格道路の計画の具体化に向け検討を実施するため、6月に実施した第1回に引き続き、「第2回境港出雲道路整備計画検討会」を開催した。

1. これまでの主な経緯（境港出雲道路関係）

- ・ R4年度 「中海・宍道湖8の字ネットワーク整備による効果分析検討会」開催（経済界主催）
- ・ R4年度～ 国への重点要望実施（未着手区間の国直轄事業による早期事業化）
- ・ R6年12月23日 社会資本整備審議会 道路分科会 中国地方小委員会 開催
- ・ R7年6月10日 第1回境港出雲道路整備計画検討会 開催
 - ・ 境港出雲道路沿線地域の状況
 - ・ 道路交通課題に関する意識調査
 - ・ 優先区間選定に向けた検討
- ・ R7年8月5日～9月19日 道路交通課題に関する意識調査実施
- ・ R7年10月22日 中海・宍道湖8の字ルート整備促進総決起大会 開催

2. 検討会概要

（1）開催日

令和8年2月24日（火）（於：松江国道事務所）

（2）委員

国土交通省中国地方整備局 道路部道路計画課長

国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所長

島根県土木部高速道路推進課長

松江市都市整備部長

出雲市都市建設部長

（3）主な議事内容

- ・ 道路交通課題に関する意識調査結果
 - 8～9月に実施した道路交通課題に関する住民等への意識調査結果確認
- ・ 優先区間の検討
 - 検討会では出雲市街地を優先区間とする案を提示。
 - 本案について、松江市、出雲市に対し意見照会を実施中。

3. 今後の予定

- ・ 市の意見を踏まえた県の方針について、次回の防災地域建設委員会にて報告。
- ・ 次回の検討会において今後の進め方を決定。

境港出雲道路整備計画検討会まとめ（案）

政策目標(案) (地域の意見聴取を踏まえた、境港出雲道路に求められる機能)

産業の活性化

広域周遊
観光の促進

定時性の確保

信頼性の高い
ネットワークの確保

救急医療機関への
速達性の向上

交通安全の確保

凡例	24時間交通量(上下計)	重大事故発生箇所(R1~R4)	用途地域	青字	事業中
●	●	★: 死亡事故 ☆: 重傷事故	(住居・商業・工業地域)	○	○
●	●	道路構造		○	○
●	●	▲: 平面線形不良箇所(R<150m)		○	○
●	●			○	○

【交通量】令和3年度全国道路・街路交通情勢調査、【主要渋滞箇所】国交省HP、【道路構造】島根県HP、【事故】イタルダデータ(R1~R4)、【速度低下区間】ETC2.0プローブデータ R7.6月平日

境港出雲道路



主要渋滞箇所や速度低下、重傷事故、災害による通行止めなどの課題。特に出雲市街地に重要な課題が集中。



市街地の速度低下、重傷事故、線形不良、災害による通行止めなどの課題



重傷事故や線形不良などの課題



主要渋滞箇所や速度低下、重傷事故、線形不良といった課題が松江市街地に集中



線形不良が連続などの課題



特に課題の集中している区間について、優先区間とし、今後、概略ルート・構造の検討を実施。

求められる機能の確保に向け、今後、最適な計画の検討を実施。

引き続き、松江北道路の事業を推進

求められる機能の確保に向け、今後、最適な計画の検討を実施。

第6回 出雲空港利用者利便向上協議会 交通・駐車場部会について（R8.1.27開催）

1 部会の概要

出雲空港の駐車場において、ターミナルビル付近の長期駐車抑制が課題となっていることから、出雲空港利用者利便向上協議会の専門部会を開催し、出雲空港における駐車場の対応策について検討を行う。

2 部会の構成員

大阪航空局、JAL、ターミナルビル会社、出雲空港内タクシー協議会、一畑交通、一畑トラベルサービスなどの空港関係者、斐川商工会、松江市、出雲市、島根県の関係機関の17の組織

3 部会の経過

- 令和5年9月26日 第1回交通・駐車場部会（現状把握、課題の共有）
令和6年2月21日 第2回交通・駐車場部会（対応策の素案提示）
7月1日 出雲空港駐車場管理規程施行
駐車場毎の駐車可能日数等を規定
・第1、第2、第3駐車場 ⇒ 3日以内
・東、公園駐車場等 ⇒ 14日以内
11月14日 第3回交通・駐車場部会（対応策の検討状況報告）
令和7年2月26日 第4回交通・駐車場部会（対応策の方針提示）
⇒ 空港連絡バスの運賃改定による影響を8月末まで検証
9月19日 第5回交通・駐車場部会（対応策の方針提示）
⇒ 乗降客数の増加による影響を12月末まで検証

4 第6回部会での主な検討内容

- (1) 駐車場管理規程効果検証
 - ・ 駐車場管理規程施行後の利用状況について共有【参考1】
- (2) 対応策の方針
 - ・ 有料化の検討

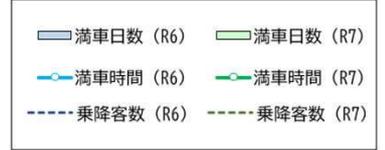
5 検討結果

有料化について

- ・ 駐車場の状況について、乗降客数の増加による影響を確認するため繁忙期である令和7年10月から12月を含め検証したが、第1～3駐車場が同時に満車となった日数及び時間は管理規程施行前と比較し減少しており、慢性的な満車状態は改善
- ・ また、引き続き長期駐車が抑制されており、駐車場利用の適正化による利便性向上が図られているため、現時点では有料化の必要はないと判断
- ・ 今後も引き続きナンバー認識カメラを活用した管理規程の厳格施行を継続するとともに、利用状況の把握を行い、満車状況が悪化するなどの変化が生じれば再度駐車場部会を開催し、対応策を検討

出雲空港駐車場の利用状況（第1～第3駐車場）＜満車状況＞ 管理規程施行（R6.7.1～）

※R7.7月、9月はナンバー認識カメラ設置工事によりデータ欠測

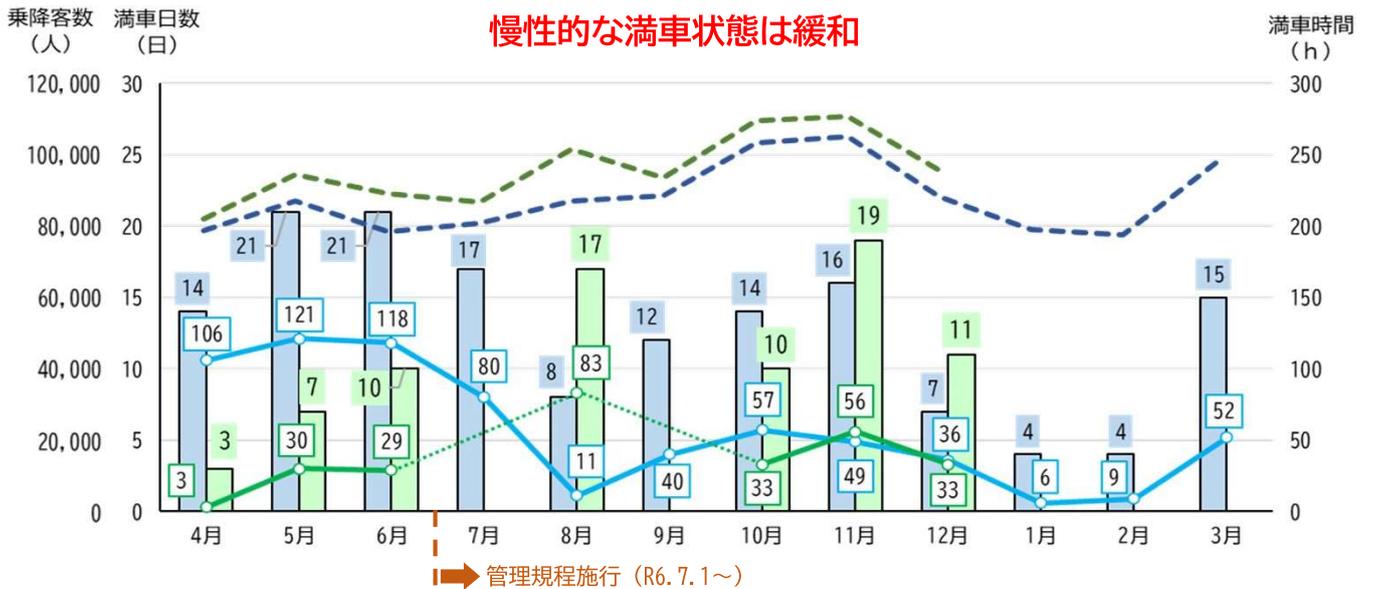


① 第1、2、3駐車場（全ての駐車場が同時に満車）



管理規程施行前 (R6.4～R6.6)	満車日数18日、満車時間90時間
管理規程施行後 (R6.7～R7.8)	満車日数 7日、満車時間20時間
検証延長期間 (R7.10～R7.12)	満車日数 9日、満車時間20時間

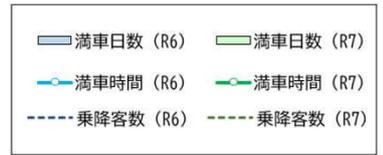
② 第1駐車場のみ（456台）



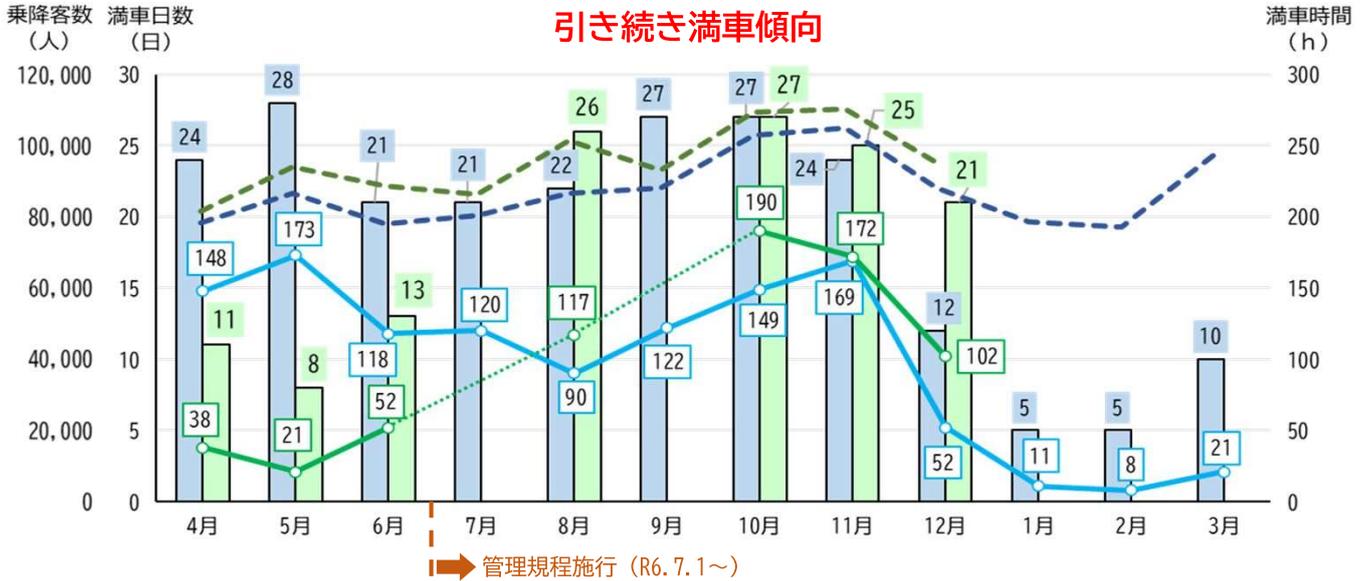
管理規程施行前 (R6.4～R6.6)	満車日数19日、満車時間115時間
管理規程施行後 (R6.7～R7.8)	満車日数10日、満車時間 37時間
検証延長期間 (R7.10～R7.12)	満車日数13日、満車時間 47時間

出雲空港駐車場の利用状況（第1～第3駐車場）＜満車状況＞ 管理規程施行（R6.7.1～）

※R7.7月、9月はナンバー認識カメラ設置工事によりデータ欠測



③ 第2駐車場のみ（66台）



管理規程施行前 (R6.4～R6.6)	満車日数24日、満車時間146時間
管理規程施行後 (R6.7～R7.8)	満車日数16日、満車時間 75時間
検証延長期間 (R7.10～R7.12)	満車日数24日、満車時間155時間

④ 第3駐車場のみ（75台）

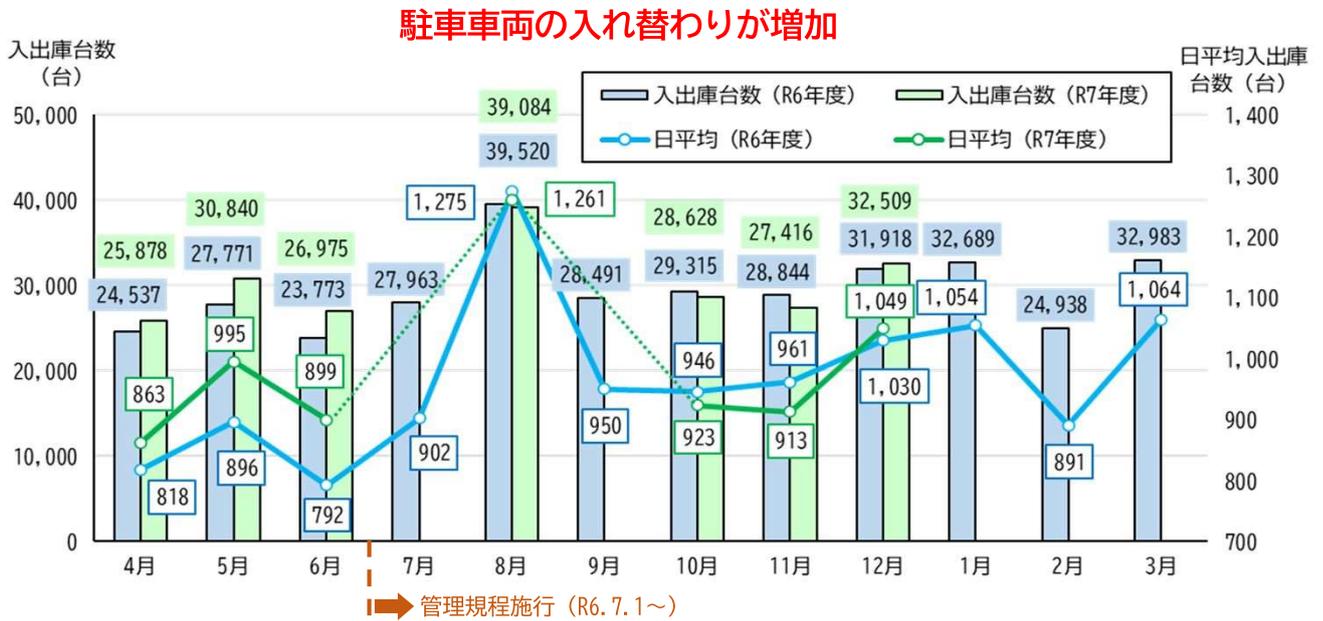


管理規程施行前 (R6.4～R6.6)	満車日数20日、満車時間194時間
管理規程施行後 (R6.7～R7.8)	満車日数20日、満車時間155時間
検証延長期間 (R7.10～R7.12)	満車日数15日、満車時間 88時間

出雲空港駐車場の利用状況（第1～第3駐車場） 管理規程施行（R6.7.1～）

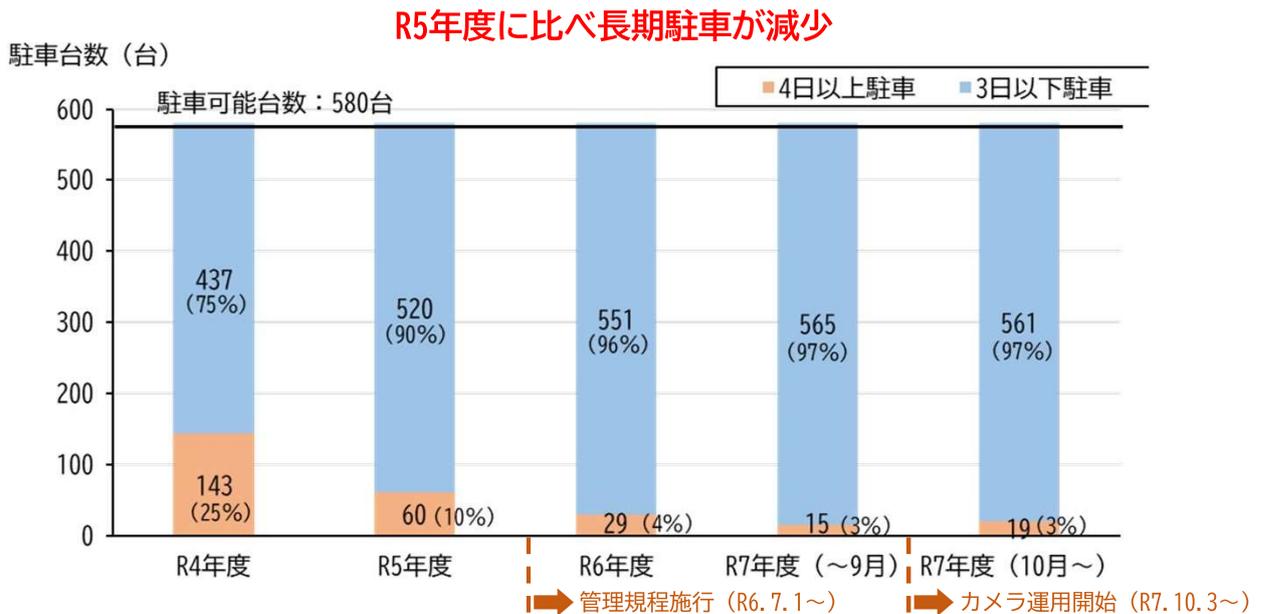
※R7.7月、9月はナンバー認識カメラ設置工事によりデータ欠測

⑤ 入出庫台数 ※1日当たりの平均入出庫台数



管理規程施行前 (R6.4～R6.6) 792台 ～ 896台
 管理規程施行後 (R6.7～R7.8) 863台 ～ 1,275台
 検証延長期間 (R7.10～R7.12) 913台 ～ 1,049台

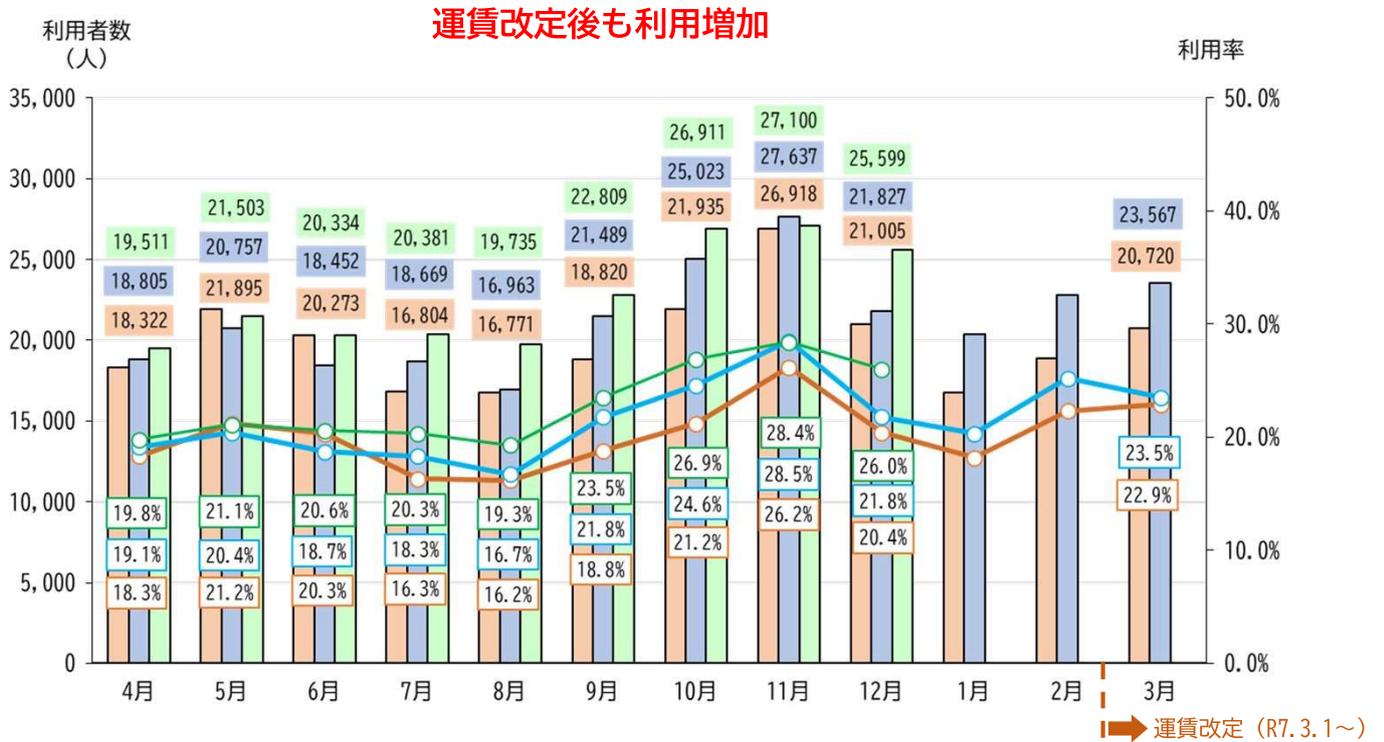
⑥ 長期駐車台数 ※4日以上長期駐車



管理規程施行前 (R5年度) 60台
 管理規程施行後 (R7年度) 19台

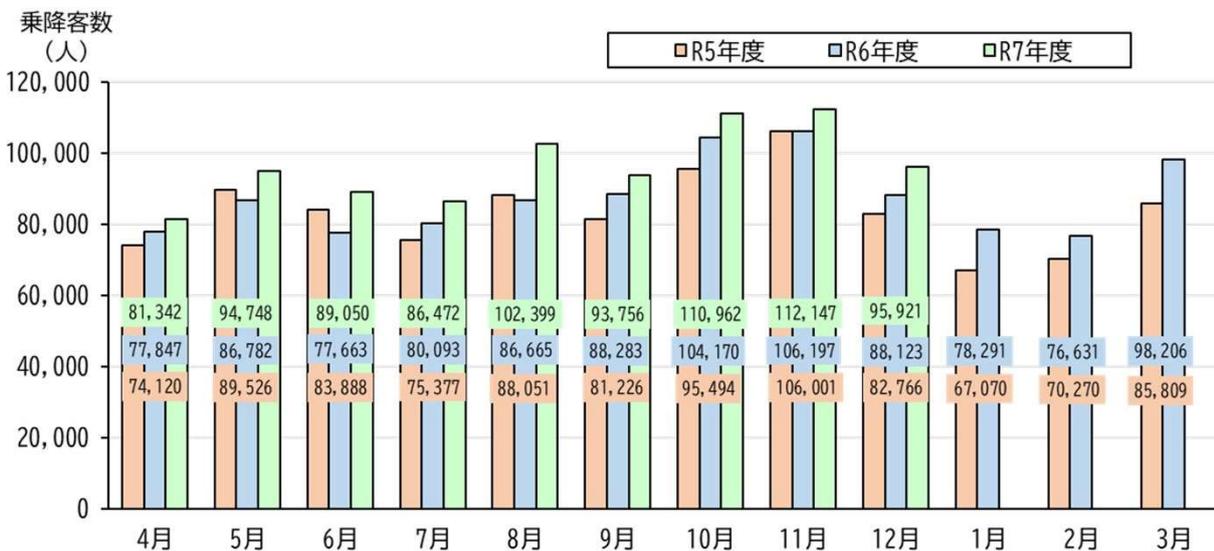
出雲空港連絡バスの利用状況 運賃改定 (R7.3.1~)

○ 全路線合計



(運賃改定前 (R6.3~R6.12) **210,342台**)
 (運賃改定後 (R7.3~R7.12) **227,450台**)

(参考) 定期便乗降客数

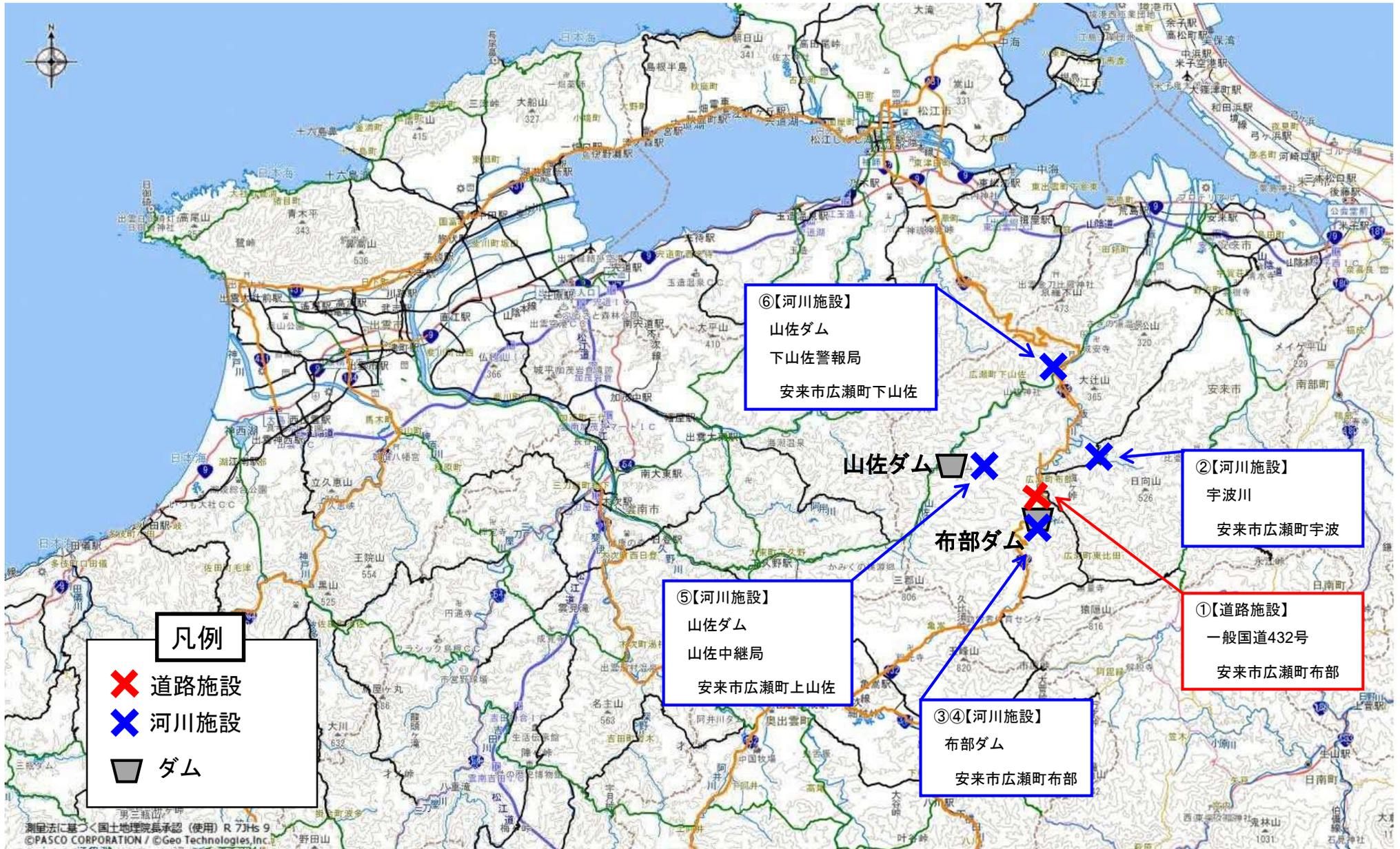


1月6日島根県東部を震源とする地震に係る被害状況について（公共土木施設）

令和8年2月17日現在 （単位：千円）

地区		工 種								計	
		河川		砂防設備		道路		公園			
		箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
松江	県 (広瀬土木)	5	230,000			1	10,000			6	240,000
	計	5	230,000			1	10,000			6	240,000
計	県 計	5	230,000			1	10,000			6	240,000
	市町村計										
	合 計	5	230,000			1	10,000			6	240,000

1月6日島根県東部を震源とする地震に係る被害箇所(公共土木施設)



地震による被害(状況写真)

① 道路施設被害:一般国道 432 号(安来市広瀬町布部)



舗装のひび割れ

② 河川施設被害:宇波川(安来市広瀬町宇波)



護岸(右岸)の損傷

③ 河川施設被害:布部ダム(安来市広瀬町布部)



管理所建物の亀裂

④ 河川施設被害:布部ダム(安来市広瀬町布部)



洪水調節用ゲートの漏水

⑤ 河川施設被害:山佐ダム 山佐中継局(安来市広瀬町上山佐)



中継局舎の全景



シャッターの変形



鉄塔基礎の亀裂

ケーブル橋基礎のずれ

鉄塔基礎の亀裂

ケーブル橋基礎のずれ



鉄塔基礎の亀裂(拡大)

⑥ 河川施設被害:山佐ダム 下山佐警報局(安来市広瀬町下山佐)



警報局舎の全景



局舎下部斜面の変状



崩壊斜面方向に傾斜(沈下)

局舎床スラブの傾斜(1度~3度傾斜)



局舎内壁の亀裂

島根県建築物耐震改修促進計画（第3次）の策定について

1. 概要（11月定例県議会で素案を報告済）

- (1) 県内の住宅・建築物の耐震化の推進に向けた、県の具体的な取組等を定めるもの
- (2) 現行計画の期間が、今年度末で終了することから新たな計画を策定
- (3) 新たな計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間

2. 意見募集（パブリックコメント）の実施結果

- (1) 実施期間：令和7年12月22日(月)から令和8年1月31日(土)まで
- (2) 意見：なし

3. 素案からの修正事項

- ① 「1-1 計画策定の背景」(P53)及び「1-2 県内に被害をもたらした主な地震(P57)」に、本年1月に発生した島根県東部を震源とする地震について追記
- ② 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物等）について、対象建築物の定義が見直されたことから耐震性不足解消率の数値を補正(P74)

4. 今後の予定

令和7年度内に計画を決定し、公表する

島根県建築物耐震改修促進計画（第3次）
（案）

令和 年 月

島 根 県

目 次

概要編	i
計画本編	
第1章 耐震改修促進計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景及び目的等	1
2. 計画の内容及び期間等	3
第2章 建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題	4
1. 地震の発生状況と予測	4
2. 県内で想定される地震の規模	6
3. 県内の建築物の耐震化の現状等	7
4. 建築物の耐震化における課題の整理	14
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	15
1. 住宅の耐震化の目標	15
2. 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標	15
第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策と取組	16
1. 基本の方針	16
2. 建築物の耐震対策の推進における施策と具体的な取組	18
第5章 建築基準法に基づく措置に関する事項	28
1. 建築基準法の規定による勧告又は命令等の実施	28
資料編	30

概 要 編

島根県建築物耐震改修促進計画（第3次計画）素案 概要版

第1章 計画の基本的事項（P1～3）

(1) 目的

本計画は、県内の住宅・建築物の耐震化の推進に向けた、県の具体的な取組等を定めるものであり、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(2) 位置づけ

- ①建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画である。
- ②第4次島根県住生活基本計画（令和4年3月策定）における、「住宅や建築物の耐震化の促進」に関する具体的な取組を定めるものである。
- ③県内市町村が定める耐震改修促進計画の指針である。
- ④以下の計画の推進にあたり連携を図るものである。
 - ・島根県地域防災計画（震災編）（令和7年3月策定）
 - ・島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和7年9月策定）

(3) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

第3章 耐震診断・改修の実施に関する目標（P15）

区分	年度	現状（時点）	R12年目標
①住宅	県	81% (R5)	85%
	全国	90% (R5)	—
②要緊急安全確認大規模建築物	県	93% (R7)	100%
	全国	93% (R5)	おおむね解消
③要安全確認計画記載建築物 （防災拠点建築物等）	県	69% (R7)	100%
	全国	85% (R5)	—
④要安全確認計画記載建築物 （避難路沿道建築物）	県	41% (R7)	60%
	全国	44% (R5)	—

※目標の指標：①は耐震化率、②～④は耐震性不足解消率を示す。

第5章 法に基づく措置に関する事項（P28）

県内特定行政庁で構成する島根県建築行政連絡会議において、情報共有を図るとともに必要に応じて勧告、命令制度を活用し、建築物の耐震化を推進する。

建築基準法による勧告又は命令等の実施

- (1) そのまま放置すれば保安上危険もしくは著しく保安上危険となるおそれがある建築物
建築基準法第10条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令
- (2) 著しく保安上危険であると認められる建築物
建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令

第2章 課題の整理と分析（P4～14）

(1) 住宅

- ・県内の既存住宅は、昭和55年以前に建築された旧耐震基準時の住宅が多く存在しており、その約9割が一戸建て住宅である。
- ・古い年代に建てられた住宅は、その居住世帯における世帯主が高齢者である割合が高い。

図 建築の時期別の住宅の割合（全国、島根県）



(2) 住宅密集地等

住宅が密集する地域では古い年代に建てられた空き家の地震による倒壊によって前面道路が閉塞され、迅速な避難や救助・消火活動が困難な状況となることが想定される。

(3) 所有者の意識

本県は、大規模地震発生時の切迫性が低く、県民の耐震対策への関心の低下へと繋がる懸念が懸念される。

第4章 耐震化目標を達成するための施策・取組（P16～27）

施策	項目	概要
【施策1】 住宅の耐震診断実施の促進	① 仮称耐震診断士派遣制度の導入	市町村における制度創設を推進
	② 耐震診断に係る所有者への支援	市町村補助事業への財政的支援
【施策2】 住宅の耐震改修を行う所有者への支援の充実	① 耐震改修に係る所有者への支援	・市町村補助事業への財政的支援 ・市町村補助事業における代理受領制度の推進 【新規】
	② 融資制度の周知及び導入促進【新規】	耐震に関する融資に係る金融機関との連携等
	③ 建築事業者等と連携した耐震対策の促進	建築関係事業者を通じた耐震対策の普及・啓発
【施策3】 県民への建築物の耐震対策に関する啓発の推進	① 耐震に関する学習会等の実施等	学習会等の実施、TV・SNS等を活用した積極的な情報発信等
	② 家具転倒防止対策の推進	家具転倒防止対策に関する普及・啓発
【施策4】 建築物の耐震化の促進に向けた技術的な体制の充実	① 耐震に関する技術者の養成	・島根県木造住宅耐震診断士登録者の確保 ・島根県耐震改修設計施工技術者登録者の確保
	② 相談窓口の充実	情報提供内容の充実と建築関係団体との連携
【施策5】 耐震化の必要性が極めて高い建築物への対応	① 耐震診断の実施及びその結果報告の義務化等	法に基づき、耐震診断を義務化する建築物及び地震時に通行確保を図る道路の指定等
	② 半島部など孤立する可能性がある地域等に対する耐震対策【新規】	市町村建築物耐震改修促進計画における、地域の実情を踏まえた耐震対策の実施の推進
その他建築物の耐震対策の推進において必要な事項	② 住宅等密集地の地震防災対策	老朽危険空き家対策との連携した、住宅密集地等における耐震性が低い空き家の除却の推進
	③ 地震時の建築物等の総合的な安全対策	ブロック塀、昇降機等に関する耐震対策の推進
	④ 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画に定める防災拠点の耐震対策の推進【新規】	耐震性がない施設の耐震化に向けた働きかけ

計 画 本 編

第1章 耐震改修促進計画の基本的事項

1. 計画策定の背景及び目的等

1 - 1 計画策定の背景

平成7年1月の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずること地震に対する安全性の向上を図ることを目的に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という）が同年10月に制定された。

その後も、平成16年10月の新潟県中越地震など大規模な地震が頻発していることや、東海、東南海・南海、首都直下地震等発生の切迫性を踏まえて、平成17年11月に法が改正され、国は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針を、都道府県は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針において、具体的な耐震化の目標が定められた。

島根県では、平成10年3月に「島根県耐震改修促進計画」を策定し県内建築物の耐震化に向けた計画的な取組に着手し、その後、平成17年11月の法改正により都道府県計画の策定が義務付けされたことなどを踏まえ、平成19年3月に「島根県建築物耐震改修促進計画（第1次計画）を策定し、具体的な数値目標を定めるなど、建築物の耐震化の取組を本格化させている。

その後、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を受け、平成25年5月に法が改正され、全ての建築物に耐震診断と耐震改修の努力義務が課されるとともに、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化されるなどの規制強化が行われることとなり、本県では平成29年3月に第2次計画を策定し、耐震診断結果の県への報告が必要な建築物を定めるなど、耐震化の促進を図ってきた。

近年においても、平成28年4月に熊本地震が、平成30年9月に北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、令和6年1月に発生した能登半島地震では、半島特有の地理構造による救助や復旧等の困難さが浮き彫りとなっている

本県においても、平成30年4月に島根県西部地震が発生し、震度5強を観測した大田市を中心に、全半壊と一部損壊を合わせて600棟を超える建物に被害が生じた。

また、本年1月、島根県東部を震源として、最大震度5強を観測する地震が発生し、安来市を中心に180棟（令和8年1月末時点）の住家において、一部破損等の被害が生じたところである。

こうした近年の状況や、第2次計画における取組の成果や課題等を踏まえ、島根県建築物耐震改修促進計画（第3次計画）を策定し、耐震対策に関する一層の取組を図るものである。

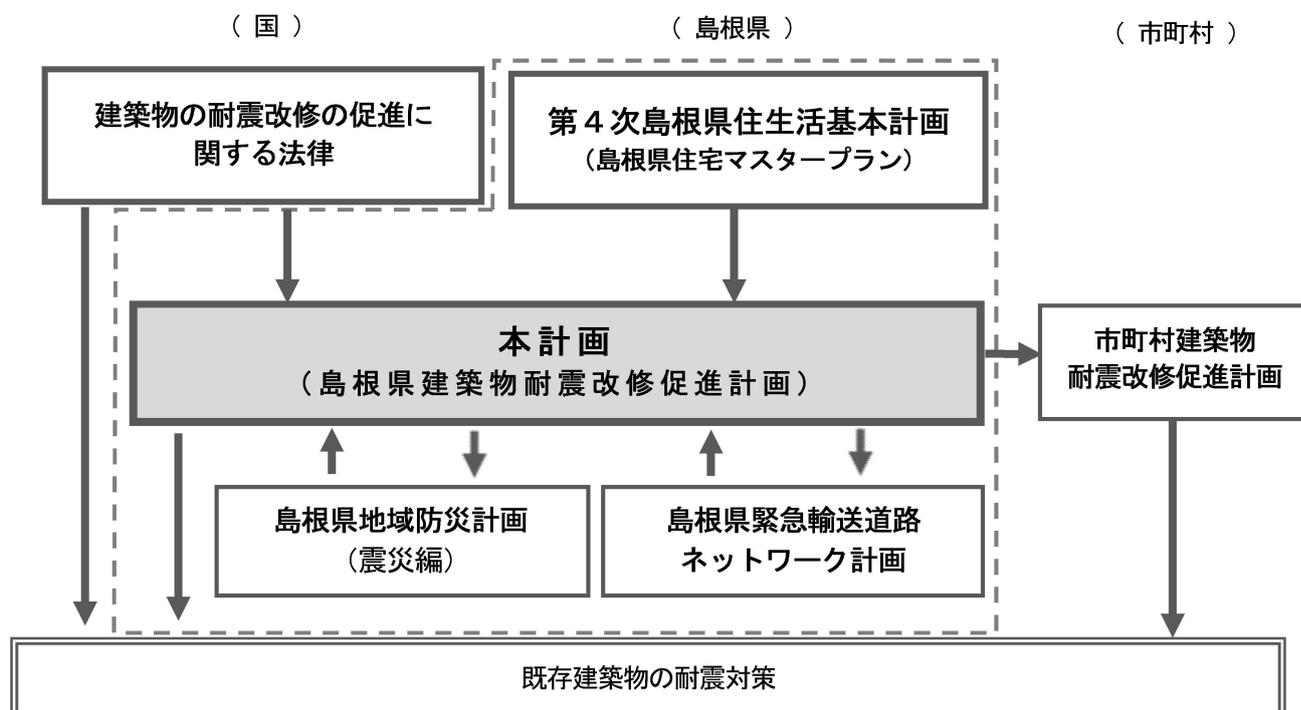
1 - 2 計画の目的

本計画は、県内の住宅・建築物の耐震化の推進に向けた、県の具体的な取組等を定めるものであり、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

1 - 3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画である。
- (2) 本計画は、第4次島根県住生活基本計画（令和4年3月策定）における、「住宅や建築物の耐震化の促進」に関する具体的な取組を定めるものである。
- (3) 本計画は、県内市町村が定める耐震改修促進計画の指針である。
- (4) 本計画は、以下の計画の推進にあたり連携を図るものである。
 - ①島根県地域防災計画（震災編）（令和7年3月策定）
 - ②島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和7年9月策定）

図1 島根県建築物耐震改修促進計画の位置づけのイメージ



2. 計画の内容及び期間等

2 - 1 計画の内容

本計画は、法第5条第2項に基づき、次に掲げる事項について定める。

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- (3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- (4) 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施について所管行政庁との連携に関する事項
- (5) その他の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

2 - 2 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

なお、社会情勢等の変化により、計画の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行うものとする。

2 - 3 用語の説明

本計画において使用する主な用語について、以下に説明する。

【耐震診断】

地震に対する安全性を評価すること。

【耐震改修】

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。

【旧耐震基準】

昭和56年5月31日以前の建築基準法の耐震性に係る構造基準であり、この基準によって建てられた建築物には耐震性が不十分なものが多く存在している。

【新耐震基準】

耐震性に係る基準が強化された昭和56年6月1日の改正建築基準法の施行以降の耐震性に係る構造基準。

【所管行政庁】

建築基準法の規定に基づき建築主事又は建築副主事を置く市町村（島根県内では、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市）については当該市町村の長、その他の市町村については都道府県知事をいう。

第2章 建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題

1. 地震の発生状況と予測

1 - 1 全国で発生した近年の大規模地震

近年、全国で発生した大規模地震は、表1のとおりである。
全国的に大規模地震が頻発しており、大規模地震が、いつどこで発生してもおかしくない状況である。

表1 近年の大規模地震と被害状況
(マグニチュード6.5以上かつ、最大震度6強以上を観測した地震を掲載)

発 生 年 月	名 称	地震の規模(M) ^{*1}	死者(人)	不明(人)	負傷者(人)
平成7年1月17日	兵庫県南部地震	7.3	6,434	3	43,792
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	7.3	0	—	182
平成16年10月23日	新潟県中越地震	6.8	67	—	4,805
平成19年3月25日	能登半島地震	6.9	1	—	356
平成19年7月16日	新潟県中越沖地震	6.8	15	—	2,346
平成20年6月14日	岩手・宮城内陸地震	7.2	17	6	426
平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震	9.0	19,775	2,550	6,242 ^{*2}
平成23年3月12日	長野県・新潟県県境付近地震	6.7	3	—	57 ^{*3}
平成23年4月7日	宮城県沖地震	7.2	4	—	296
平成28年4月14日	熊本地震	7.3	273	—	2,809
平成30年9月6日	北海道胆振東部地震	6.7	43	—	782
令和元年6月18日	山形県沖地震	6.7	0	—	43
令和3年2月13日	福島県沖地震	7.3	1	—	187
令和4年3月16日	福島県沖地震	7.4	4	—	247
令和5年5月5日	能登半島沖地震	6.5	1	—	52
令和6年1月1日	能登半島地震 ^{*4}	7.6	634	—	1,398

*1 地震の規模はマグニチュードを示す。(東北地方太平洋沖地震はモーメントマグニチュード)

*2 東北地方太平洋沖地震は、余震及び余震域外の地震で被害の区別が不可能なもの数を含む。

*3 長野県・新潟県県境付近地震の被害状況には、その余震による被害を含む。

*4 令和6年能登半島地震は、1月1日のM7.6の地震及び令和2年12月以降の一連の地震活動を指す。

出典：気象庁HP被害地震資料

兵庫県南部地震の負傷者は、総務省消防庁による

1 - 2 県内に被害をもたらした主な地震

本県内を震源として発生又は県内に影響を及ぼした主な地震は、表2のとおりである。近年は、鳥取県内を震源とする地震が複数発生しており、島根県内にもその被害が生じている。

また、平成30年4月には本県西部を震源とする地震、令和8年1月には本県東部を震源とする地震が発生し、いずれの地震においても多くの住家被害が生じた。

表2 島根県内に被害が生じた地震

発生日月	名称 (震央地名)	地震の規模 (M)	被害状況
元慶4年11月23日	出雲	7程度	神社仏閣家屋転倒
万寿3年6月16日	石見	不明	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害
明治5年3月14日	浜田地震	7.1	死者551人、負傷者582人
大正3年5月23日	島根県東部	5.8	外壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂等
昭和18年9月10日	鳥取地震	7.2	外壁の亀裂、屋根瓦の落下、煙突が折れる
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	7.3	全半壊610棟、一部損壊3,456棟
平成13年3月24日	芸予地震	6.7	一部損壊10棟、公共建物1棟等で被害
平成30年4月9日	島根県西部	6.1	全半壊74棟、一部損壊556棟
令和8年1月6日	島根県東部	6.4	住家被害 一部破損180棟*

出典：島根県地域防災計画（震災編）（令和7年3月）

* 令和8年1月末時点

2. 県内で想定される地震の規模

将来的な地震発生の想定は、島根県地域防災計画において、県内への影響や地域性を考慮し、表3に示す10の地震としている。

表3 島根県内における想定地震一覧

	想定地震名	地震の規模 (M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	青森県西方沖合 (F24) 断層の地震	8.4	—	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	鳥取県沖合 (F55) 断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根半島沖合 (F56) 断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根県西方沖合 (F57) 断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

※ ○：想定対象、—：想定対象外

出典：島根県地域防災計画（震災編）（令和7年3月）

3. 県内の建築物の耐震化の現状等

3 - 1 住宅

(1) 住宅ストックの状況

①既存住宅における建築時期別の状況

令和5年住宅・土地統計調査によると、県内の住宅総数 320,300 戸のうち、居住世帯のある住宅（以下「居住住宅総数」という。）は、令和5年において 263,800 戸である。

居住住宅総数のうち昭和55年以前（旧耐震基準時）に建築された住宅が占める割合は 32.2%（85,000 戸）であり、全国の 19.8% に比べ高くなっている。

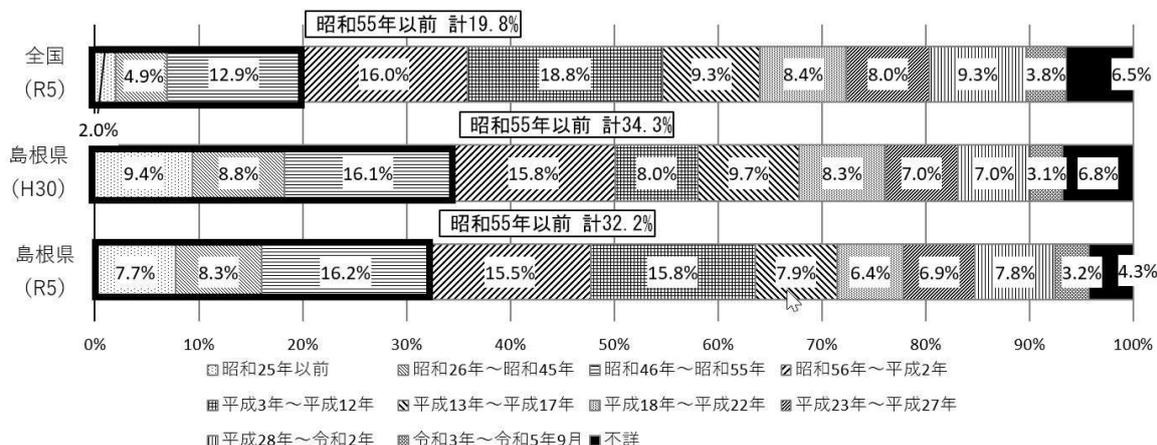
また、昭和55年以前に建築された住宅の割合は、平成30年の 34.3% に対し、令和5年は 32.2% と減少している。

表4 居住世帯のある住宅数（建築の時期別）（全国、島根県）

建築時期	全国（R5）	島根県	
		H30	R5
	戸数（戸）	戸数（戸）	戸数（戸）
昭和25年以前	1,127,200	24,900	20,400
昭和26年～昭和45年	2,729,100	23,400	21,900
昭和46年～昭和55年	7,185,600	42,500	42,700
昭和56年～平成2年	8,921,800	41,900	40,900
平成3年～平成12年	10,470,700	21,100	41,800
平成13年～平成17年	5,201,100	25,700	20,900
平成18年～平成22年	4,660,900	21,900	16,800
平成23年～平成27年	4,446,400	18,600	18,100
平成28年～令和2年	5,167,300	18,500	20,500
令和3年～令和5年9月	1,121,900	8,200	8,500
不詳	3,617,300	18,100	11,300
居住住宅総数	55,665,000	264,700	263,800

（資料：平成30年、令和5年住宅・土地統計調査）

図2 居住世帯のある住宅の割合（建築の時期別）（全国、島根県）



（資料：平成30年、令和5年住宅・土地統計調査）

②既存住宅における構造別の状況

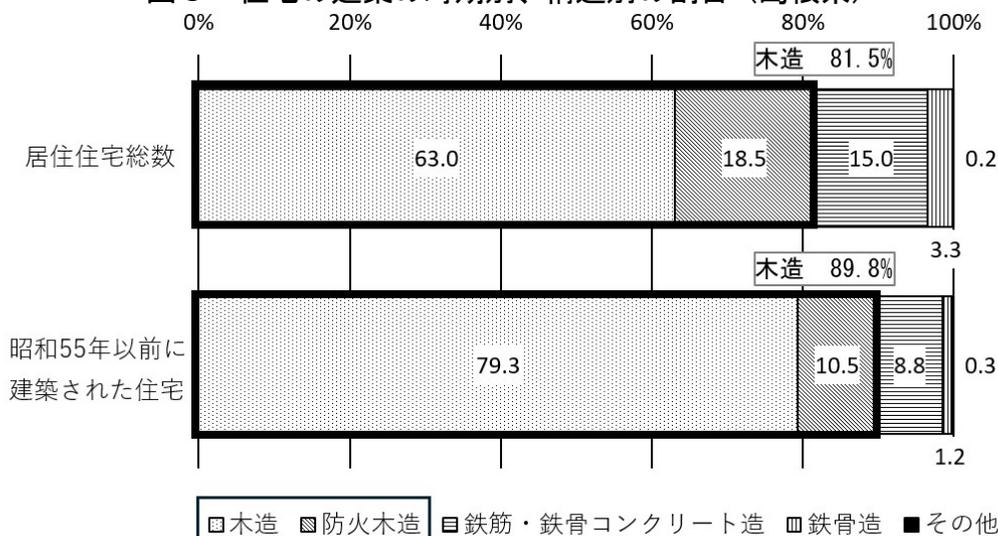
県内の住宅を構造別で見ると、木造（防火木造を含む）の割合が81.5%と8割以上を占めており、「鉄筋・鉄骨コンクリート造」が15.0%、鉄骨造が3.3%となっている。

昭和55年以前に建築された住宅では「木造」の割合が89.8%と、約9割を占めている。

※用語説明（令和5年住宅・土地統計調査における用語の定義）

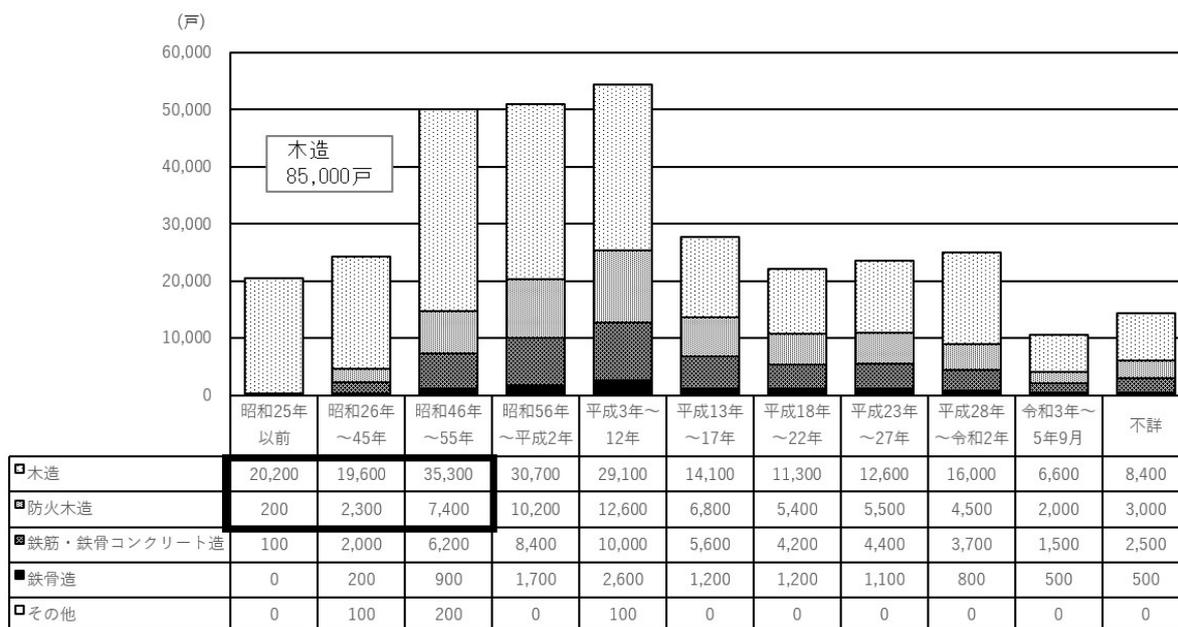
- ① 鉄筋・鉄骨コンクリート造：建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの
- ② 防火木造：柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、トタンなどの防火性能を有する材料でできているもの

図3 住宅の建築の時期別、構造別の割合（島根県）



(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

図4 建築の時期別、構造別住宅数（島根県）



(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

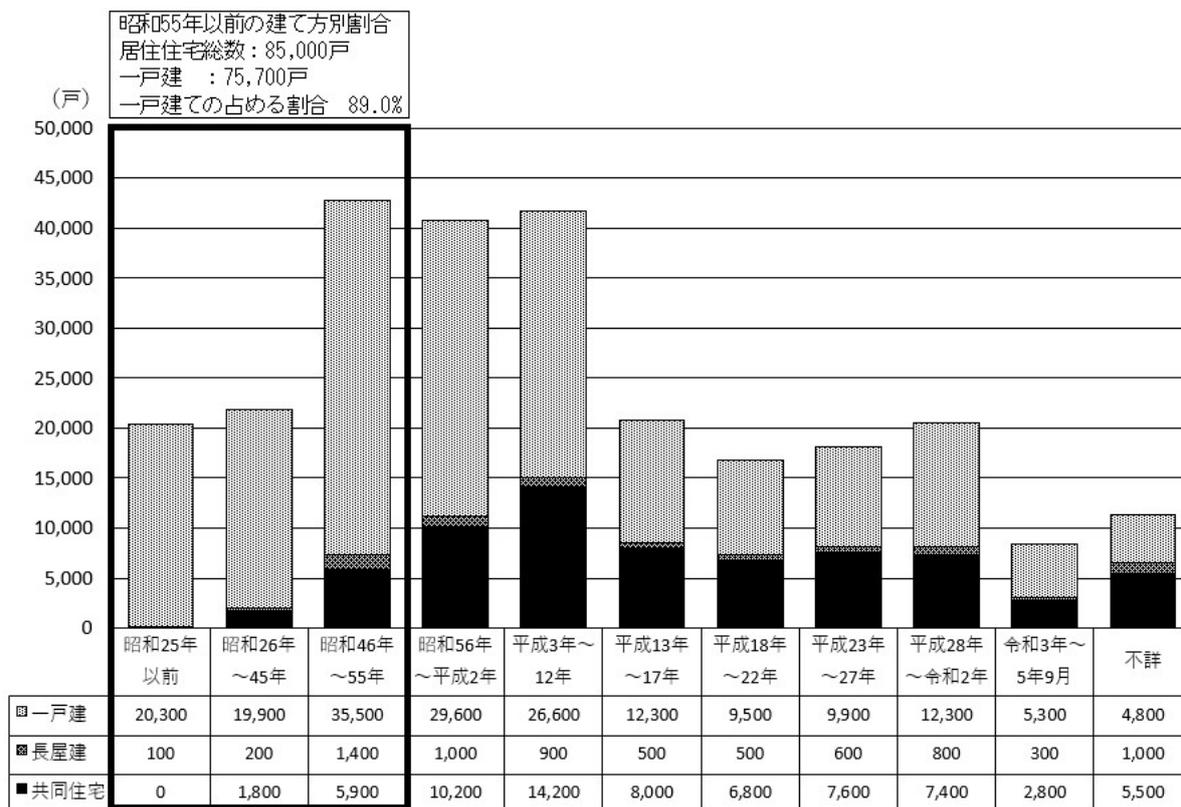
③既存住宅における建て方別の状況

居住住宅総数に占める建て方別の割合では、「一戸建」が70.7%と最も多く、「共同住宅」である住戸が26.6%となっている。

昭和55年以前に建築された住宅では、「一戸建」の割合は全体の89.0%を占めている。

図5 住宅の建て方別、建築時期別の住宅割合（島根県）

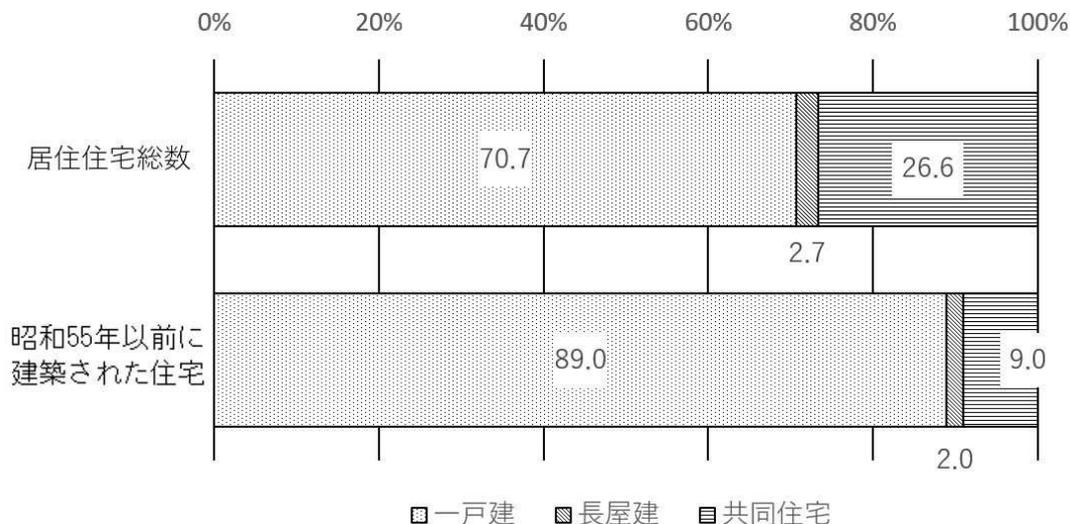
注）構造「その他」不詳を除く



(資料：令和5年住宅・土地計調査)

図6 建築時期別、建て方別住宅数（島根県）

注）構造「その他」不詳を除く

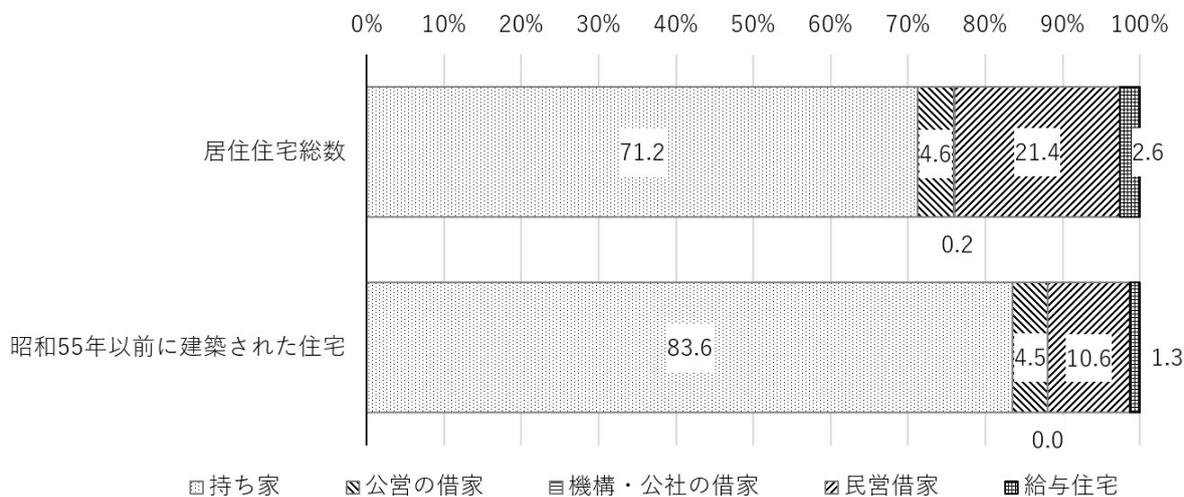


(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

④既存住宅における所有関係別の状況

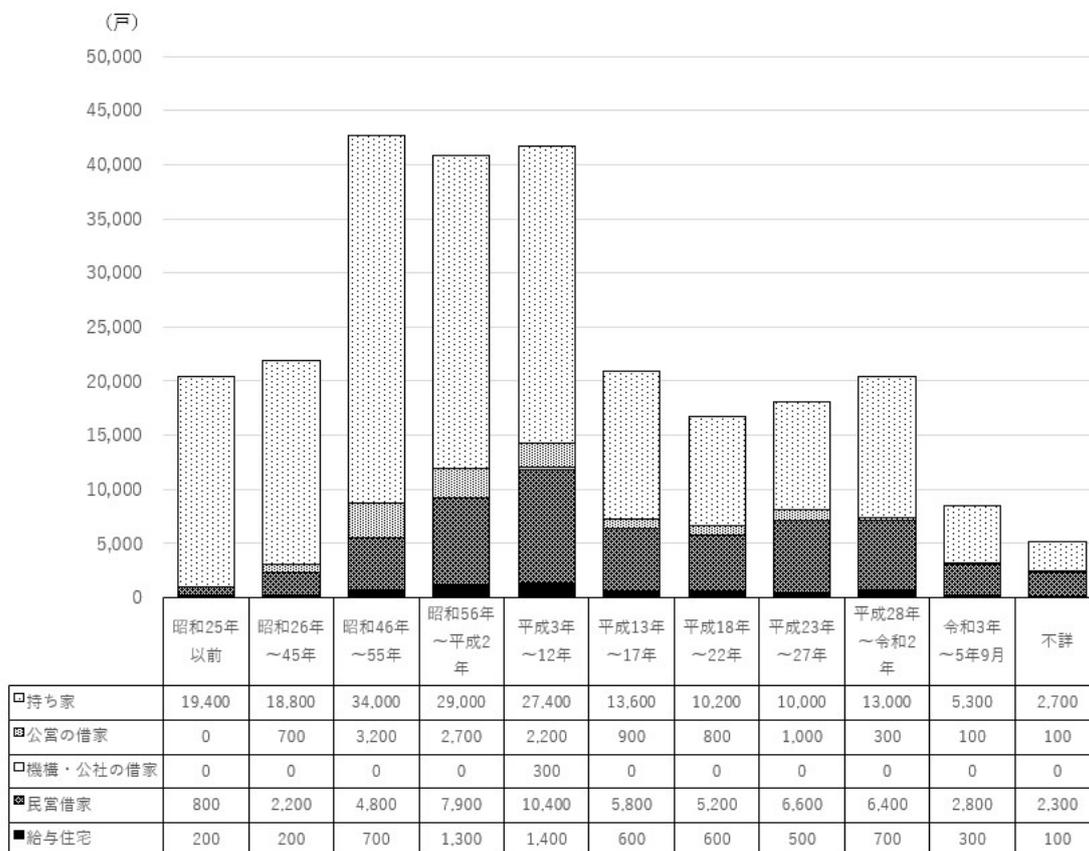
居住住宅総数に占める所有関係別の割合は、「持ち家」が71.2%であり、昭和55年以前に建築された住宅では、その割合が83.6%と8割以上を占めている。

図7 建築時期別、住宅所有関係別住宅割合（島根県）



(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

図8 建築時期別、住宅所有関係別住宅数（島根県）



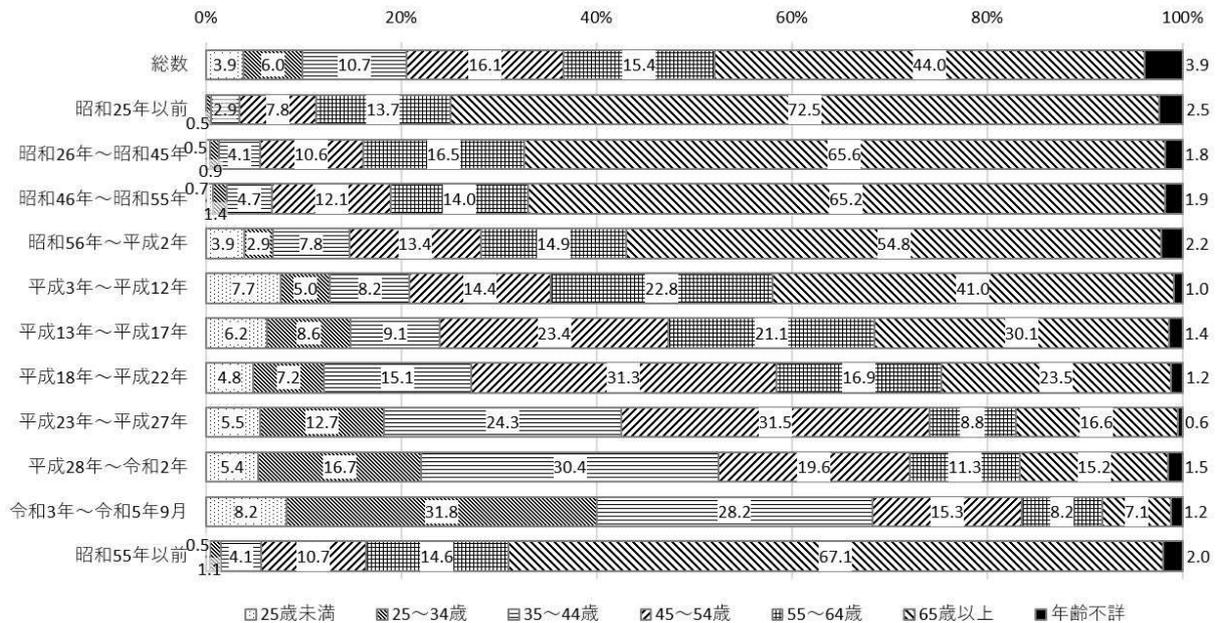
(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

⑤既存住宅における家計を支える者の年齢別の状況

居住住宅総数における、「住宅の建築時期別」・「居住世帯における家計を支える者の年齢別」の割合では、建築時期の古い住宅ほど、家計を支える者の年齢が高くなっている状況であり、特に昭和55年以前に建築された住宅では67.1%（57,000戸）が65歳以上の高齢者となっている。

図9 建築時期別、家計を主に支える者の年齢別割合（島根県）

注）建築時期不詳を除く



(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

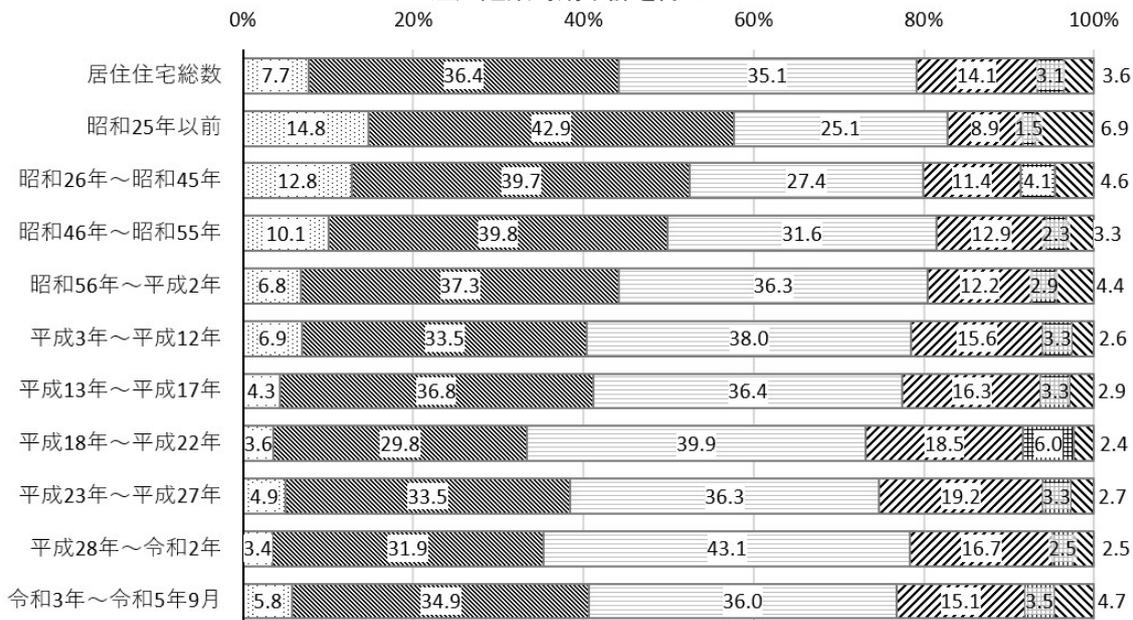
(2) 住宅の接道の状況

「敷地が道路に接していない」が3.6%、「幅員2m未満の道路」が7.7%、「2～4m」が36.4%で、接している道路の幅員が4m未満となっている割合は、47.7%と過半数に近い。

建築時期別にみると、建築時期が古くなるにつれ、道路の幅員が4m未満の住宅割合が増加する傾向となっている。

図10 建築時期別、敷地の接道状況別住宅割合

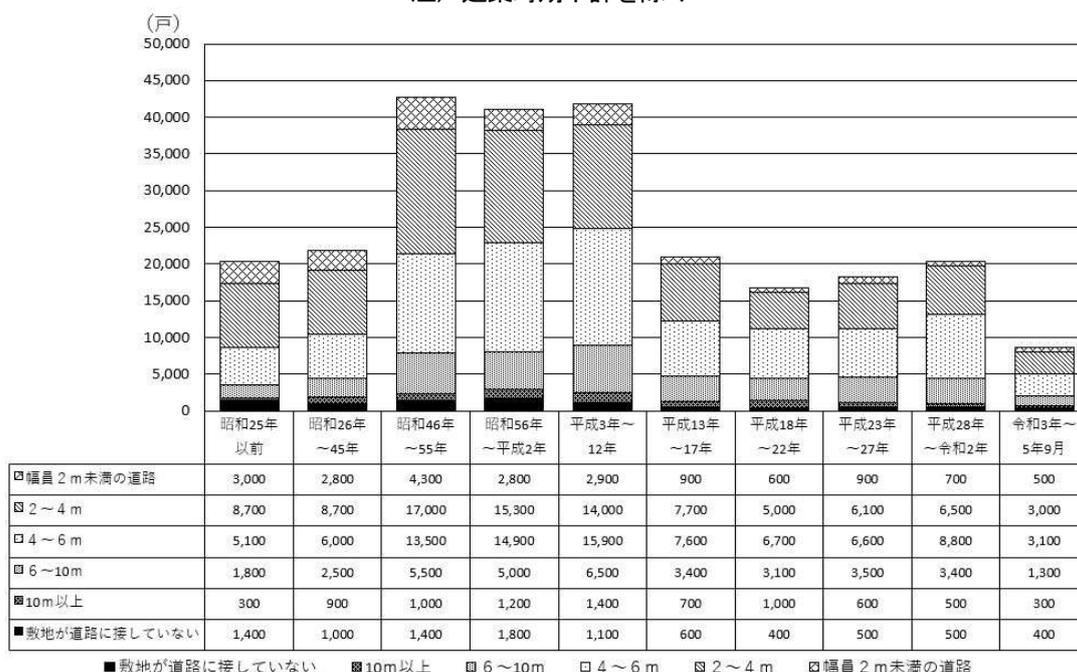
注) 建築時期不詳を除く



□ 幅員2m未満 ■ 2～4m □ 4～6m ▨ 6～10m ▩ 10m以上 ▪ 敷地が道路に接していない
(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

図11 建築時期別の敷地の接道状況別住宅数

注) 建築時期不詳を除く



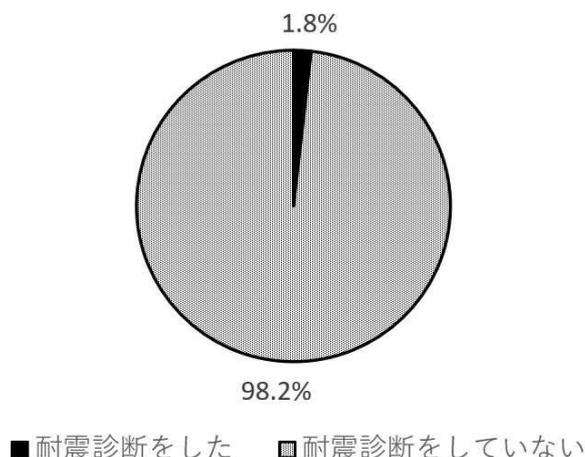
■ 敷地が道路に接していない ▩ 10m以上 ▨ 6～10m □ 4～6m ▨ 2～4m □ 幅員2m未満の道路

(資料：令和5年住宅・土地統計調査)

(3) 耐震診断の実施状況

昭和55年以前に建築された持ち家のうち、令和元年以降に耐震診断を実施したとする割合は、1.8%と低い状況である。

図12 耐震診断の実施の有無（島根県 持ち家）



(4) 住宅の耐震化の現状

国が示した耐震化率の推計方法に基づき、令和5年住宅・土地統計調査の結果をもとに算定した本県の住宅の耐震化率は約81%であり、従前計画における70%（H27推計値）に対し、11ポイント上昇した。

また、全国の約90%に対しては9ポイント低くなっている。

〔国が示した耐震化率の算定方法〕

$$\text{住宅の耐震化率(\%)} = \frac{\text{耐震性を有する住宅}}{\text{居住住宅総数}}$$

耐震性を有する建築物
 (1) S56. 6. 1以降の住宅
 (2) S56. 5. 31以前の住宅で耐震性が確認されたもの
 (3) 耐震改修実施済みの住宅

表5 住宅の耐震化の現状（令和5年推計）

（単位：戸）

全体	① 居住住宅総数 (②+③)	② 昭和56年6月以降の住宅	③ 昭和56年5月以前の住宅 (④+⑤)	④ 耐震診断の結果、耐震性あり	⑤ 耐震診断の結果、耐震性なし	⑥ 耐震改修実施済み	⑦ 耐震性あり (②+④+⑥)	耐震化率 ⑦/①
合計	263,800	176,027	87,773	31,953	55,820	6,729	214,709	81%
木造一戸建	176,500	101,444	75,056	31,953	43,103	6,629	140,026	79%
その他	87,300	74,583	12,717	0	12,717	100	74,683	86%

（資料：令和5年住宅・土地統計調査）

4. 建築物の耐震化における課題の整理

(1) 住宅について

- ・県内の既存住宅は、昭和 55 年以前に建築された旧耐震基準時の住宅が未だ多く存在している。
また、その約 9 割が一戸建て住宅であることから、引き続き、当該住宅の所有者に対する耐震化への取り組みを行う必要性は高い。
- ・古い年代に建てられた住宅では、その居住世帯における世帯主が高齢者である割合が高く、今後も高齢化が進むことを踏まえるとその割合は更に高まることも予測されるものであり、耐震対策にあたっては、所有者の意識や改修に係る資金等において、対策が必要である。
- ・県内の既存住宅は、古い年代に建てられた一戸建てが多く存在しており、今後も住宅リフォーム等を実施される機会が増加することが見込まれる。

(2) 住宅密集地等について

- ・古い住宅において、前面道路が狭隘となっている場合は、地震による建築物の倒壊によって前面道路が閉塞され、迅速な避難や救助・消火活動が困難な状況となることが想定される。
- ・また、木造住宅が密集している地域においては火災が広範囲で発生し、人的被害が拡大する危険性がある。

(3) 所有者の意識について

- ・本県は、近年震度 6 強を超える大規模地震の影響を直接的に受けておらず、また、南海トラフ地震といった将来的な大規模地震発生 of 切迫性も低いこともあり、そのことが県民の耐震対策への関心の低下へと繋がる懸念される。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化の推進にあたっては、国の基本方針において、令和17年までに「耐震性が不十分なものをおおむね解消する」との目標が示されている。

一方、令和5年における住宅の耐震化率が全国の90%に対し、本県は81%であることを踏まえ、今後10年間で90%以上に引き上げることを前提として、本計画では、令和12年度末の住宅の耐震率の目標を85%とする。

2. 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

2-1 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標については、国の基本方針において、令和12年までに「耐震性が不十分なものをおおむね解消する」との目標が示されている。

令和5年の耐震性不足解消率は全国の93%に対し、本県は93%であるが、地震による人的被害を抑制するため本計画では、令和12年度末の耐震性不足解消率の目標を100%とする。

2-2 要安全確認計画記載建築物

要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標については、国の基本方針において、「早期に、耐震性が不十分なものをおおむね解消する」との目標が示されている。

(1) 要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物等）

令和5年における耐震性不足解消率は、全国の85%に対し、本県は69%の状況である。

対象建築物は災害時の防災拠点となる公共建築物であることを踏まえ速やかに耐震化を図る必要があることから、本計画では、令和12年度末の耐震性不足解消率の目標を100%とする。

(2) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）

令和5年における耐震性不足解消率は、全国の44%に対し、本県は41%の状況である。対象建築物は、地震発生時の緊急輸送や避難路としての機能確保において、早期の耐震化が必要であるが、その多くが民間所有の建築物であることを踏まえ、これまでの進捗率を維持することを前提に、本計画では、令和12年度末の耐震性不足解消率の目標を60%とする。

第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策と取組

1. 基本的方針

1-1 本計画の推進体制と役割

国の“建築物の耐震改修の促進を図るための基本的な方針”においては、住宅・建築物の耐震化の促進のための国、地方公共団体、所有者等の役割分担として、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識をして取り組むことが不可欠であり、県及び市町村は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきであると示されている。

このことを踏まえ、本計画の推進に向けた体制と役割を下表に示す。

また、本計画に基づく具体的な取組は、一般社団法人島根県建築住宅施策推進協議会又はその構成団体（※）と、適宜、連携を図り実施する。

実施者	役割
建築関係事業者	建設業者や工務店等、不動産業者等の建築関係事業者は、各々の建築生産活動等において、住宅・建築物の所有者に直接的に接することが可能であり、そういった機会を通じ、建築物の耐震化への誘導や情報提供など、県民への耐震対策の普及と啓発を行う。
市町村	地域住民の生命と財産を守ることは基礎的自治体である市町村の責務であることを前提として、管轄する区域内の実情を踏まえ、適宜、本計画が定める取組を主体的に実施する。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の枠を越えて実施すべき広域的な取組や市町村単独では対応が困難な取組を行うとともに、市町村が行う取組の補完的役割を果たす。 また、市町村、建築関係事業者との連絡調整、連携に向けた取りまとめ等を行う。 ○市町村、建築関係事業者に対し、必要な支援を行う。 ○建築関係事業に対し、必要な協力を要請する。

※一般社団法人島根県建築住宅施策推進協議会 構成団体

(一社)島根県建築士会、(一社)島根県建築士事務所協会、(一社)島根県建設業協会、(一社)島根県建築技術協会、(一社)島根県住まいづくり協会、(一社)島根県建築組合連合会、(一社)島根県電業協会、(一社)島根県木材協会、石州瓦工業組合、協同組合建築技術センター、(一財)島根県建築住宅センター、(一社)島根県管工事業協会、(一社)島根県浄化槽協会、(公社)全日本不動産協会 島根県本部、島根県建具協同組合、島根県畳事業協同組合、(一社)日本塗装工業会島根県支部、(公社)島根県宅地建物取引業協会、島根県瓦工事業組合、島根県東部地区瓦工事業組合

1-2 建築物の耐震対策の推進における取組方針

本県では、第4次島根県住生活基本計画（令和4年3月策定）において、『住み続けられる豊かな住まい・住環境』を達成目標の一つに掲げ、その実現に向けた基本施策の一つに“豊かで災害に強い住まい・住環境づくり”を位置づけ、住宅や建築物の耐震化の促進に関する取組を進めることとしている。

このことを前提に、本計画における基本的な施策を以下のとおり定め、これに基づく具体的な取組を実施していく。

施策	施策の考え方
【施策1】 住宅の耐震診断実施の促進	<p>令和6年1月の能登半島地震では、住宅の倒壊又は崩壊等により多くの人的被害が生じ、それらの住宅の多くは、旧耐震基準時に建築され、耐震化が未実施なものであった。</p> <p>本県も古い年代に建てられ、耐震性能が不十分な住宅が未だ多く存在している。（令和5年推計：耐震化率81%）</p> <p>地震による家屋倒壊等の抑制に向けては、まず、所有者において我が家の耐震性能を把握され、耐震対策の必然性を認識していただくことが最優先と考えるものであり、住宅の耐震診断の実施を促進する必要がある。</p>
【施策2】 住宅の耐震改修を行う所有者への支援の充実	<p>住宅の耐震化は、その住宅が建築された時期や構造等によって異なるものの、一般的には高額な費用負担が生じ、家計への影響は大きいものである。</p> <p>耐震化を行いたいと考えられる住宅の所有者等が不安なく、速やかに対策を講じていただけるよう、その経済的な支援策を充実することで、住宅の耐震化及び耐震対策を促進する。</p>
【施策3】 県民への建築物の耐震対策に関する啓発の推進	<p>本県は、東南海・南海地震といった将来的な大規模地震発生の切迫性が低く、この状況が県民の耐震対策に対する関心の低下に繋がる懸念される。しかし、これまでに全国各地で発生した大規模地震において、多くの住宅被害が生じ、尊い多くの人命が失われたことを教訓にして、耐震対策の必要性について、県民に正しく認識し、理解してもらうための取組が必要である。</p>
【施策4】 建築物の耐震化の促進に向けた技術的な体制の充実	<p>県民の建築物の耐震対策への理解と対策を実行していただくためには、その受け皿を整えておかねばならない。</p> <p>そのための、建築物の耐震に関する知識・技術を備えた技術者の養成とそれらを県民に活用いただくための仕組みを整備する必要がある。</p>
【施策5】 耐震化の必要性が極めて高い建築物への対応	<p>防災拠点や不特定多数が利用する大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物といった、耐震化をする必要性が極めて高いものについて、法に基づき耐震診断を義務化し、必要な耐震化を推進する必要がある。</p>

2. 建築物の耐震対策の推進における施策と具体的な取組

2-1 【施策1】住宅の耐震診断実施の促進

(1) 市町村における（仮称）耐震診断士派遣制度の導入

建築物(住宅)の耐震診断は、建築構造に関する専門性から対応が可能な建築士が限られており、住宅の所有者においては耐震診断が可能な建築士の選定が容易ではない。

このため、島根県木造住宅耐震診断士登録制度を活用し、耐震診断を適切に行える建築士を県民が安心して選定できる仕組みを整える必要がある。

〔取組1〕住宅の耐震診断費補助制度を持つ市町村において、島根県木造住宅耐震診断士登録制度を活用し適切に耐震診断を行うことができる建築士を紹介、斡旋する（仮称）耐震診断士派遣制度を創設されるよう、市町村との検討を進める。

〔取組2〕当該耐震診断士登録数の拡大を図り、市町村での当該制度創設に向けた建築関係団体との調整を行う。

(2) 耐震診断実施に対する費用支援

耐震診断に係る住宅所有者の費用負担の軽減を図るため、市町村においては、耐震診断に係る住宅所有者への費用補助を継続して行っていく必要がある。

〔取組〕市町村が実施する補助事業等に対し、市町村の財政負担を軽減するための補助を引き続き行う。

2-2 【施策2】住宅の耐震改修を行う所有者への支援の充実

(1) 耐震改修の実施者に対する支援

耐震改修は住宅の規模や状態によっては多額の費用が生じることとなるため、住宅所有者の経済的負担の軽減を図ることは、耐震化の推進にあたり重要である。

このため、市町村においては、耐震改修に係る費用補助を継続して行っていく必要がある。

〔取組1〕市町村が行う耐震改修に係る費用補助事業に対し、市町村の財政負担を軽減するための補助を引き続き行う。

〔取組2〕市町村の補助事業において、住宅所有者の更なる負担軽減のため、当該補助金を施工者が受領できる代理受領制度の導入を推進する。

《代理受領制度》

当該補助金を住宅所有者（申請者）にかわって工事施工者が受領することを可能とし、そのことにより、申請者は補助金額を除いた工事費を施工者に支払えばよく、住宅所有者の経済負担及び補助申請手続きに係る負担の軽減となる。

（２）融資制度の周知及び導入促進

高齢の住宅所有者においては、耐震改修の資金確保に困難を要する場合がある。

住宅金融支援機構の住宅ローン「リバース60」は、金融機関の融資に対する返済の期間中、利息のみを支払えばよく、元金の返済を生じさせないことが可能となる。

〔取組〕リバース60について、県内のどこの地域においても利用が可能となるよう、県内に本店を有する金融機関との連携、調整を図る。

（３）建築事業者等と連携した耐震改修の促進

バリアフリー化や省エネ改修等のリフォームの機会に併せて耐震化を図ることは、耐震改修を単体で行うより経済的であり、合理的である。

特に住宅リフォームに関する相談など、県民と直に接する機会が多い工務店等の建築事業者を通じた県民への耐震対策の普及啓発は、住宅の耐震化において有効な手段である。

〔取組1〕リフォームの機会に併せた耐震改修の実施など、工務店等を通じた耐震対策の普及が図られるよう、建築関係事業者との必要な連携を行う。

〔取組2〕建物全体の耐震化を行うことが困難な住宅所有者に対し、人命を最優先に費用負担が少なく容易に取り組むことができる部分的耐震改修の周知を図る。

2-3 【施策3】県民への建築物の耐震対策に関する啓発の推進

（１）耐震に関する学習会等の実施等

本県は、将来的な大規模地震発生の切迫性が比較的 low、このことが県民の耐震対策への関心の低下に繋がる懸念されるため、耐震対策の必要性に関し、県民への意識付けを継続的に行っていく必要がある。

〔取組1〕市町村、建築関係事業者と連携した耐震に関する学習会・出前講座を引き続き実施する。

〔取組2〕耐震に関するパンフレットやDVD等の作成及びTV、ラジオ、新聞、SNS等を活用した積極的な情報発信を行う。

〔取組3〕「しまね建築・住宅コンクール」の受賞作品等、住宅の耐震対策を行う上で参考となる改修事例等を広く県民に紹介する。

（2）家具等の転倒防止対策の普及

阪神・淡路大震災では、住宅が倒壊に至らなくても家具等の転倒による圧死が多く発生した。地震による住宅内の死亡・負傷事故を防止するためには、安全な室内空間づくりを行う必要があり、人命を守るための身近な安全対策として、家具等の転倒防止対策に対する県民の理解が必要である。

〔取組〕 市町村、建築関係事業者と連携し、耐震に関する学習会や出前講座等において、家具等の転倒防止対策を推進する。

2-4 【施策4】建築物の耐震化の促進に向けた技術的な体制の充実

（1）建築物の耐震に関する技術者の養成と確保

建築物の耐震化は、建築構造に関する技術的専門性が高い分野であり、本県では、その対応が可能な技術者の確保に向け、島根県木造住宅耐震診断士登録制度及び島根県耐震改修設計施工技術者登録制度を設けている。

〔取組〕 島根県木造住宅耐震診断士登録者及び島根県耐震改修設計施工技術者登録者の確保と各登録者の技術力向上のための講習会等の実施

（2）相談窓口の充実

県民からの耐震対策に関する相談に適切に対応する体制を整えることで、安全・安心な暮らしに繋げる必要がある。

〔取組〕 県又は市町村における住宅に関する相談窓口について、耐震に関する情報提供内容の充実を図るとともに、（一社）島根県建築士会、（一社）島根県建築士事務所協会等の建築関係団体における相談体制の確保に向けて、当該団体との連携を図る。

2-5 【施策5】耐震化の必要性が極めて高い建築物への対応

(1) 耐震診断の実施とその結果報告の義務化

法においては、防災拠点施設、不特定多数の者が利用する大規模建築物及び災害時の緊急輸送道路沿道建築物であって一定規模のものを、地震による倒壊、損壊を防止する必要性が極めて高いものとして、所定の期限内に耐震診断の実施とその結果の所管行政庁への報告を義務化している。

耐震診断の結果、所要の耐震性能がない建築物について、所管行政庁において耐震化の促進が図られるよう必要な周知等を行って行く。

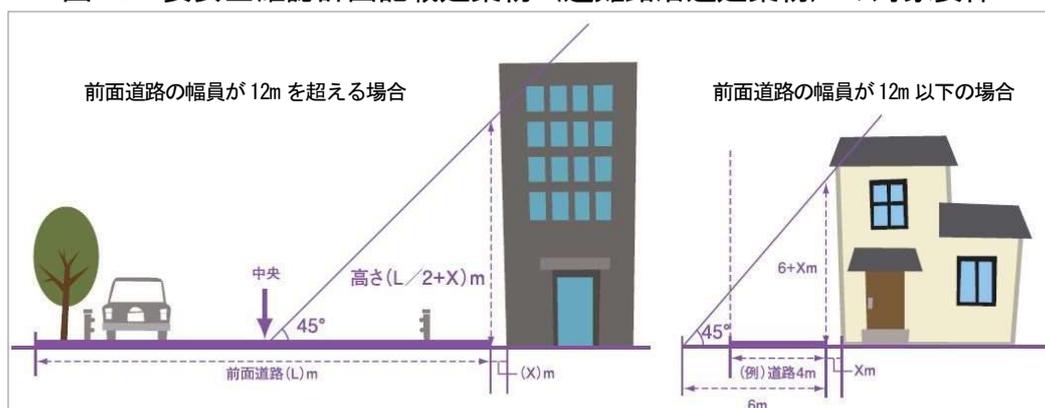
(2) 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路の指定

本計画では、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和7年9月改定版）に定める緊急輸送道路のうち、第1次防災拠点と町村役場を結ぶ道路を、法第5条第3項第2号に規定する道路（以下「指定道路」という）とする。

(3) 当該義務化の対象建築物

要緊急安全確認大規模建築物	<p>旧耐震基準時に建築された以下に該当する、一定規模以上の建築物であって、耐震診断が未実施であることにより、地震に対する安全性が明らかでないもの。（法附則第3条）</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用するもの（病院、店舗、旅館集会所等）</p> <p>(2) 避難の確保にあたり、特に配慮を要する者が主として利用するもの（小学校、老人ホーム等）</p> <p>(3) 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場等</p>
要安全確認計画記載建築物 （防災拠点建築物等）	<p>旧耐震基準時に建築された、地震災害時に公益上必要な建築物であって、耐震診断が未実施であることにより、地震に対する安全性が明らかでないもの（法第7条第1項第1号）</p>
要安全確認計画記載建築物 （避難路沿道建築物）	<p>指定道路の沿道に存する、旧耐震基準時に建築された一定規模以上（図13参照）の建築物であって、耐震診断が未実施であることにより、地震に対する安全性が明らかでないもの（法第7条第1項第2号）</p>

図13 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の対象要件



(3) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の報告期限

対象建築物	診断結果の報告期限
要緊急安全確認大規模建築物	平成27年12月31日
要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物等）	令和3年3月31日
要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）	当初：令和8年3月31日
	変更：令和10年3月31日（※1）
	追加：令和13年3月31日（※2）

※1 耐震診断結果が未報告の建築物が一定数存在するため、耐震診断結果の報告期限を2年間延長する。

※2 令和7年9月の島根県緊急輸送道路ネットワーク計画の改定により、追加された道路に係るもの

(4) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の評価方法

令和7年7月に改正された国の基本方針において、要緊急安全確認大規模建築物等の耐震化の評価方法が耐震化率から耐震性不足解消率に改められたことから、本計画においても、これに準じることとする。

$$\text{耐震性不足解消率(\%)} = \frac{\text{耐震性のある建築物棟数} + \text{耐震性が不十分な建築物の解消棟数}^{\ast 1}}{\text{耐震診断結果が公表された棟数}^{\ast 2}}$$

※1 解消棟数：耐震性が不十分な建築物の解消に有効な取組である除却や建替えも反映

※2 耐震診断結果を公表予定のものを含む

(5) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震性不足解消率

区分	対象棟数（棟）	耐震性不足解消棟数（棟）	耐震性不足解消率（令和7年度末時点）	
			県	全国
要緊急安全確認大規模建築物	43	40	県	93%
			全国	93%
要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物等）	45	31	県	69%
			全国	85%
要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）	87	36	県	41%
			全国	44%

※耐震性不足解消率の全国値は、令和5年度末時点のもの

表6-1 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路（避難路沿道建築物）
（既指定道路）

道路種別	路線名	距離(km)	区間
高速自動車国道	中国自動車道	22.3	県内全線
高速自動車国道	浜田自動車道	36.4	県内全線
高速自動車国道	山陰自動車道	33.9	松江玉造IC～出雲IC
高速自動車国道	松江自動車道	10.6	宍道JCT～三刀屋木次IC
高速自動車国道	松江自動車道	24.6	三刀屋木次IC～広島県境
一般有料道路	山陰道(国道9号 江津道路)	14.5	全線
一般有料道路	山陰道(国道9号 安来道路)	18.6	鳥取県境～東出雲IC
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 松江道路)	11.0	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 多伎朝山道路)	9.0	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 朝山大田道路)	6.3	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 仁摩温泉津道路)	12.4	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 浜田道路)	6.3	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 浜田三隅道路)	14.9	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 益田道路)	1.7	遠田IC～久城IC
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 益田道路)	3.3	高津IC～国道9号交点
一般国道(指定)	国道9号	187.5	鳥取県境～県道35号線(益田停車場線)交点
一般国道(指定)	国道9号	37.4	益田道路交点～山口県境
一般国道(指定)	国道9号 江津バイパス	2.9	全線
一般国道(指定)	国道54号	64.5	広島県境～国道9号交点
一般国道(指定)	国道191号	15.4	山口県境～国道9号交点
一般国道(指定外)	国道187号	37.5	山口県境～国道9号交点
一般国道(指定外)	国道261号	35.7	県道297号線(皆井田江津線)交点～国道9号江津バイパス交点
一般国道(指定外)	国道314号	48.8	広島県境～国道54号交点
一般国道(指定外)	国道375号	42.7	広島県境～国道9号交点
一般国道(指定外)	国道431号	7.7	県道278号線(矢尾今市線)交点～市道蓮田環状線交点
一般国道(指定外)	国道431号	23.4	市道中ノ島環状線交点～県道260号線(本庄福富松江線)交点
一般国道(指定外)	国道431号	22.6	県道21号線(松江島根線)交点～鳥取県境
一般国道(指定外)	国道485号	0.8	広域農道岬線交点～西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点
一般国道(指定外)	国道485号	4.7	別府港臨港道路交点～浦郷漁港臨港道路交点
一般国道(指定外)	国道485号	2.7	七類港～国道431号交点
一般国道(指定外)	国道485号 松江だんだん道路	5.3	国道431号交点～国道9号松江道路交点
主要地方道	県道5号線(浜田八重可部線)	1.2	県道327号線(市木井原線)交点～瑞穂IC
主要地方道	県道7号線(浜田作木線)	4.2	県道327号線(市木井原線)交点～県道297号線(皆井田江津線)交点
主要地方道	県道21号線(松江島根線)	4.2	国道9号松江道路交点～国道431号交点
主要地方道	県道23号線(斐川一畑大社線)	1.1	県道250号線(鵜瀬寺線)交点～港湾道路(垂水)交点
主要地方道	県道24号線(松江木次線)	27.1	国道9号交点～国道54号交点
主要地方道	県道25号線(玉湯吾妻山線)	16.9	県道24号線(松江木次線)交点～国道314号交点
主要地方道	県道31号線(仁摩邑南線)	0.1	県道40号線(川本波多線)交点～町道新町日の出線交点
主要地方道	県道35号線(益田停車場線)	0.4	県道54号線(益田澄川線)交点～国道9号交点
主要地方道	県道37号線(松江鹿島美保関線)	1.0	国道9号交点～国道431号交点
主要地方道	県道37号線(松江鹿島美保関線)	0.1	国道431号交点～県道227号線(松江しんじ湖温泉停車場線)交点
主要地方道	県道40号線(川本波多線)	3.8	国道261号交点～県道31号線(仁摩邑南線)交点
主要地方道	県道43号線(隠岐空港線)	0.1	隠岐空港～町道西郷270号線交点
主要地方道	県道45号線(安来木次線)	1.6	国道9号交点～県道334号(安来インター線)交点
主要地方道	県道46号線(大田桜江線)	0.5	国道375号交点～大田市立病院
主要地方道	県道47号線(西郷布施線)	0.3	国道485号交点～町道宮の前西町線交点
主要地方道	県道54号線(益田澄川線)	0.5	県道35号線(益田停車場線)交点～益田市役所
主要地方道	県道57号線(宍道インター線)	3.5	全線

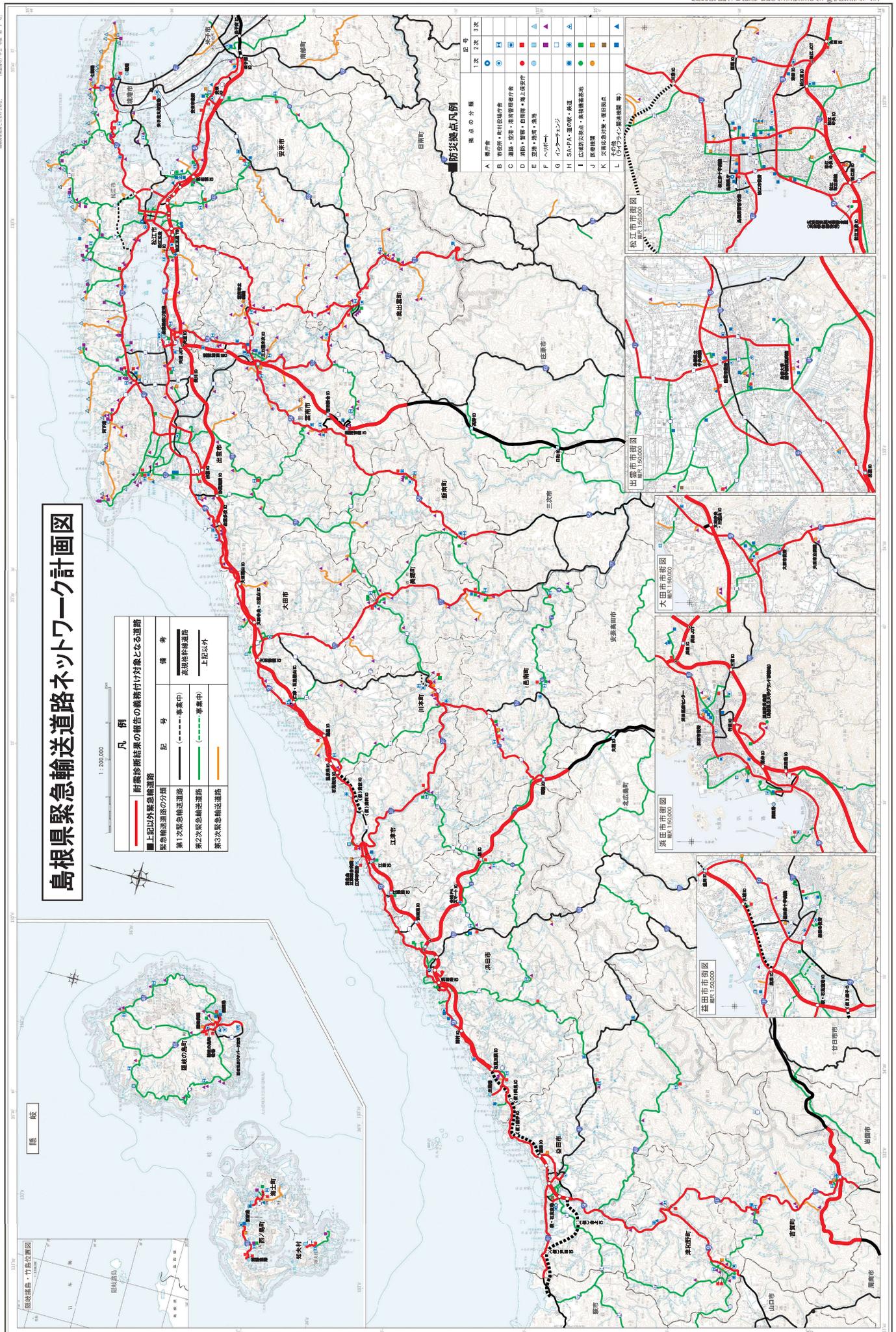
(前頁の続き)

道路種別	路線名	距離(km)	区間
一般県道	県道227号線(松江しんじ湖温泉停車場線)	0.1	島根県警察本部～県道37号線(松江鹿島美保関線)交点
一般県道	県道243号線(出雲空港線)	1.0	出雲線結び空港～県道335号線(出雲空港穴道線)交点
一般県道	県道250号線(鵜瀬寺線)	5.2	県道23号線(斐川一畑大社線)交点～県道275号線(十六島直江停車場線)交点
一般県道	県道250号線(鵜瀬寺線)	0.1	市道蓮田環状線交点～市道平田環状線交点
一般県道	県道260号線(本庄福富松江線)	0.5	県道21号線(松江島根線)交点～国道431号交点
一般県道	県道263号線(浜乃木湯町線)	0.2	広域防災拠点備蓄倉庫～市道松江道路側道南線交点
一般県道	県道275号線(十六島直江停車場線)	0.8	県道250号線(鵜瀬寺線)交点～国道431号交点
一般県道	県道276号線(逢坂今市線)	0.6	県道278号線(矢尾今市線)交点～国道184号交点
一般県道	県道277号線(多伎江南出雲線)	6.9	県道337号線(出雲インター線)交点～市道今市川跡日下線交点
一般県道	県道278号線(矢尾今市線)	2.3	全線
一般県道	県道297号線(皆井田江津線)	1.6	国道261号交点～県道7号線(浜田作木線)交点
一般県道	県道317号線(海士島線)	2.1	菱浦漁港臨港道路交点～海士町役場
一般県道	県道322号線(知夫島線)	1.2	来居2号臨港道路交点～知夫村役場
一般県道	県道327号線(市木井原線)	7.4	全線
一般県道	県道328号線(石見空港線)	0.2	萩・石見空港～県道331号線(石見空港飯田線)交点
一般県道	県道331号線(石見空港飯田線)	2.2	県道328号線(石見空港線)交点～萩・石見空港IC
一般県道	県道332号線(三刀屋木次インター線)	0.5	三刀屋木次IC～国道54号交点
一般県道	県道333号線(久城インター線)	2.5	全線
一般県道	県道334号線(安来インター線)	1.3	県道45号線(安来木次線)交点～安来IC
一般県道	県道335号線(出雲空港穴道線)	1.0	全線
一般県道	県道337号線(出雲インター線)	3.2	全線
一般県道	県道339号線(浜田港インター線)	0.2	浜田港IC～臨港道路福井4号線交点
市道	市道今市川跡日下線	0.7	県道277号線(多伎江南出雲線)交点～国道9号交点
市道	市道蓮田環状線	0.6	国道431号交点～県道250号線(鵜瀬寺線)交点
市道	市道平田環状線	0.5	県道250号線(鵜瀬寺線)交点～市道中ノ島環状線交点
市道	市道中ノ島環状線	0.9	市道平田環状線交点～国道431号交点
市道	市道竹迫野原線	1.1	竹迫IC～市道浜田451号線交点
市道	市道浜田451号線	0.8	市道竹迫野原線交点～市道浜田456号線交点
市道	市道浜田456号線	0.5	市道浜田451号線交点～市道清水野原線交点
市道	市道清水野原線	0.6	市道浜田456号線交点～浜田防災備蓄倉庫
市道	市道浜田停車場港町線	0.2	国道9号交点～浜田医療センター
町道	町道新町日の出線	0.5	県道31号線(仁摩邑南線)交点～町道本町学校線交点
町道	町道本町学校線	0.1	町道新町日の出線交点～川本町役場
町道	町道宮の前西町線	0.6	県道47号線(西郷布施線)交点～町道有木1号線交点
町道	町道日原青原1号線	0.5	国道187号交点～旧津和野町役場
町道	町道有木1号線	0.6	町道宮の前西町線交点～町道中町中条線交点
町道	町道中町中条線	0.3	町道有木1号線交点～隠岐病院
町道	町道西郷270号線	3.0	県道41号線(隠岐空港線)交点～広域農道岬線交点
その他	港湾道路(垂水)	0.3	県道23号線(斐川一畑大社線)交点～河下港
その他	臨港道路 福井4号線	1.5	県道339号線(浜田港インター線)交点～浜田港
その他	三隅港 臨港道路1号線	1.9	国道9号交点～三隅港
その他	広域農道岬線	0.8	町道西郷270号線交点～国道485号交点
その他	西郷港 本港・第二臨港道路	0.6	国道485号交点～西郷港
その他	浦郷漁港臨港道路	0.6	国道485号交点～旧西ノ島町役場
その他	別府港臨港道路	0.5	国道485号交点～隠岐支庁県土整備局島前事業部
その他	菱浦漁港臨港道路	0.7	菱浦港～県道317号線(海士島線)交点
その他	来居港 来居2号臨港道路	0.4	県道322号線(知夫島線)交点～来居港

表6-2 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路(避難路沿道建築物)
(追加分)

道路種別	路線名	距離(km)	区間
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 出雲湖陵道路)	4.4	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 湖陵多伎道路)	4.5	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 大田静間道路)	5.0	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 静間仁摩道路)	7.9	全線
一般国道(指定外)	国道485号	2.8	町道中町中条線交点～広域農道岬線交点
市道	市道高丸線	0.4	国道9号交点～市道シビックセンター線交点
市道	市道シビックセンター線	0.1	市道高丸線交点～江津市役所
町道	町道通岩土井敷線	0.1	国道187号交点～津和野町役場本庁舎
町道	町道中町中条線	1.6	隠岐病院～国道485号交点

図14 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（全体）



(5) 耐震診断結果の公表等**① 耐震診断結果の報告内容の公表（法第9条）**

耐震診断義務付け建築物の所有者等から報告された耐震診断の結果について、以下により公表する。

公表後において、耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、そのことが分かるよう、公表内容を更新する。

〔公表機関〕 法第2条第3項に規定する所管行政庁

〔公表時期〕 耐震診断結果の報告期限後において適宜

〔公表内容〕 建築物の名称、位置、用途、耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価、耐震改修等の予定（内容、実施時期）

② 耐震診断結果の報告の命令（法第8条第1項）

当該報告期限までに耐震診断結果の報告がなされない場合は、所管行政庁において、その所有者に対し、速やかに耐震診断結果の報告を行うよう求める。

③ 耐震診断結果の報告の命令の公表（法第8条第2項）

〔公表機関〕 法第2条第3項に規定する所管行政庁

〔公表時期〕 所有者への命令発出後において適宜

〔公表内容〕 所有者の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名）、建築物の位置・用途、命令をした年月日及びその内容

2-6 その他建築物等の耐震対策上必要な事項**(1) 半島部など孤立するおそれのある地域の耐震改修の推進**

令和6年1月の能登半島地震では、限られた交通網において道路寸断等による孤立化が生じ、必要な支援が遅れるなど、半島部における地震時の被災対応への脆弱性が浮き彫りとなったことから、その対策を図る必要がある。

〔取組〕 半島部等を抱える市町村においては、当該市町村の建築物耐震改修促進計画等の中で、地域の実情に応じた対策を示されるよう働きかけを行う。

(2) 住宅等密集地の地震防災対策

令和6年1月の能登半島地震では、多くの老朽化した空き家の倒壊が発生した。

老朽化した空き家は地震により倒壊する危険性が高く、住宅等密集地においては、家屋倒壊により、隣接住宅への影響や道路の閉塞による避難、復旧活動への支障が懸念されることから、それらの除却を進める必要がある。

〔取組〕 地震時の被害軽減の観点から、老朽危険空き家の除却等の対策と連携し、地震により倒壊する危険性のある住宅・建築物の除却の取組を推進する。

(3) 地震時の建築物の総合的な安全対策

①ブロック塀の安全対策

平成30年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、重大な被害が発生したことから、通学路や災害時の避難路沿道にある倒壊の危険性のあるブロック塀の実態把握を進め、安全対策を実施する必要がある。

〔取組1〕 市町村において、地震時に転倒・倒壊の危険性のあるブロック塀の実態把握をされるよう働きかけを行う。

〔取組2〕 市町村が実施する補助事業等に対し、市町村の財政負担を軽減するための補助を引き続き行う。

②昇降機等の地震対策

大規模地震発生時のエレベーター閉じ込めによる被害を軽減するために、既存のエレベーターに対する地震時管制運転装置の設置をはじめとした対策を講じていただけるよう、その所有者に向けた周知を行うとともに、国の補助制度等による所有者の費用負担の軽減策を推進する。

③天井の落下防止対策

吊り天井等の、脱落によって重大な危害を生ずるおそれのある天井について、その防止のための対策を講じていただけるよう、その所有者に向けた周知を行うとともに、国の補助制度等による所有者の費用負担の軽減策を推進する。

(4) 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画における防災拠点施設の耐震対策

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画における防災拠点施設について、地震災害発生時における当該施設の機能確保のため、必要な耐震化を図る必要がある。

〔取組〕 当該防災拠点施設の耐震性能の把握を行い、耐震性能がない建築物について耐震化を図られるよう、その所有者の理解を求める。

第5章 建築基準法に基づく措置に関する事項

1. 建築基準法の規定による勧告又は命令等の実施

県内特定行政庁で構成する島根県建築行政連絡会議等において、本計画により耐震化を図る必要性が高いものとして位置づけた建築物に関する情報共有を図るとともに、必要に応じて建築基準法に基づく勧告等を行うことで当該建築物の耐震化が図られるよう推進する。

【特定行政庁】

建築基準法における建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域（島根県内では、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市）については当該市町村の長、その他の市町村については都道府県知事をいう。

(1) 是正勧告について

建築基準法に規定する特定行政庁は、法第12条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条の規定による指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合であって、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合において、建築基準法第10条1項の規定に基づく勧告を行う。

また、勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わない場合において、同条第2項の規定に基づく命令を行う。

【勧告及び命令の対象】

平成18年国土交通省告示第184号（別添）による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。」と評価されるものに該当し、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められるもの。

(2) 是正命令について

特定行政庁は、法第12条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条の規定による指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合であって、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合において、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を行う。

【命令の対象】

平成18年国土交通省告示第184号（別添）による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。」と評価されるものに該当し、著しく保安上危険であると認められるもの。

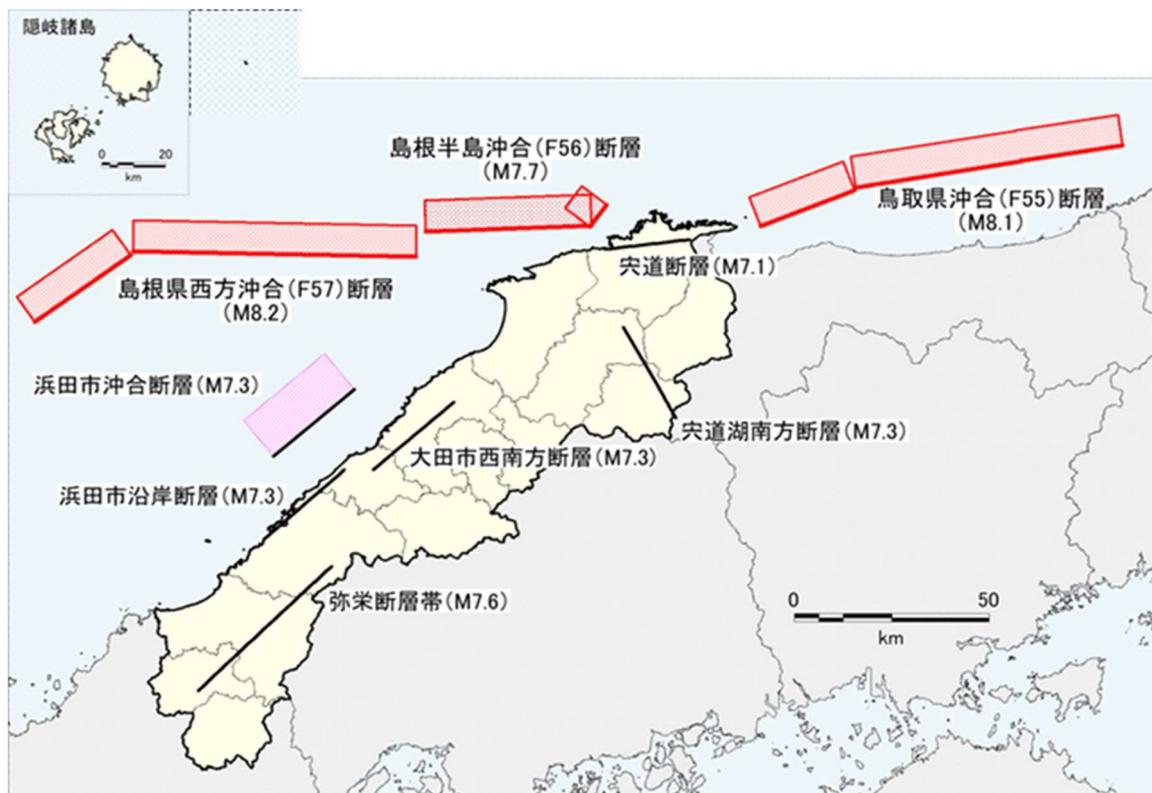
資 料 編

1. 島根県地域防災計画（震災編）による被害想定

1-1 県内で想定される地震の規模

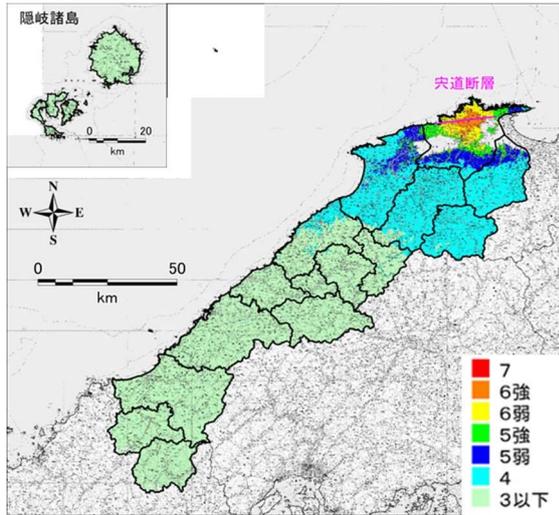
県内で揺れを発生させる9つの想定地震（陸域5地震、海域4地震）に対する地震動の予測結果を以下に示す。

図1 地震動の想定を対象とした地震の断層位置

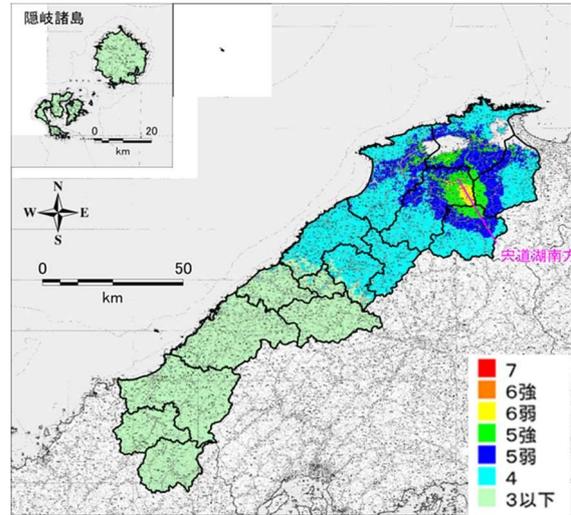


出典：島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）

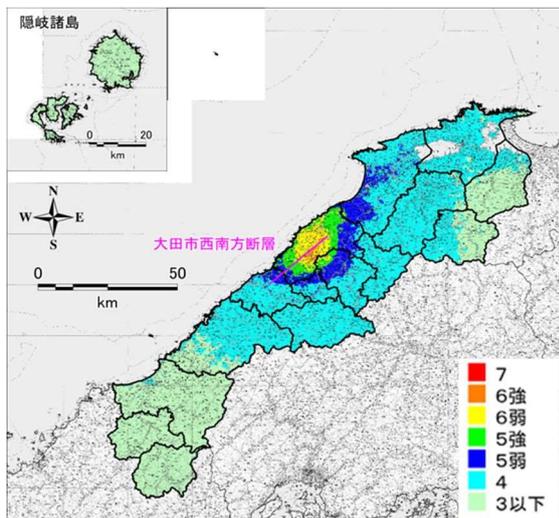
図2 各地震における震度分布



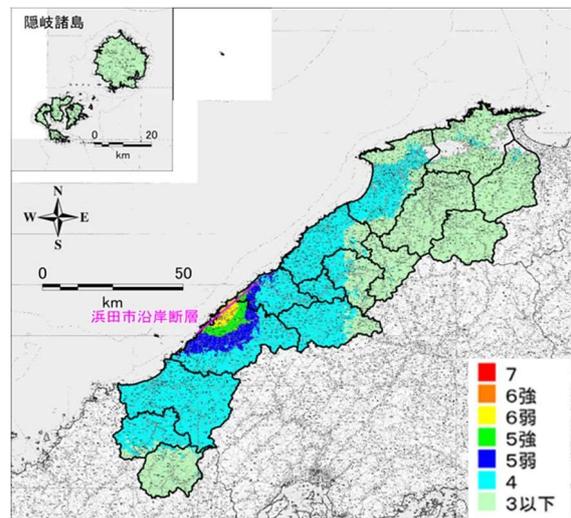
宍道断層による地震動分布



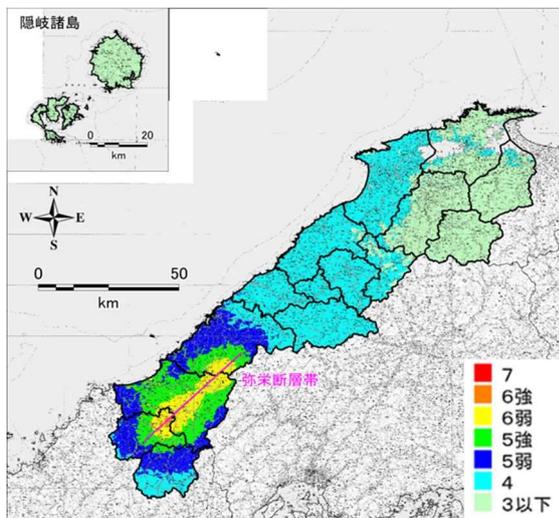
宍道湖南方断層による地震動分布



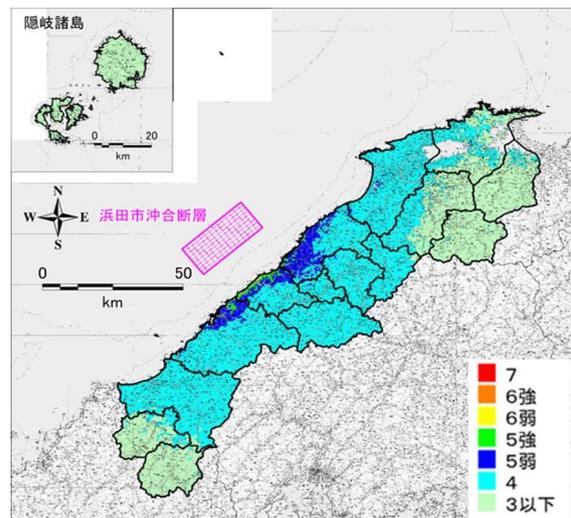
大田市西南方断層による地震動分布



浜田市沿岸断層による地震動分布

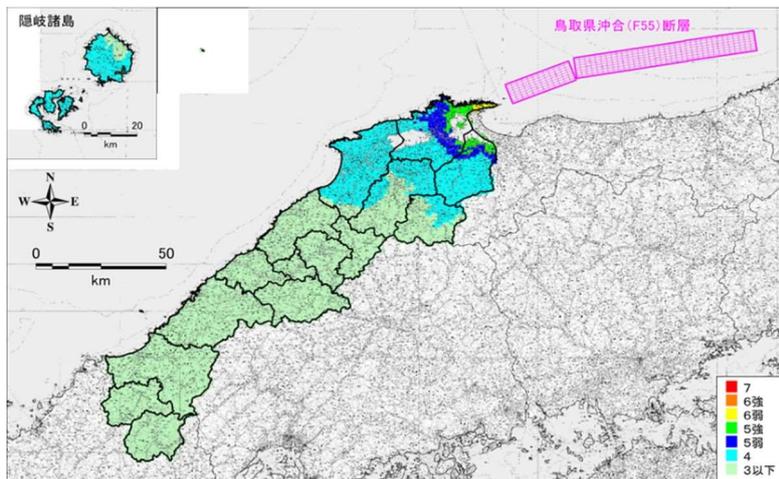


弥栄断層帯による地震動分布

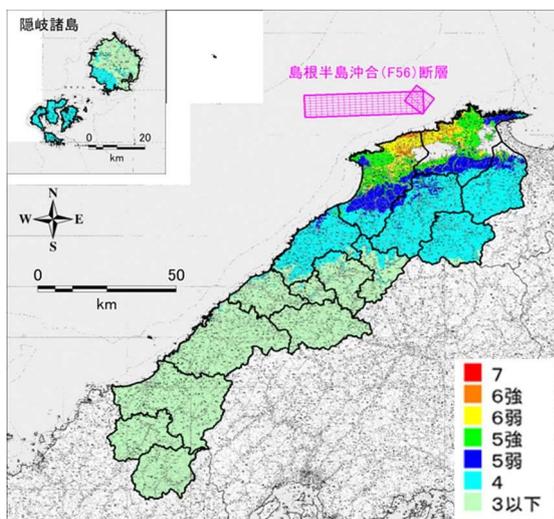


浜田市沖合断層による地震動分布

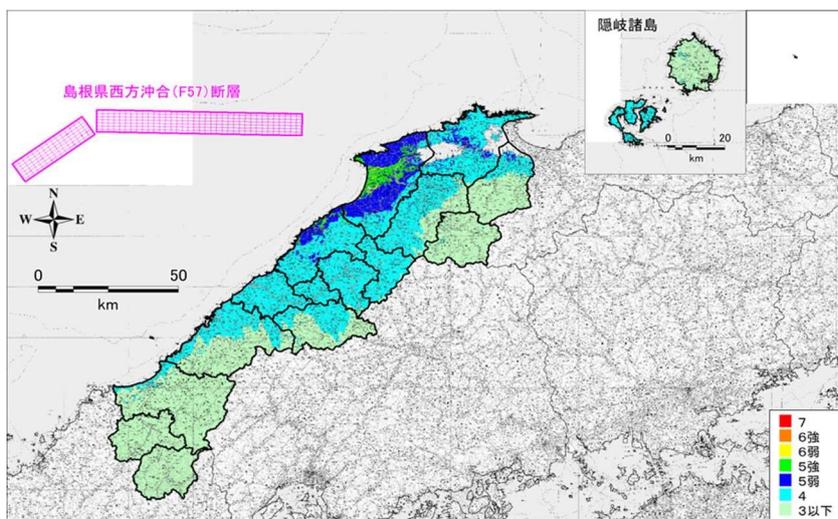
出典：島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）



鳥取県沖合 (F55) 断層による地震動分布



島根半島沖合 (F56) 断層による地震動分布



島根県西方沖合 (F57) 断層による地震動分布

出典：島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）

1-2 被害の想定

表1 被害想定結果一覧表（陸域の地震（冬18時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南方断層	大田市西南方断層	浜田市沿岸断層	弥栄断層帯
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,537	31	251	856	75
		半壊数(棟)	8,954	873	2,579	3,689	952
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩落による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)	想定なし				
	被害合計	全壊数(棟)	3,260	705	591	1,358	363
		半壊数(棟)	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	58	1	3	17	1
		負傷者数(人)	764	47	103	561	46
	急傾斜地崩落による死傷者	死者数(人)	10	2	5	18	8
		負傷者数(人)	188	36	97	341	154
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	2	0	0	0	0
		負傷者数(人)	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	2	1	0	1	0
		負傷者数(人)	46	12	6	16	6
	津波による死傷者	死者数(人)	想定なし				
		負傷者数(人)	想定なし				
	火災による死傷者	死者数(人)	59	0	1	52	0
		負傷者数(人)	200	0	2	175	1
	被害合計	死者数(人)	131	4	9	88	9
		負傷者数(人)	1,222	101	212	799	209

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

表2 被害想定結果一覧表（海域の地震（冬18時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震					
			青森県西方沖合(F24)断層	鳥取県沖合(F55)断層	島根半島沖合(F56)断層	島根県西方沖合(F57)断層	浜田市沖合断層	
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	想定なし	8,440	9,336	2,631	6	
		半壊数(棟)		26,357	38,909	35,532	266	
	液状化による建物被害	全壊数(棟)		403	938	696	56	
		半壊数(棟)		967	2,434	1,894	126	
	急傾斜地崩落による建物被害	全壊数(棟)		114	361	34	50	
		半壊数(棟)		266	842	80	117	
	津波による建物被害	全壊数(棟)		149	386	91	768	0
		半壊数(棟)		790	1,031	227	1,125	2
	被害合計	全壊数(棟)		149	9,343	10,726	4,129	112
		半壊数(棟)		790	28,922	42,411	38,631	511
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	想定なし	146	115	44	0	
		負傷者数(人)		1,844	1,809	1,616	16	
	急傾斜地崩落による死傷者	死者数(人)		4	14	1	2	
		負傷者数(人)		57	176	17	39	
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)		2	2	3	0	
		負傷者数(人)		29	31	35	1	
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)		0	2	1	0	
		負傷者数(人)		11	45	12	5	
	津波による死傷者	死者数(人)		0	164	42	233	0
		負傷者数(人)		0	550	558	314	0
	火災による死傷者	死者数(人)		0	480	340	374	3
		負傷者数(人)		0	2,491	2,620	1,944	61

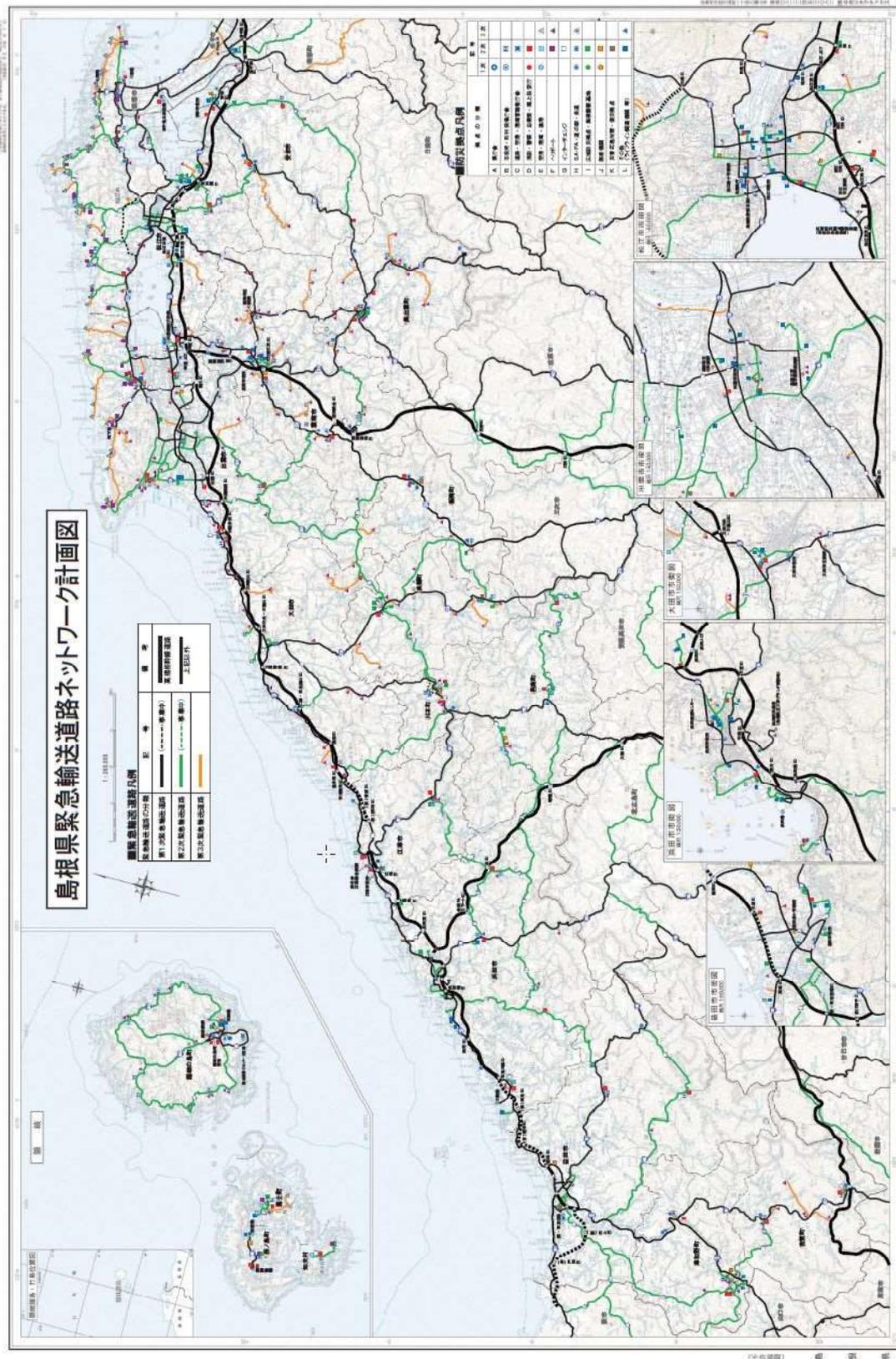
※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※青森県西方沖合（F24）断層については、地震発生減が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

出典：島根県地域防災計画（震災編）（令和7年3月）

2. 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（県土整備事務所管内毎）

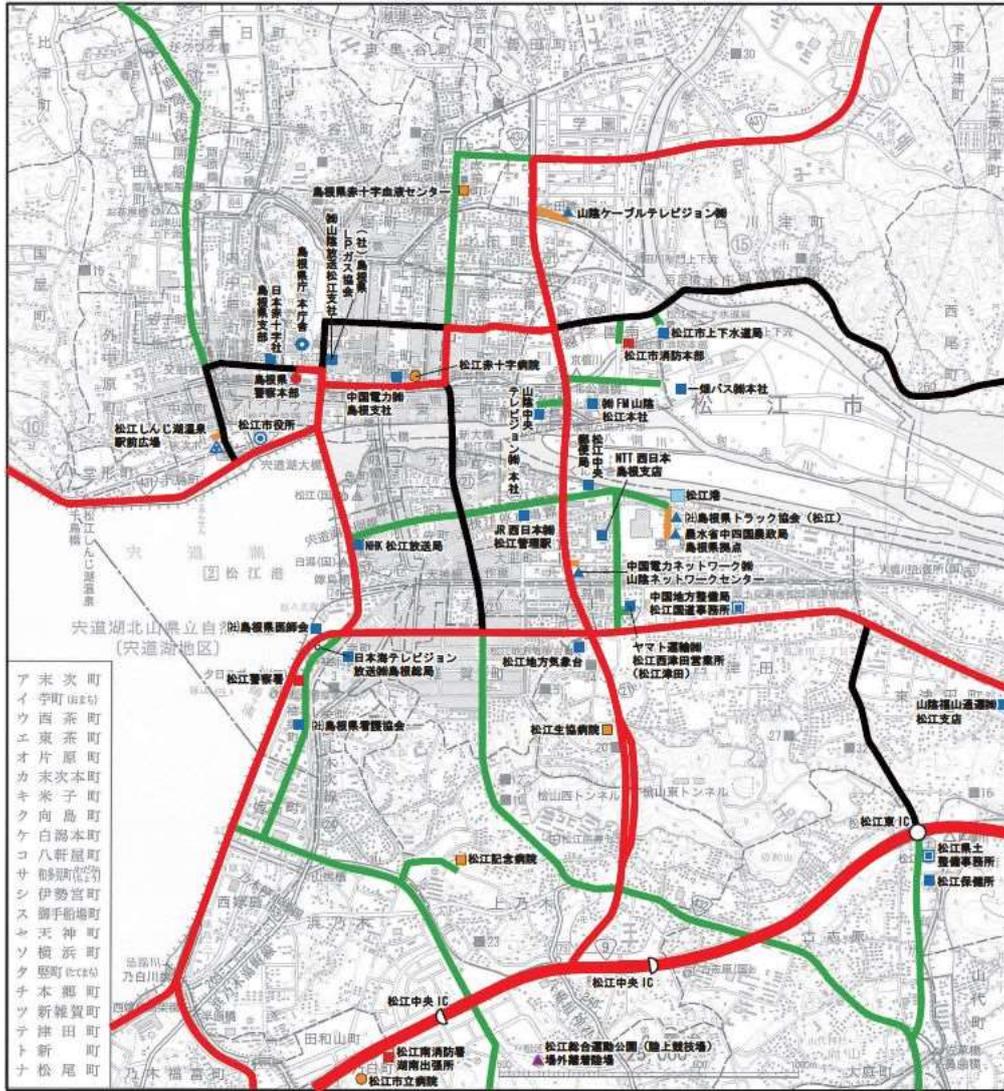
図3 緊急輸送道路網図（島根県全域）



出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和7年9月）

図5 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（2）

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (松江県土整備事務所管内)



■防災拠点凡例

拠 点 の 分 類	記 号		
	1次	2次	3次
A 県庁舎	●		
B 市役所・町村役場庁舎	◎	⊠	
C 道路・空港・港湾管理者庁舎	□		
D 消防・警察・自衛隊・海上保安庁	●	■	
E 空港・港湾・漁港	●	■	▲
F ヘリポート		■	▲
G インターチェンジ		□	
H SA・PA・道の駅・鉄道駅前広場	□	□	▲
I 広域防災拠点・集積備蓄基地	●	■	
J 医療機関	●	■	
K 災害応急対策・復旧拠点		■	
L その他(ライフライン関連機関等)		■	▲

凡 例		
耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路		
■上記以外緊急輸送道路		
緊急輸送道路の分類	記 号	備 考
第1次緊急輸送道路	— (— 事業中)	高規格幹線道路 上記以外
第2次緊急輸送道路	— (— 事業中)	
第3次緊急輸送道路	—	

図7 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図(4)

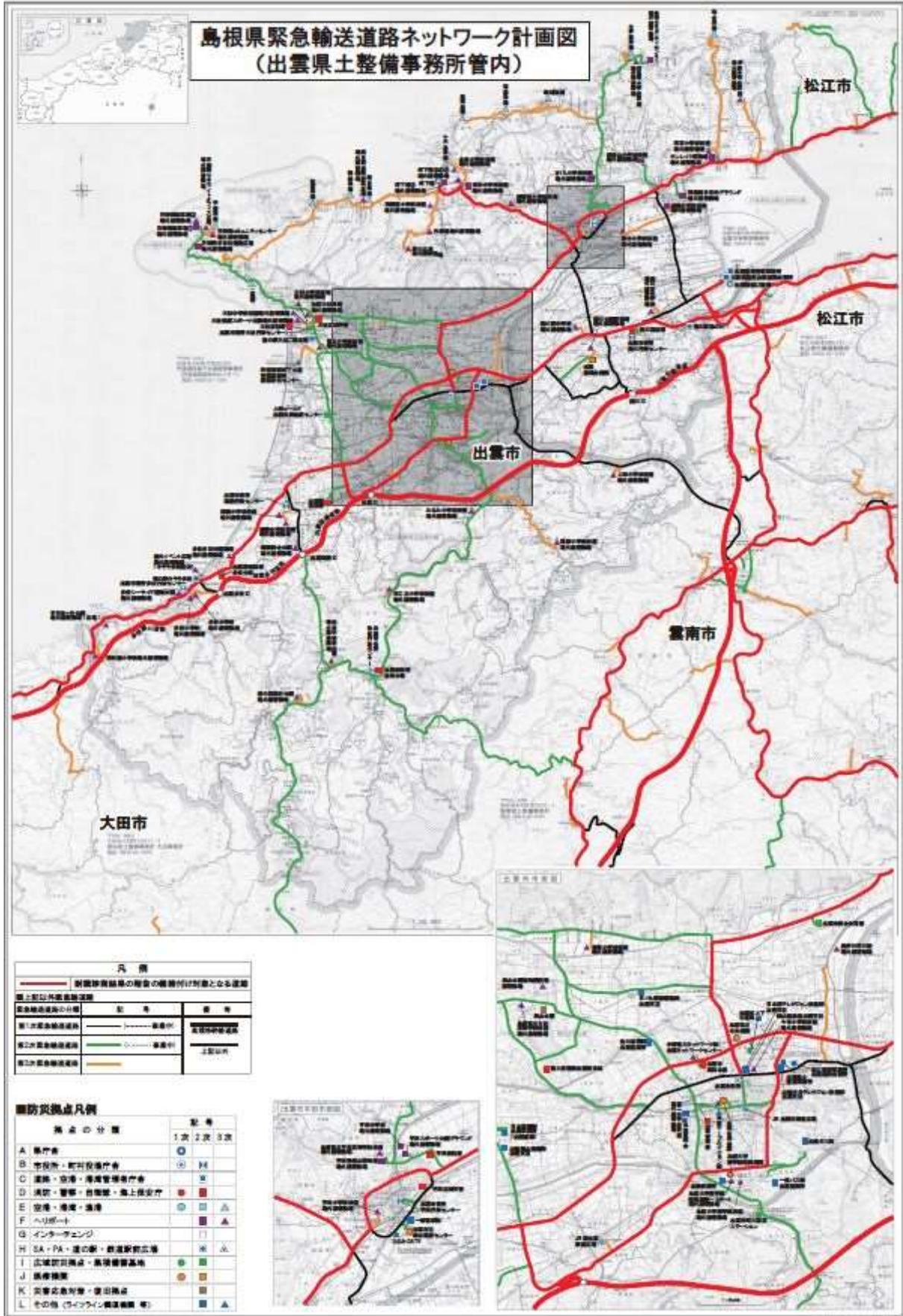


図8 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図(5)

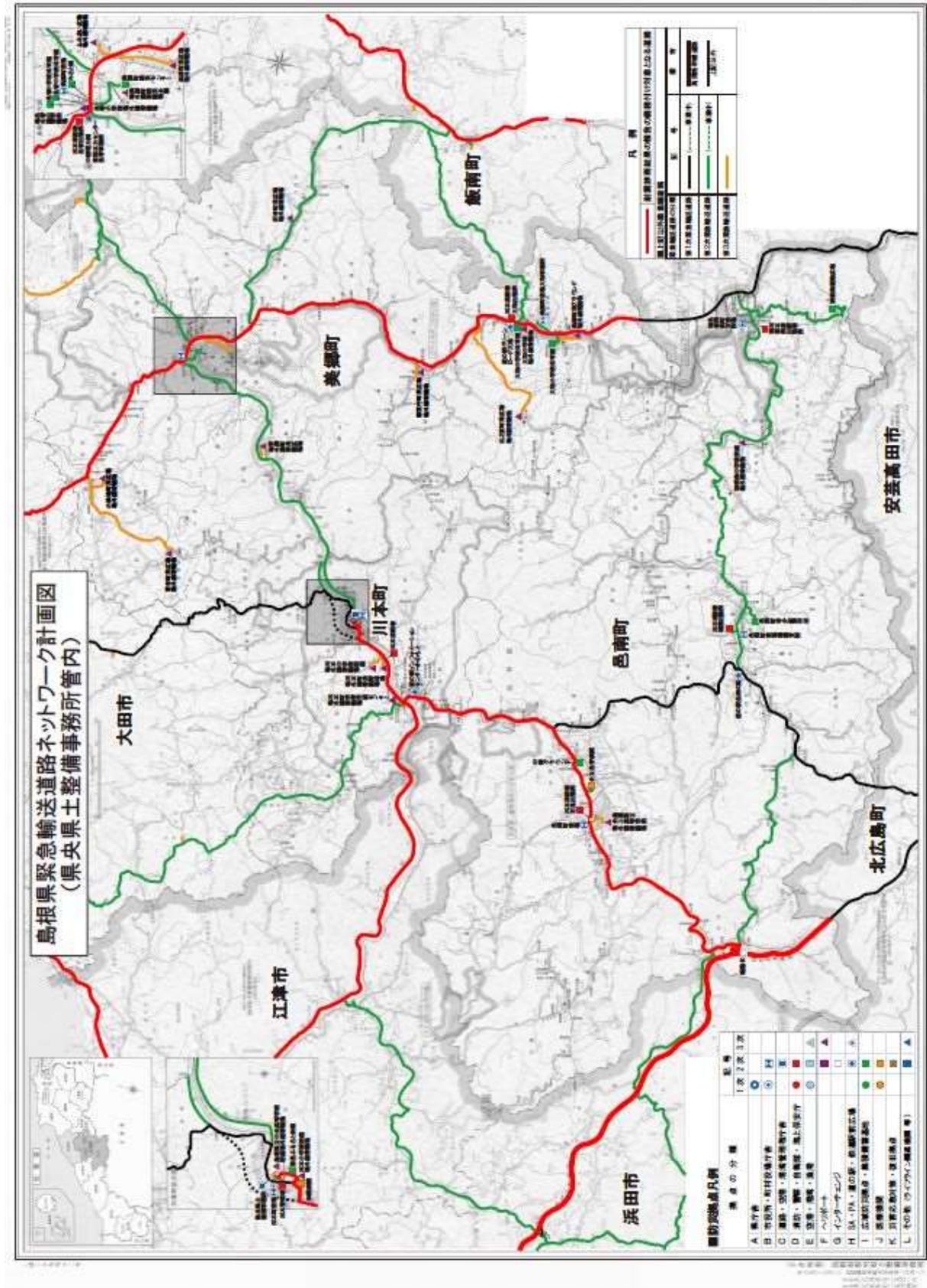


図9 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図(6)

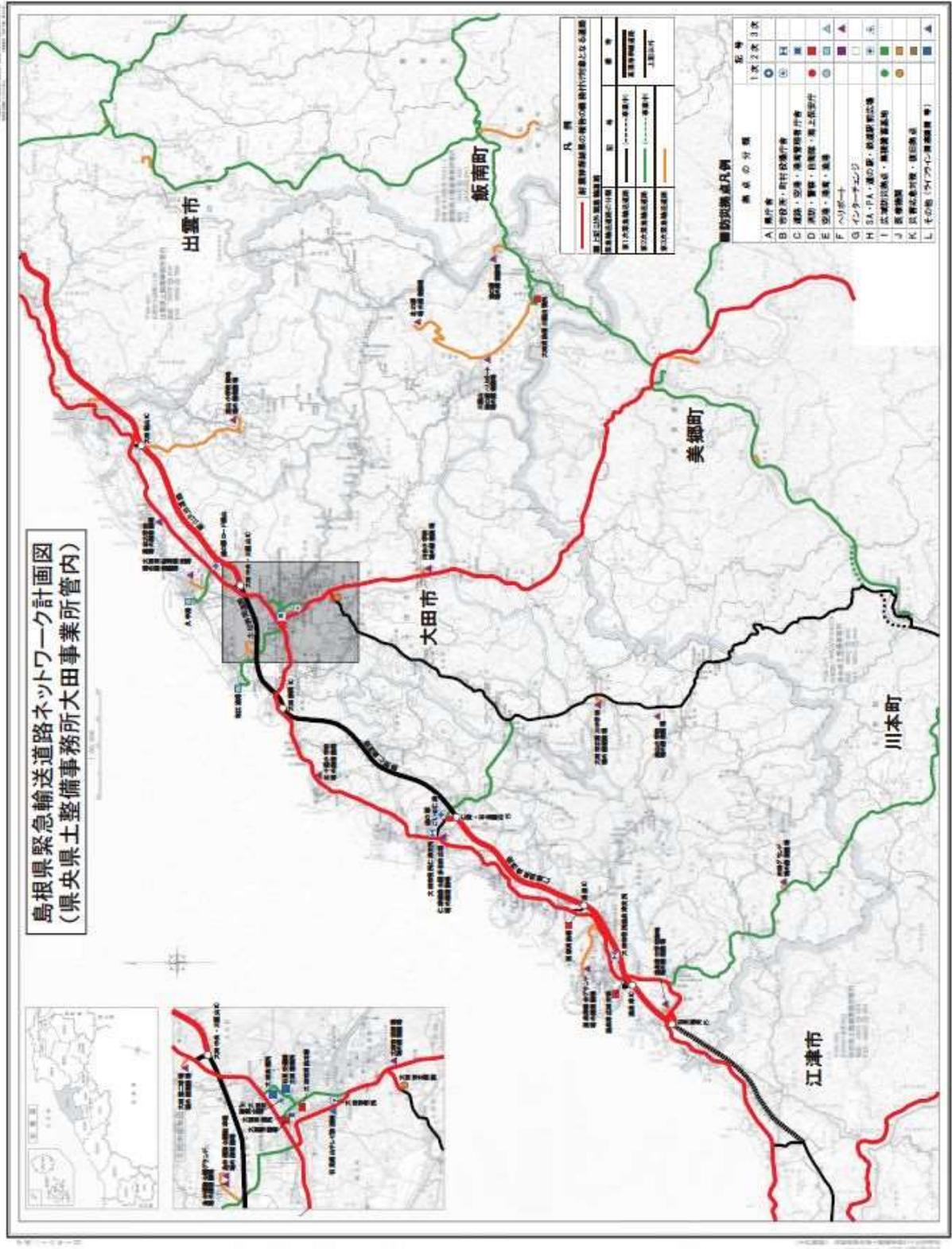


図 10 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（7）

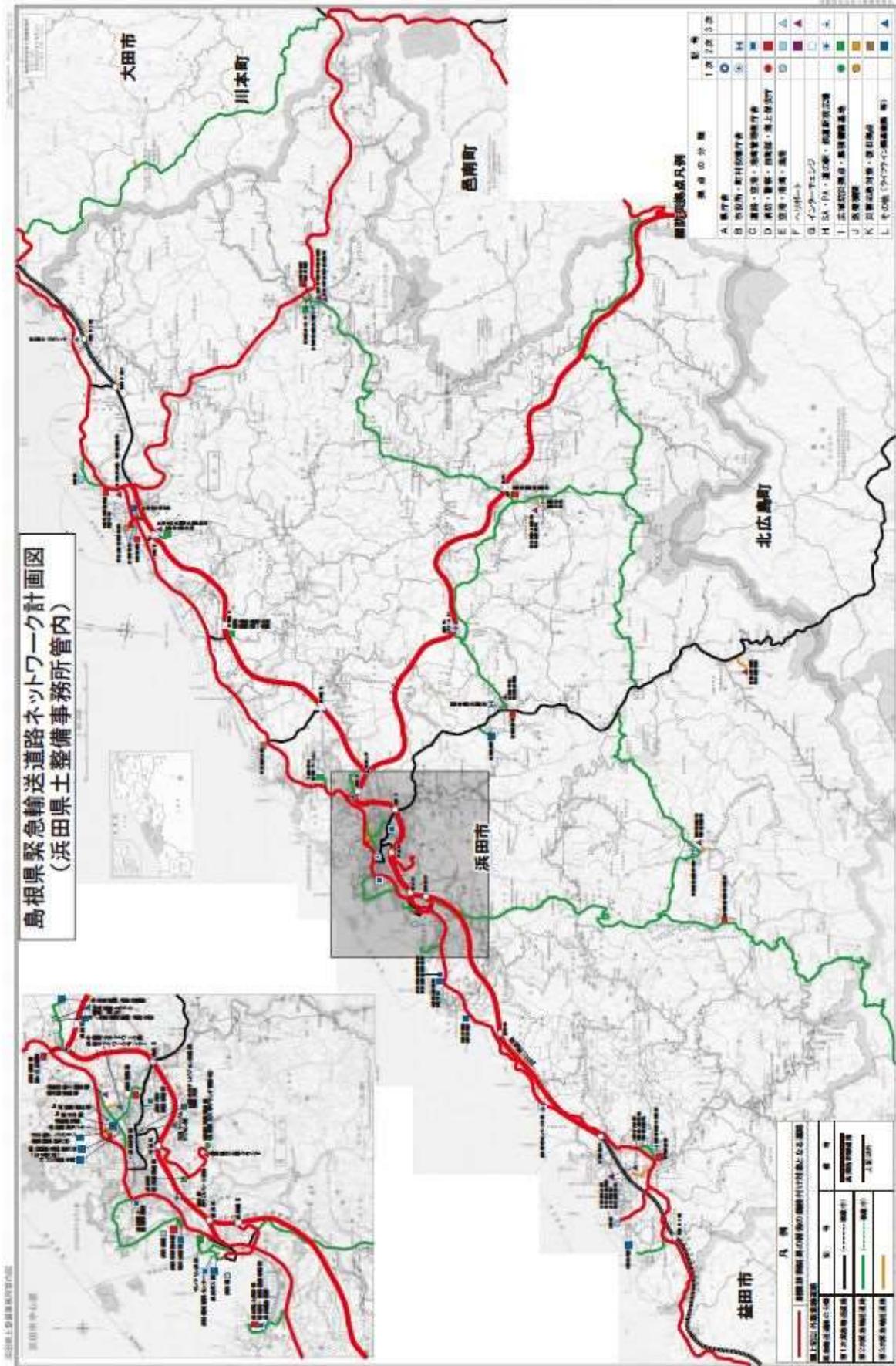


図 12 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図 (9)

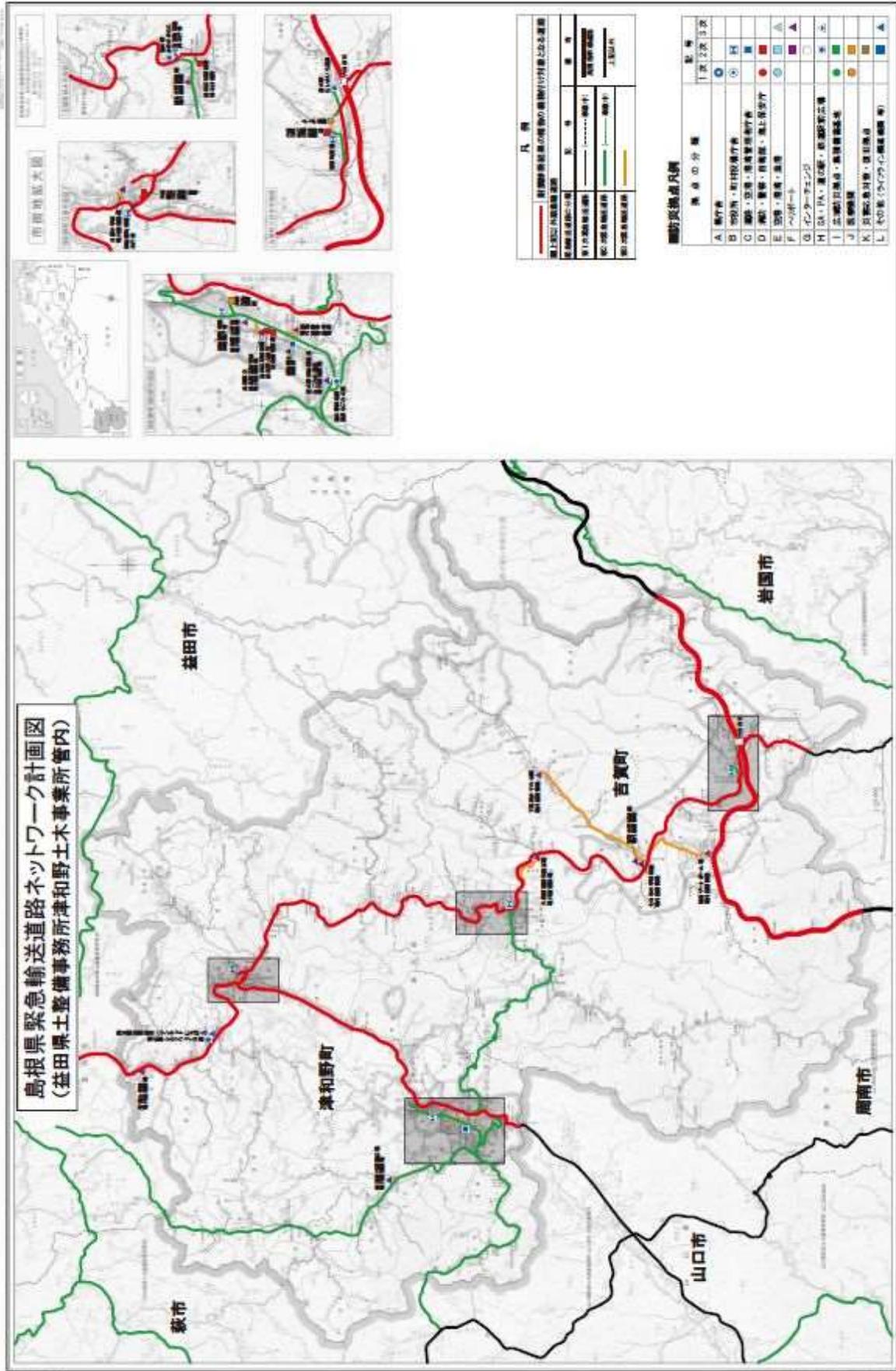


図 13 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図 (10)

